

北広島町 長期総合計画

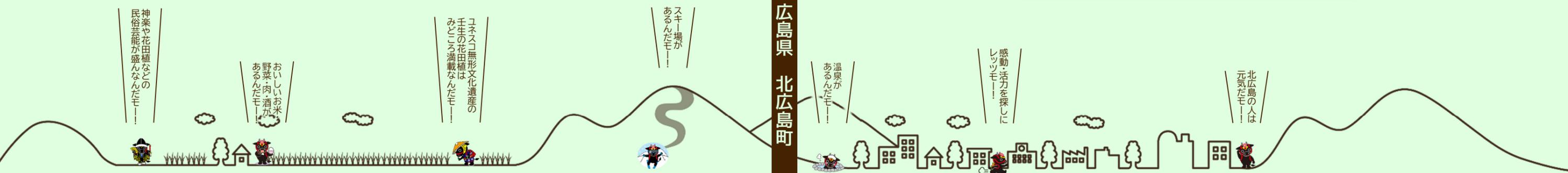
【改訂版】



新たな**感動**・
活力を創る
北広島

～人がつながり、チカラあふれるまち～

広島県 北広島町



はじめに

第2次北広島町長期総合計画（改訂版）の策定にあたって

北広島町は、平成29年3月に第2次北広島町長期総合計画（平成29年度～令和8年度）を策定し、めざすまちの将来像を、「新たな感動・活力を創る北広島～人のチカラがあふれるまち～」とし、住民のみなさんとチカラをあわせて、「協働のまちづくり」に取り組んでまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化は依然として進行し、さらに、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、私たちの日常生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼし、新しい生活様式への対応を余儀なくされるなど、新たな課題も生まれました。

このような社会経済情勢の変化など、時代の潮流に迅速かつ的確に対応するため、令和4年度からの5年間を計画期間とする後期基本計画の策定にあわせ、長期総合計画の改訂を行いました。改訂にあたり、めざすまちのサブタイトルを、「～人がつながり、チカラあふれるまち～」としています。

北広島町に暮らす、私たち一人ひとりが自分らしく活躍し、様々な人とつながり、多様な発想が生まれていく、みんなが主役のまちづくり、人と人がつながり、チカラにあふれたまちになるよう、引き続き、みなさんと「協働のまちづくり」を推進してまいります。

そして、住民のみなさんが、「住みたい、住んで良かった、住み続けたい」と、満足感と幸福感を実感できる、活気あふれるまちづくり、持続可能なまちづくりの実現に向けて取組を進めてまいります。

最後に、本計画の改訂にあたり、熱心にご議論をいただきました北広島町まちづくり総合委員会委員の皆様をはじめ、町民アンケートやワークショップ、パブリックコメントなどを通じて多くの貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

2022年（令和4年）3月

北広島町長 **箕野博司**



～ 目 次 ～

第1編 序論	1
第1章 策定方針	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の構成・期間	3
3. 計画策定で重視する主な視点	4
第2章 北広島町の現状と課題	5
1. 位置・地勢等	5
2. 北広島町を取り巻く社会状況	8
3. 前期基本計画の成果と課題	17
第2編 基本構想	29
第1章 まちづくりの基本理念	30
第2章 めざすまちの将来像	31
1. めざすまちの将来像	31
2. 目標人口	32
第3章 重点方針と施策分野	33
1. 基本構想	33
2. 重点方針	34
3. 施策分野	36
4. 計画の体系	37
第4章 計画の推進方策	39
1. 計画の推進方策	39
2. 計画の進捗を評価・検証する体制の構築	40
第3編 後期基本計画	41
施策分野I 活力ある産業の創造と成長	42
施策I-1 農業・畜産業の振興	44
施策I-2 林業・水産業の振興	48
施策I-3 商工業の振興	50
施策I-4 起業支援と担い手育成	52

施策分野II	にぎわいと活気に満ちたまちづくり	54
施策II-1	暮らしの基盤となる住環境の充実	56
施策II-2	子どもの健やかな成長を支える環境づくり	58
施策II-3	すべての人への充実した教育・学びの提供	60
施策II-4	歴史・文化・伝統の継承と発信	64
施策II-5	移住・定住を促すPRと受け入れ体制の強化	66
施策II-6	交流を生むまちの魅力づくりと観光振興	68
施策II-7	スポーツを通じたまちづくりの推進	72
施策分野III	安心して元気に暮らせる地域の創出	74
施策III-1	地域福祉の推進	76
施策III-2	健康づくり・元気づくりの推進	78
施策III-3	高齢者福祉の推進	80
施策III-4	障がい者福祉の推進	82
施策III-5	人権の尊重・共生社会の実現	84
施策分野IV	生活基盤の強化・強靱化	86
施策IV-1	地域の拠点づくりとネットワークの形成	88
施策IV-2	交通環境の整備と移動に係る利便性の確保	90
施策IV-3	情報通信技術の基盤整備と利活用の推進	92
施策IV-4	生物多様性の保全と持続可能な循環型社会の形成	94
施策IV-5	水を大切にする暮らしの維持	98
施策IV-6	災害や緊急時に強い地域社会の実現	100
施策IV-7	安全な暮らしの確保	102
施策分野V	住民のための行財政運営	104
施策V-1	町民と行政による協働のまちづくり	106
施策V-2	健全な行財政改革	108
資料編		111

第1編 序論

第1章 策定方針

第2章 北広島町の現状と課題

第1章 策定方針

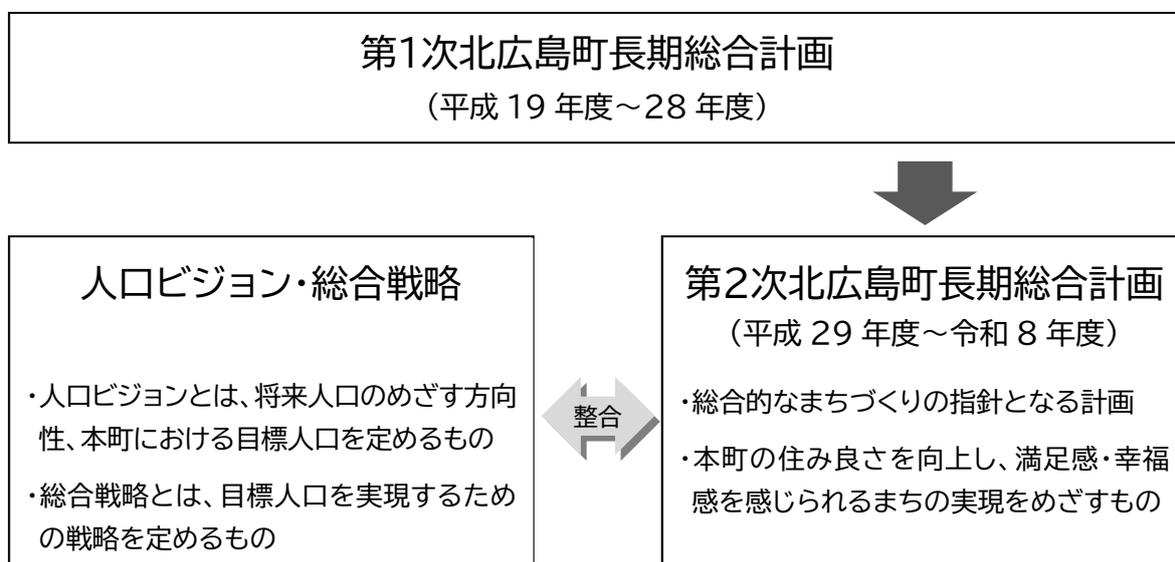
1. 計画策定の趣旨

本町は、平成17年に芸北町、大朝町、千代田町及び豊平町の4町が合併して発足したことに合わせ、北広島町長期総合計画を平成19年3月に策定しました。「地域を再生し、定住・交流の拡大をめざす」ことを目標に、まちづくりを方向づけ、総合的かつ計画的に展開していくための方針を定め、諸施策を展開してきました。

この間、全国的な少子高齢化の進行や社会保障制度の変化、高度情報化社会の急激な進歩、価値観の変化、ライフスタイルの多様化、世界的な規模の経済情勢の変化や環境問題等、本町を取り巻く状況も大きく変化しています。

平成27年10月に策定した「人口ビジョン」及び「総合戦略」は、地方創生^{*}と人口減少克服に向けた新しい人の流れづくりに特化したものです。「第2次北広島町長期総合計画」は、このような社会情勢の変化を踏まえながら、町民との協働^{*}と広域的な連携を軸に、様々な課題を克服し豊かな地域づくりを進め、町民が「住みたい、住んで良かった、住み続けたい」と、満足感と幸福感を感じられるまちをめざし、今後10年間の総合的なまちづくりの指針となる計画として策定しました。

■ 長期総合計画と人口ビジョン・総合戦略との関係



2. 計画の構成・期間

本計画は、長期的展望に基づき、本町の現況及び将来予想される様々な課題に対して、町民生活の質の向上と豊かな社会の構築をめざすものです。

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成します。

基本構想

本町が今後実現すべき「めざすまちの将来像」を提示し、将来像の実現に向けた重点方針や人口目標、施策分野等の基本的な方向を示すもので、基本計画、実施計画の基礎となる構想です。

計画期間は平成 29 年度から令和 8 年度の 10 年間とします。

基本計画

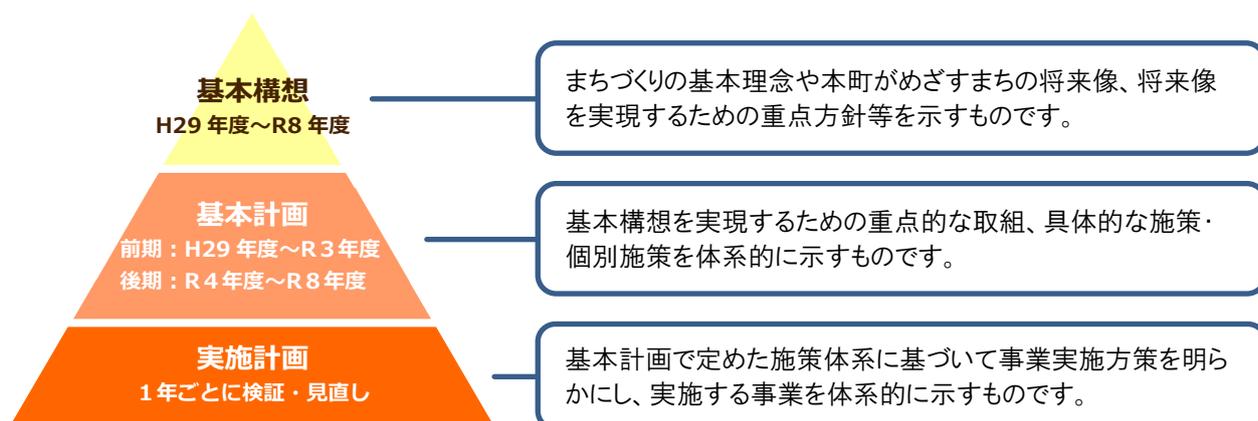
基本構想に掲げた将来像を具体化し、多岐にわたる施策・事業を展開していくため、各部門における具体的な諸施策や整備事業を体系的に計画するものです。

計画期間は平成 29 年度から令和 3 年度の5年間を前期基本計画、令和 4 年度から令和 8 年度の5年間を後期基本計画とします。

実施計画

基本計画において定めた諸施策や整備事業を着実に推進するための具体的な事業内容と財政計画を示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

1年ごとに検証・見直しを行います。



3. 計画策定で重視する主な視点

第2次長期総合計画では、以下の視点を重視して、計画策定を進めました。

(1) 時代の変化に対応する柔軟な計画づくり

時代の潮流に合わせ、施策の優先性、重要度を重視しながら、柔軟に対応することができる計画づくりをめざします。

(2) 実行性を高める工夫を伴った計画づくり

将来像やまちづくりの目標を設定し、達成に向けた取組と、実行性を高める工夫を伴った計画づくりをめざします。

(3) 住民参加による策定と、策定後の住民との協働を促進する計画づくり

計画策定段階から積極的な住民参加の場を設けるとともに、策定後も住民との協働のもとでのまちづくりを促進する計画づくりをめざします。

(4) めざす姿・取組の方向性が「わかりやすい」計画づくり

本町がめざす姿と取組の方向性をわかりやすく伝えるとともに、行政と住民の協働による計画づくりをめざします。

(5) 地域性・独自性のある計画づくり

地域の実情やこれまで育まれてきた本町の歴史・文化を踏まえ、地域性と独自性のある計画づくりを進めます。

第2章 北広島町の現状と課題

1. 位置・地勢等

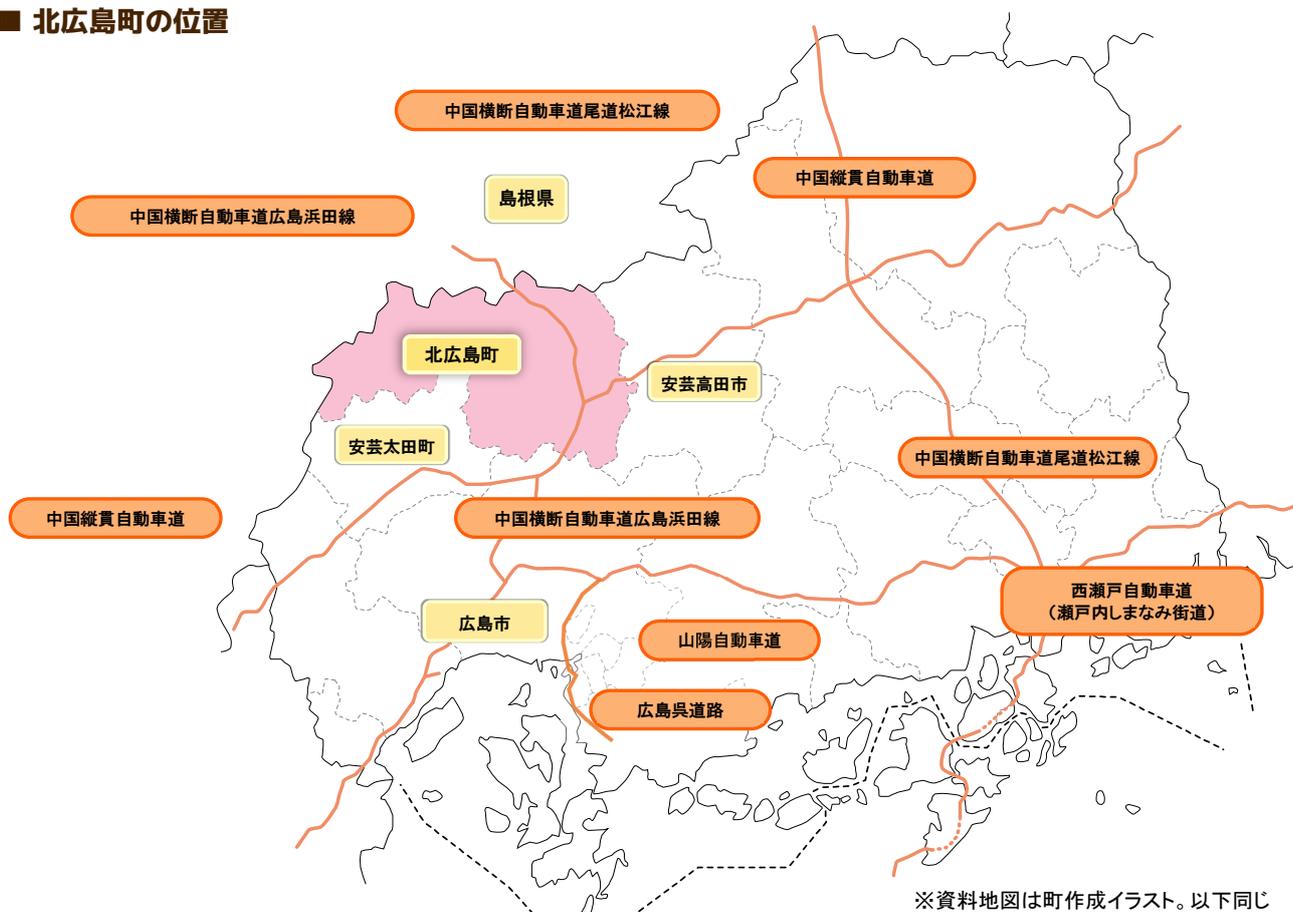
(1) 位置

本町は、広島県の北西部である芸北地域のほぼ中央部に位置し、中国地方の中でみても中央部に位置する地域です。本町の北及び西は、中国山地の稜線が連なり、それを境に島根県と接し、東には安芸高田市、南には広島市や安芸太田町が位置しています。行政区域の面積は、646.20k㎡であり、山県郡全体のおよそ3分の2を占めています。

本町における主要な道路網としては、中国縦貫自動車道（中国自動車道）と中国横断自動車道広島浜田線（浜田自動車道）、一般国道186号、191号、261号、433号等が通り、インターチェンジが2か所設置されるなど、山陰山陽の中間における交通の要衝となっています。

さらに、広島都市圏に接していることや交通条件、そして地域資源の活用等によって、観光・レクリエーションエリアとして、都市部との交流が多い地域です。中国・四国・九州地方において最も本格的なスキー場が集積する町です。

■ 北広島町の位置



(2) 地勢

本町と島根県との県境付近には、中国山地の稜線が位置し、西から高岳、大佐山、冠山、天狗石山、三ツ石山、阿佐山、畳山と1,000m級の山々が連なります。北西側の芸北地域では、県境付近以外にも臥竜山、掛頭山、毛無山等1,000m級の山があり、集落地や農地は標高700m台、600m台が中心で、800m台には牧場も位置し、高原状の地形となっています。また、本町の北東側の大朝地域は、芸北地域よりも標高は低いものの、江の川やその支流沿いに標高400m前後の平地部が広がり、寒曳山等の山々やそれから延びる丘陵地等とともに、高原状の地形を構成しています。

これら高原状の地域の南に、千代田地域、豊平地域は位置します。このうち千代田地域は、江の川沿いにまとまった平地が盆地状に広がり、なだらかな丘陵地も存在します。豊平地域は、山々に抱かれながら平地部・集落地等が点的に立地し、高原状・盆地状の地区、丘陵地、河川沿いの山間地、棚田集落等、多様な地形条件となっています。

本町は中国地方を代表する江の川水系と太田川水系の2つの源流域に当たり、主として東側が江の川水系、西側が太田川水系となり、それぞれが日本海と瀬戸内海の2つの海につながります。

■ 北広島町の地形・水系

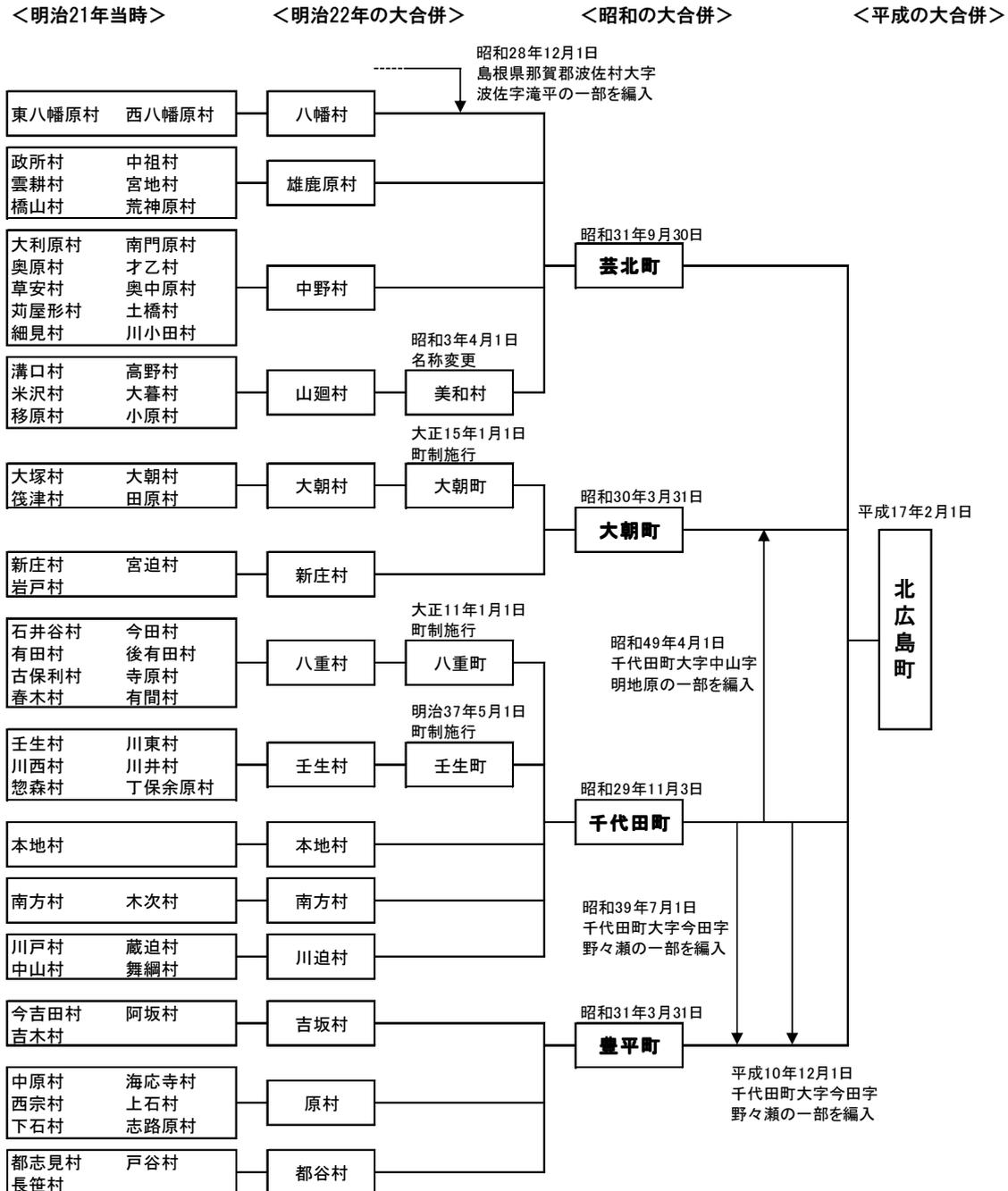


(3) 町の変遷

本町は、明治22年に明治の大合併で14村となり、昭和29年から昭和31年にかけての昭和の大合併を経て4つの町(芸北町、大朝町、千代田町及び豊平町)となりました。

平成17年2月1日、4つの町が合併して北広島町が誕生しました。

■ 町の変遷



2. 北広島町を取り巻く社会状況

近年の社会状況の変化及び今後想定されるリスクを以下の通り踏まえ、今後 10 年間のまちづくりの方向性を検討しました。さらに、後期基本計画策定に際して令和3年度における現状を踏まえ、施策検討の一助としています。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化

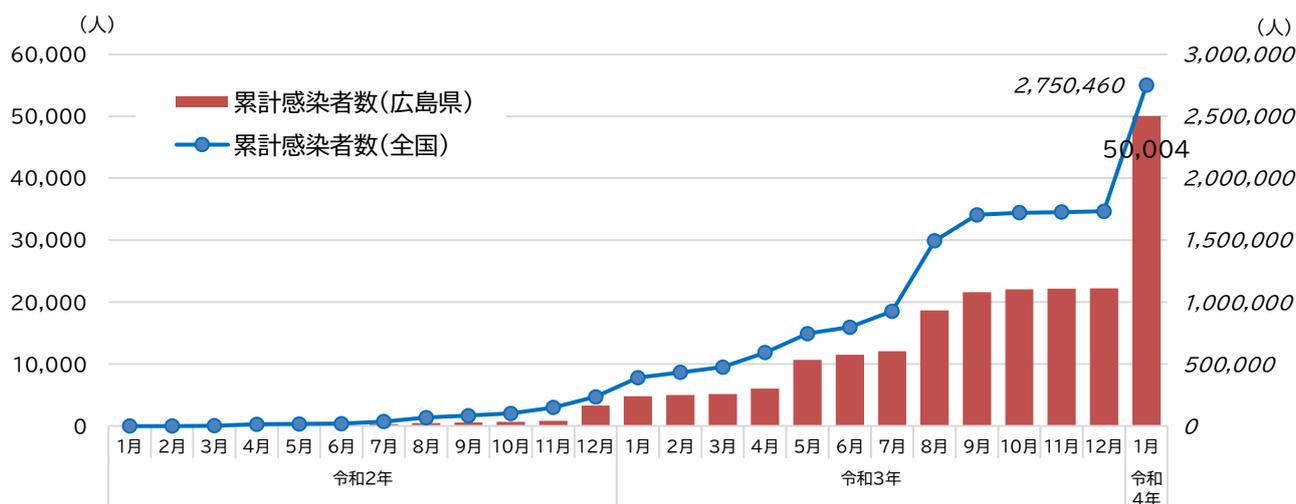
令和2年になってから世界中に感染が拡大し、多数の死者や社会情勢に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) により、国内すべてに緊急事態宣言が発出され、経済活動そのものの停止や生活様式の一変など、これまででは考えられないような対応が求められる状況が続いています。

日常生活、経済活動、観光、安全・安心、地域コミュニティ、最新テクノロジーなど、あらゆる場面で活動の自粛や停滞、新たな技術の一般活用といった様式の変容が起こっており、様々なダメージを受けるとともに、新しい時代や新常識の確立による新たなまちづくりや経済活動の形が出現しており、柔軟な対応を求められる変化の節目となっています。

北広島町では・・・

町自体でのコロナ感染者数は突出して多くはありませんが、広島県全体でのコロナ感染者増加を機に、緊急事態宣言が複数回発出され、本町においても飲食店や公共施設の自粛など、多大な影響を受けることとなりました。※町の累計感染者数 336 名 (令和4年2月 20 日時点)

■ コロナ感染者数 (発表) の推移 (NHK まとめ)



(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) に向けた取組

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成 27 年に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際目標のことで、世界全体の経済、社会及び環境の3側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 年を年限とする 17 の国際目標と 169 のターゲット、232 の指標が定められました。

国においても、内閣府に「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」が設置され、具体的な取組について「SDGsアクションプラン」が策定されています。SDGsの多様な目標の追及は各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生の推進につながることを期待されています。

北広島町では・・・

まちづくり基本条例を制定し、新しい次代を見据え、人権を尊重し、心豊かな人づくりを行いながら、地域の資源を生かして、暮らしの安心と美しい自然を守っていける住み良い北広島町を創ることを決意しました。「持続可能なまち」をめざし、将来世代が希望を持ち続けることができ、北広島町にかかわるすべての人による協働のまちづくりへの取組、AI※ (エーアイ)、IoT※ (アイオーティー)、ICT※ (アイシーティー) などのデジタル技術を活用した、DX※ (デジタルトランスフォーメーション) の実現に向けた取組を展開しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs が掲げる 17 のゴール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさも守ろう |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナリシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

※経済、社会及び環境の3側面の調和を図りながら SDGs の達成へ貢献するため、後期基本計画においては、SDGs の 17 のゴールに対応するアイコンを各施策に表示し、それぞれの施策がどのゴールの達成に関係の深い取組であるかを示しています。

(3) 少子高齢化・人口減少社会への対応

国においては重点的に少子化対策、高齢化社会対策が進められてきましたが、少子高齢化には歯止めがかからず、令和7年には団塊の世代[※]が75歳以上となり、支援の必要な高齢者が増加することが見込まれます。

主に少子化の原因は未婚化、晩婚化、有配偶出生率の低下などが挙げられ、その背景には個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む多様な要因があるとされています。

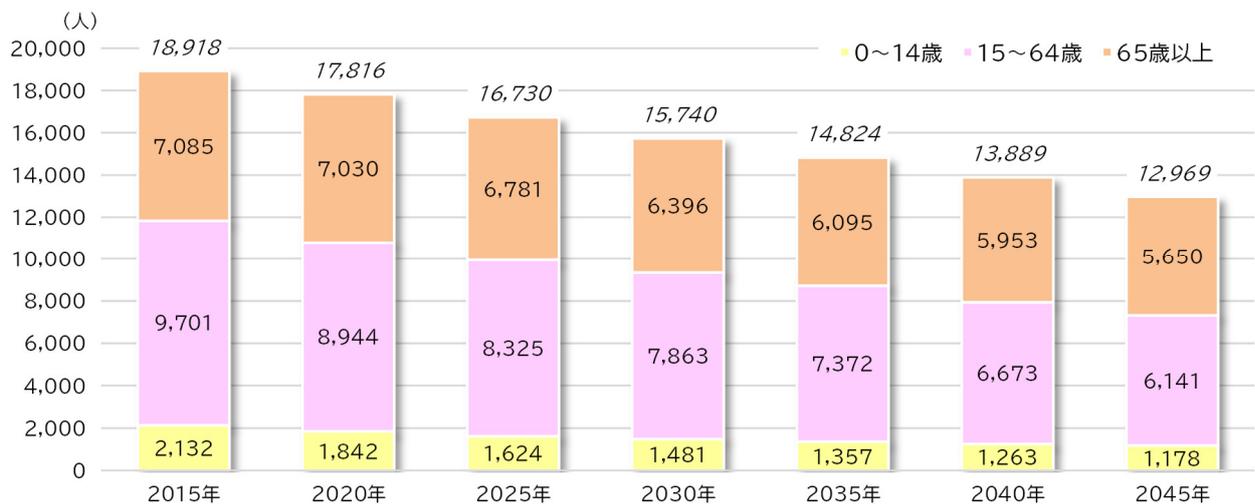
少子高齢化に伴う人口減少は、医療・介護・年金などに要する社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小、空き家の増加、地域公共交通の縮小、地域コミュニティの衰退、伝統文化・技術の継承の問題など、社会生活における様々な悪影響が生じることが懸念されます。

こうした状況に対し、国及び地方公共団体は「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかける地方創生の取組を行っています。また、令和2年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、低下した出生率を回復させている諸外国の施策等を参考にしながら、働き方改革や男性の育児参加を中心に長期的な展望に立った総合的な少子化対策を進めていくこととされています。

北広島町では・・・

平成27年(2015年)の総人口18,918人が本計画満了期間である令和8年(2026年)に最も近い推計年、令和7年(2025年)には16,730人と2,000人以上が減少するとされています。65歳以上の高齢者割合は、平成27年の37.5%から令和7年には40.5%まで上昇すると推計されており、1人の高齢者を生産年齢人口1.23人が支えるという状況が予想されます。

■ 北広島町の人口推計 (社人研推計 2018)



(4) 地域経済の活性化とグローバル化※への対応

日本の経済動向は企業の世界進出や海外企業の国内展開などグローバル化の動きが活発化してきています。近年は米中の通商問題といった外需の一部が国内経済に影響をもたらしているものの、雇用・所得環境の改善が続き、個人消費、企業の設備投資等は増加傾向で推移しており、内需については緩やかに景気回復につながっていました。

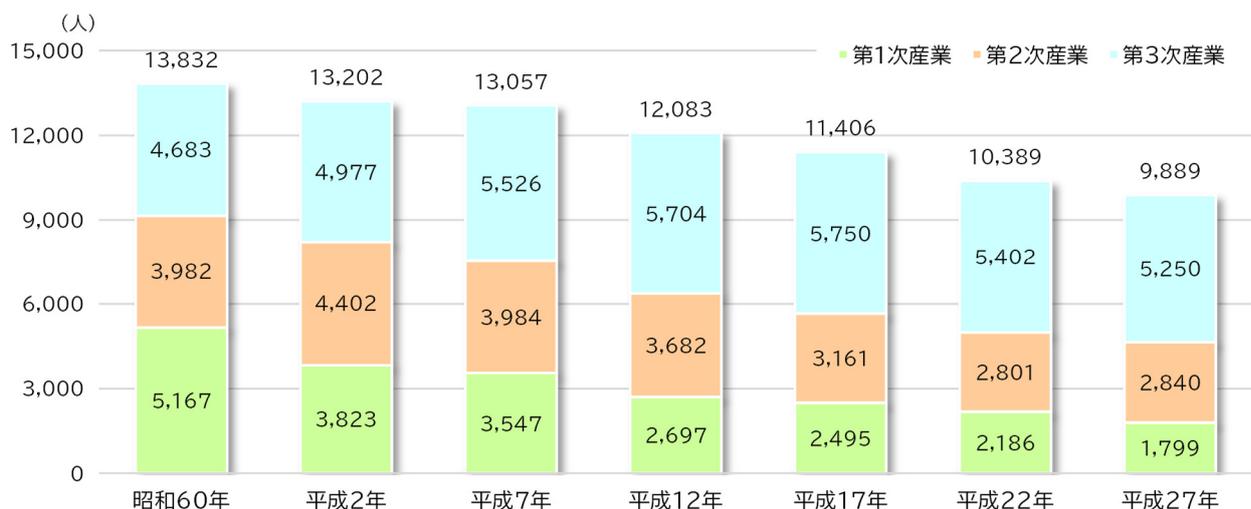
また、特に研究開発やソフトウェア投資の伸長をみると、AI やロボット技術実装をはじめとする「^{ソサエティ}Society 5.0※」の実現に向けた取組が着実に進められています。

しかしながら現在、新型コロナウイルスにより、内外経済に甚大な影響をもたらしています。緊急事態宣言や外出自粛により、観光・運輸、飲食、イベントを中心とした経済消費が極端に落ち込み、倒産や廃業を余儀なくされる事業者も少なくありません。令和2年4月に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」においては、雇用と事業と生活を守るための支援や対応を図りながら、事態収束後の反転攻勢に向けた需要喚起及びデジタル化、リモート化などの社会変革の推進により、持続的な成長軌道に引き戻す対策がとられています。

北広島町では・・・

第1次産業の就業者数の占める割合が減少する一方で、第3次産業の就業者数は平成27年で全体の半数以上を占めています。農業は本町にとって基幹となる産業であり、その持続的発展のためには、農業者を始め地域全体として関係者が一体となった取組が必要です。人口減少や少子高齢化に伴った市場の縮小や労働力不足といった課題に対し、ICT 化やグローバル化の流れに適応しつつ、人材確保や地域づくりなど、あらゆる分野で新しい価値を創造していくことが求められています。

■ 北広島町の産業構造の推移（国勢調査）



(5) 観光形態の変化

令和元年において、訪日外国人旅行者の増加はラグビーワールドカップ等の影響もあり、過去最高となる3,188万人となり、7年連続で過去最高を更新しています。令和元年6月に決定された「観光ビジョン実現プログラム 2019」において、多言語対応やWi-Fi、キャッシュレス^{*}対応など外国人観光客のための環境整備、外国人が楽しめる場の設置など、地域の新たな観光コンテンツの開発等に取り組まれており、リピーター訪日外国人の大都市から地域への流入も増加しています。国内旅行についても旅行消費額や延べ宿泊者数は増加傾向で推移しており、国内の観光消費額の8割は日本人観光客が占めています。

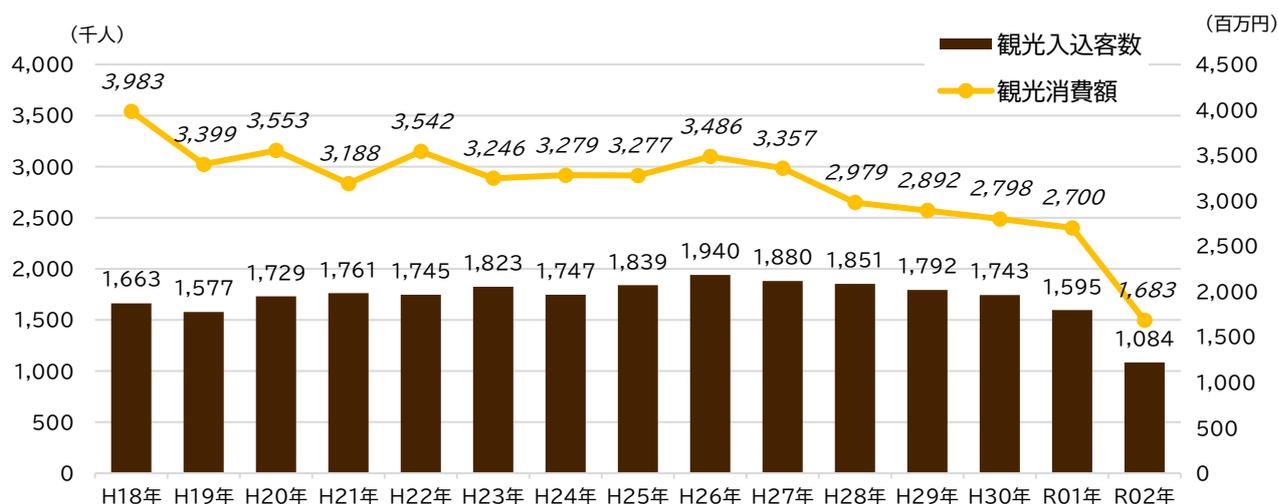
しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、入国制限等が行われ、令和2年4月には訪日外国人旅行者数が前年同月比でマイナス99.9%まで落ち込みました。国内でも外出自粛により観光需要は極めてゼロに近くなり、旅行や宿泊はもとより、地域における貸切バス、飲食、物品販売などの業界で直接的な打撃を受けています。収束後の反転攻勢に向けた基盤整備を含め、「新しい生活様式」での旅行スタイルのあり方の検討が求められています。

北広島町では・・・

町の観光入込客数は平成26年度まで全体としては増加傾向にありましたが、その後、減少傾向が続いています。令和2年には、総観光客数は年間146万人、うち町外から108万人が訪れています。広島県全体に占める北広島町の総観光客数の割合は3%台で推移しています。

観光消費額は減少傾向、令和2年の1人当たりの観光消費額は1,153円と、県内他市町と比較しても低位となっており、地域資源を活用した新たな施策の展開や宿泊を伴う長期滞在の促進、町内周遊のための環境整備に取り組んでいます。

■ 北広島町の観光客数及び消費額の推移（広島県観光客数の動向）



※1人当たりの観光消費額＝総観光消費額／総観光客数（令和2年の総観光客数は1,459千人）

(6) 安全・安心への意識の高まり

平成 23 年の東日本大震災をはじめ、平成 27 年の関東・東北豪雨に係る洪水被害、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年西日本豪雨災害、令和元年東日本豪雨災害など、大規模な自然災害が増えているほか、食の安全に係る問題、子どもや高齢者をねらった犯罪、悪質商法等の消費生活に関する問題など、様々な面から安全・安心が求められています。

このため、国においては例え災害が起こっても、命を守りつつ、あらゆる事態を想定した迅速で柔軟な対応が可能となるよう「国土強靱化基本法」を定め、地域と連携した体制の確立を図っています。

また、子どもや高齢者の見守り活動をはじめ、災害時の救援活動、地域の防災活動等に大きな役割を持つ地域コミュニティの必要性が見直され、それぞれの地域やニーズに合った体制づくりが急務となっています。

一方で、感染症に対する危機意識は、コミュニティ等における集まりや普段の接し方にも変化を必要としており、これまでの地域コミュニティによる支え合いの体制等にも新たな考え方が求められています。

北広島町では・・・

土砂災害の発生の原因となる危険渓流や急傾斜地等の危険箇所について、見直しや改修を行っています。また、災害時に情報発信・情報収集が可能となる環境を整備しました。そのほか、町民、自主防災組織等の地域及び関係機関、事業者、行政が一体となって防災や減災※に取り組んでいます。

(7) 高度情報化社会への対応

パソコンやインターネット、スマートフォンなどに代表される情報通信技術が世界規模で飛躍的に発展・普及し、容易に時間や場所を越えて情報の発信・受信が可能となる環境が整いつつあります。これにより、多様な情報の入手などが可能となり、テレワーク※、リモートワーク※など人々の生活スタイルや経済活動など、社会のあり方全般に大きな影響を与えています。

スマートフォン等の普及に連動したSNS^{エスエヌエス}※(Social Networking Service)の普及に合わせて、個人が保有するモノ、場所、スキル、時間などの遊休資産に関して、インターネットを介して他者と共有する「シェアリングエコノミー」が一般的に利用されはじめており、「デジタル経済」と呼ばれる新たな経済の形が生まれています。

また、医療や介護の分野における ICT の活用のほか、自動車、家電などあらゆるモノがインターネットにつながることで、情報のやりとりが可能になる「モノのインターネット」IoT(Internet of Things)による新たな付加価値の創出なども進んでいます。

国においては第4次産業革命(IoT、ビッグデータ※、AI、ロボット、シェアリングエコノミー等)による技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、サイバー空間と現実世界を高度に融合させることにより、経済発展と社会問題を解決する「Society5.0」の実現をめざし、国連が掲げる SDGsにも貢献することが期待されています。

しかし、情報化が進む一方で個人情報保護や情報格差の問題、ネット上における特定個人への誹謗中傷、情報通信技術を悪用した犯罪の増加、情報過多とも言える多くの情報から正しい情報の享受・活用などの課題が生じており、これらを踏まえつつ、高度情報化を活用したまちづくりを進めることが求められています。

北広島町では・・・

多様な情報通信網の整備・利用促進や、便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供・効率的な行政運営に向けた電子自治体の実現に取り組んでいます。

(8) 持続可能な循環型社会[※]の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源消費型の社会経済システムにより、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題が深刻化しており、国際的枠組みで対策が講じられています。

わが国でも令和3年10月策定の「第6次エネルギー基本計画」により、「2050年カーボンニュートラル」や2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されるとともに、気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組が示されています。

脱炭素[※]、循環経済、分散型社会への移行とポストコロナ[※]の経済社会の再設計が必要となっている現在、後世へ美しい自然環境や健全な生態系を維持していくためにも、ごみを減らしエネルギーを節約するのはもちろんのこと、一人ひとりが身近な生活の中で意識改革を図り、社会変化への対応と環境の保全に取り組んで行く必要があります。

北広島町では・・・

地域で調達できる資源を活用した地産エネルギーをはじめとした再生可能エネルギー[※]の普及に取り組んでいるほか、「北広島町生物多様性[※]の保全に関する条例」や「生物多様性きたひろ戦略」に基づいた環境保全を進めています。

(9) 誰もが尊重され活躍できる社会への対応

社会の成熟化に伴って、働き方や生き方における価値観が多様化し、ワーク・ライフ・バランス[※]の実現など、個人が自分の希望を実現できる社会環境づくりが求められています。

こうした中、性別や年齢、障がいや病気の有無にかかわらず誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現が政府において掲げられており、これに伴い、地方創生や生涯活躍のまち（日本版CCRC）、子どもの貧困対策や女性活躍の推進などの制度改革を進めています。

特に、男女共同参画において女性活躍の推進に向けた重点取組として男性の家事・育児参画や子育て・介護基盤の整備による女性の働きやすい環境づくりなどに力を入れられています。また、「共生社会」の実現をめざす中で、平成31年には「障害者活躍推進プラン」において、障がいのある人が個性や能力を生かして活躍できる施策の推進が図られています。

北広島町では・・・

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援をする、ネウボラ[※]きたひろしま「てごてご」を開設し、子育て世代のサポートをしています。また、「第2期北広島町スポーツ振興計画」においては、心と施設のバリアフリー[※]を推進し、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関係なく、全ての人が「きたひろスポーツ」を通じて交流し、誰もが安心して健康に暮らせる共生社会の実現に向けた取組を進めています。

(10) 地域経営の視点による行財政運営の確立

国や地方公共団体では、地方分権や地方創生の取組が進められており、自らの責任と判断により創意工夫して、地方での生活や仕事の希望を実現できるまちづくりが求められます。一方、少子高齢化・過疎化の進行に伴う税収減や老朽化が進む公共建築物・インフラ施設*の更新問題等により、今後の財政状況はますます不確実性が増し、厳しいものになることが予測されます。

住民の価値観・ライフスタイルの変化や日常生活圏の拡大に伴い住民ニーズは多様化・高度化しており、画一的な行政サービスでは十分に応えることができなくなっている状況もうかがえます。

こうした中、国や地方自治体では政策目的を明確化したうえで統計データ等の合理的根拠(エビデンス)に基づいた政策立案を行う EBPM の推進により、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保を図っています。

今後は地域経営の視点で、官民協働をより強化し自立した地域運営の仕組みを構築する必要があります。

北広島町では・・・

社会保障費の確保や公共施設の更新等、対応が必要な問題が数多くある中で、今後、人口減少により税収減が予測されます。また、芸北地域、大朝地域、千代田地域及び豊平地域、それぞれの特色を生かしながら、まちづくりを進めています。

3. 前期基本計画の成果と課題

これまで、第2次北広島町長期総合計画基本構想では、北広島町の将来像を

新たな感動・活力を創る 北広島 ～人のチカラがあふれるまち～

と設定しました。この将来像には、それぞれ、以下の様な思いが込められています。

新たな感動・活力

人口減少や少子高齢化、過疎化といった社会状況の変化に対応する暮らし方を新たに創っていく、という思いを込めています。子供たちに対する教育や、農山村交流、神楽や花田植等の歴史・文化、町民相互の交流・活動等により、町民及び来訪者が、北広島町の人・自然・文化にふれることで、北広島町だからこそ味わえる感動が提供できるまちをめざすという思いを表現しています。

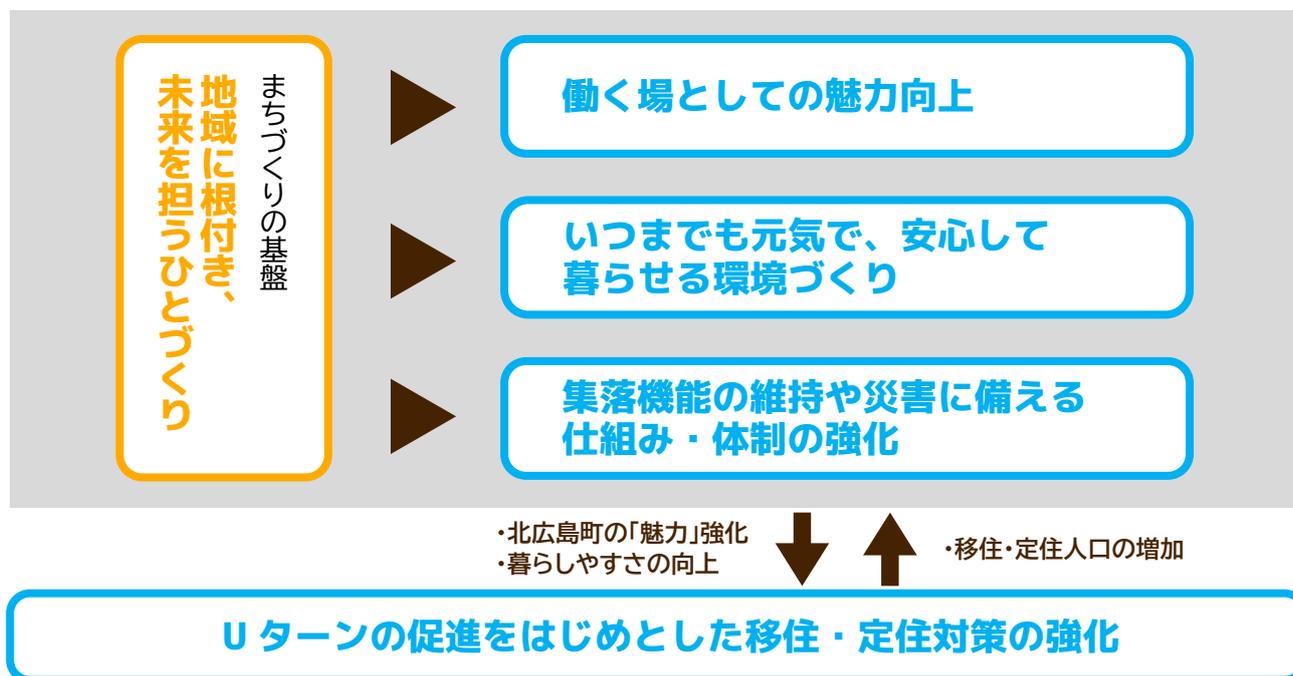
また、新たな活力によって、あらゆる産業の振興、にぎわいのあるまちをめざすという思いを表現しています。

人のチカラがあふれるまち

北広島町が誇る感動・活力ある暮らしを今後も受け継ぎ、新たに創造していくため、北広島町に暮らし、関わる一人ひとりが、自分らしく活躍し、様々な人とつながり、多様な発想や活動が生まれ、という思いを表現しています。ひとつづくり、力を生かして人を育てる力強さにより、まちをつくることを「チカラ」という言葉で表しています。

また、この将来像の実現に向けて、5つの重点方針を定め、まちづくりの取組を進めてきました。

■ 前期基本計画における各重点方針の関係性



(1) アンケート調査による町民評価

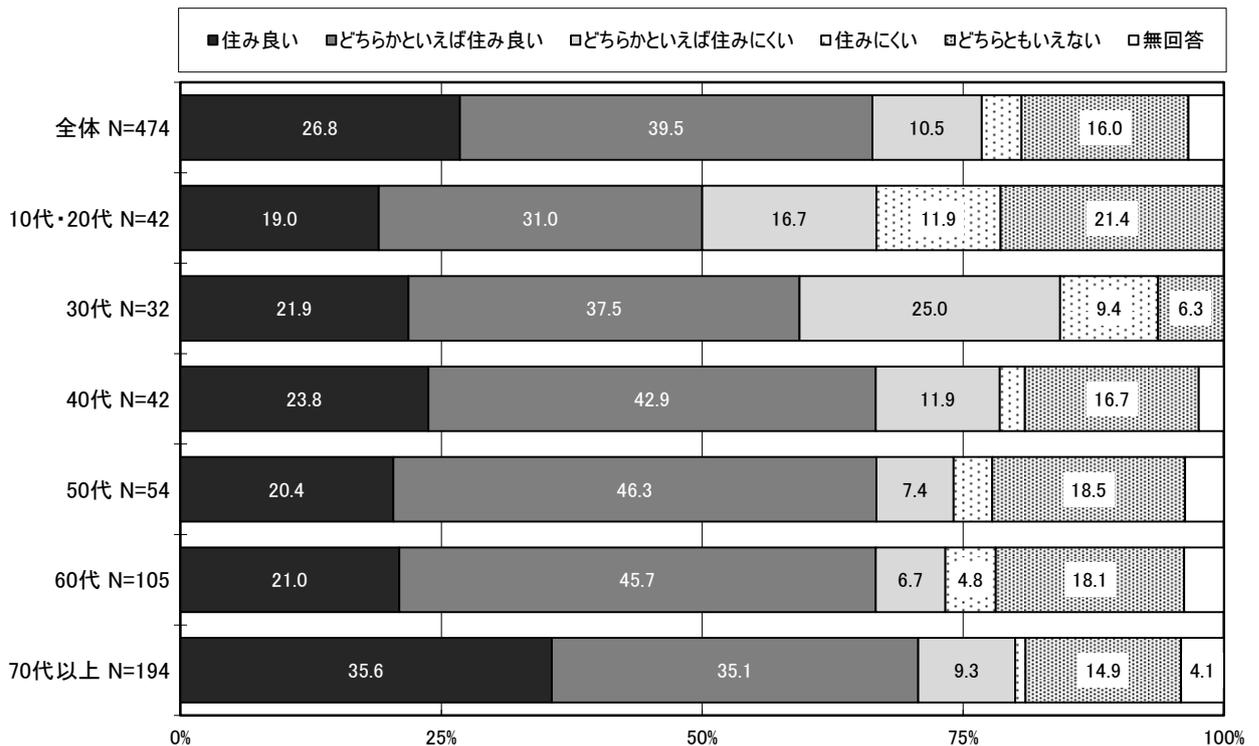
前期基本計画の施策推進状況及び後期基本計画の施策検討における基礎資料とするべく、町民アンケートを行いました。

■ 町民アンケート実施概要

項目	内容
調査対象者	令和2年11月1日現在、北広島町に住んでいる16歳以上の方
対象数	1,000人
調査期間	令和2年11月24日～令和2年12月6日まで
調査方法	郵送による配布回収、インターネットによる電子回答フォーム
回収結果	474件(うち、ネット回答14件) 回収率:47.4%

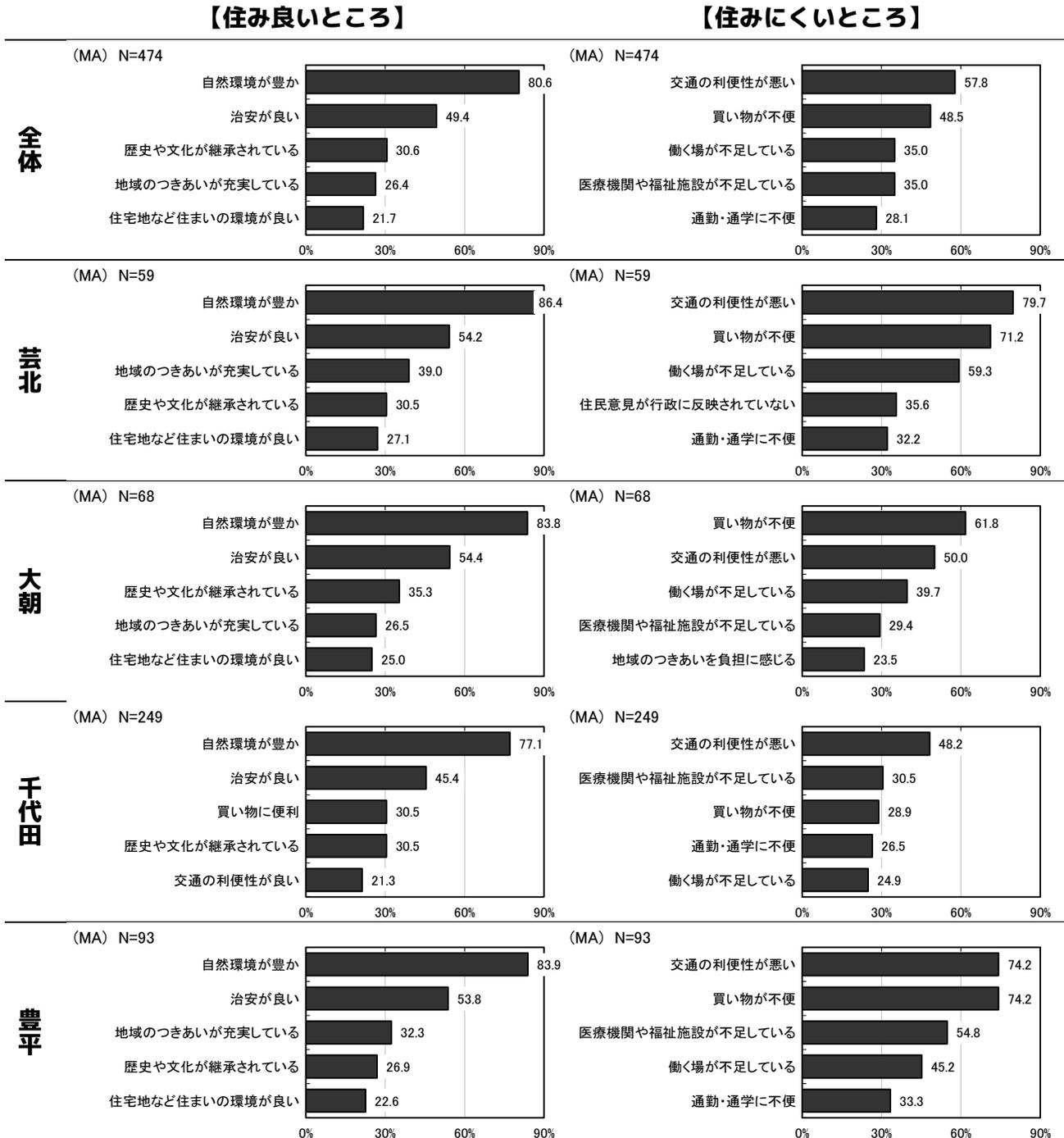
① まちの住み良さ

全体の約2/3の方が「住み良い」「どちらかといえば住み良い」と回答している反面、30代約1/3の方が「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」と回答しています。



② 住み良いところ、住みにくいところ

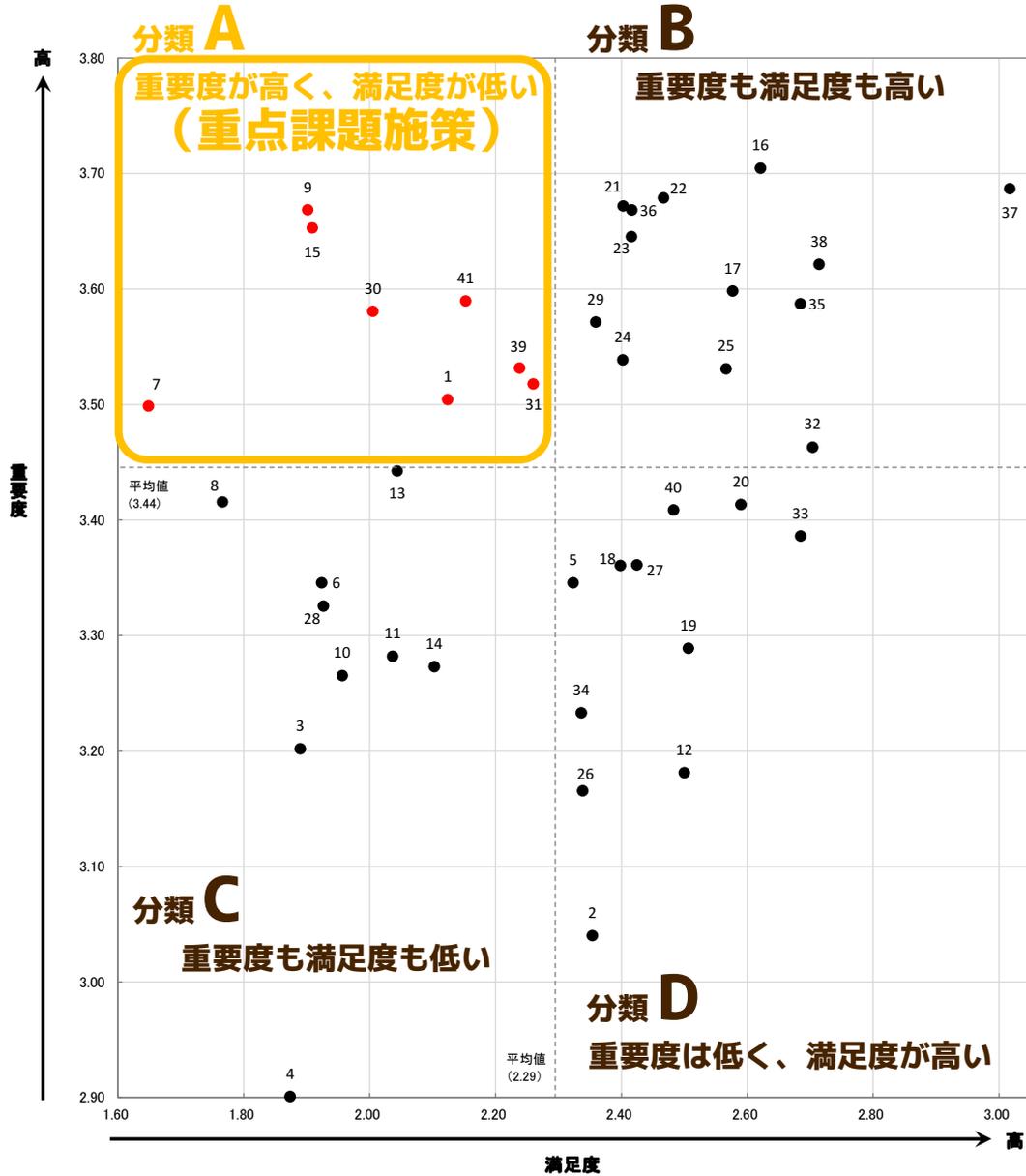
住み良いところは地域を問わず「自然環境が豊か」「治安が良い」ところであり、住みにくいところは地域による格差が大きくなっています。特に各地域で「交通の利便性が悪い」が高くなっている中、大朝地域では「買い物が不便」が高くなっています。また、千代田地域では他の地域に比べて全体的に住みにくいという意見の割合が低くなっています。



③ 満足度・重要度による評価

これまで前期基本計画で取組を進めてきた41の施策分野について、町民へのアンケート調査により、各施策の満足度（これまでの施策が評価できるか）・重要度（今後も重要な施策分野であるか）を把握し、今後集中的に取り組むべき施策の検討に活用しました。

■ 前期基本計画における施策の町民評価



<分析方法>

重要度と満足度は、それぞれ町の施策分野41項目について、無回答と「わからない」を除くすべての回答者の「満足度」「重要度」を下記の通り点数化して合計し、無回答と「わからない」を除く総件数でそれぞれ除したものです。

■ 調査結果の採点方法

重要度	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない
満足度	満足	どちらかという満足	どちらかという不満	不満
点数	4	3	2	1

■ 前期基本計画の施策体系と施策分野番号との対応

施策及び対応番号	満足度	重要度
平均値	2.29	3.44

< 施策分野Ⅰ > みんなで創造する実りと活力のあるまち		
1 農業	2.12	3.50
2 農山村交流	2.35	3.04
3 林業	1.89	3.20
4 水産業	1.87	2.90
5 工業	2.32	3.35
6 商業	1.92	3.35
7 産業の担い手	1.65	3.50
8 新規事業・起業	1.77	3.42
9 雇用	1.90	3.67
< 施策分野Ⅱ > 誰もが愛着を持って暮らせるまち		
10 観光	1.96	3.27
11 交流	2.04	3.28
12 歴史文化	2.50	3.18
13 移住・定住	2.04	3.44
14 住まい	2.10	3.27
15 子育て	1.91	3.65
16 学校教育	2.62	3.70
17 青少年	2.58	3.60
18 生涯学習	2.40	3.36
19 スポーツ	2.51	3.29

※赤太字は分類 A に属するもの

施策及び対応番号	満足度	重要度
< 施策分野Ⅲ > 心身ともに健やかで安心して暮らせるまち		
20 健康づくり	2.59	3.41
21 保健・医療・福祉	2.40	3.67
22 高齢者福祉	2.47	3.68
23 障がい者福祉	2.42	3.65
24 地域福祉	2.40	3.54
25 人権・差別解消	2.57	3.53
26 国際理解	2.34	3.17
27 男女共同参画	2.42	3.36
< 施策分野Ⅳ > やすらぎと便利さを感じられるまち		
28 土地の利用	1.93	3.33
29 道路	2.36	3.57
30 生活交通	2.01	3.58
31 情報通信	2.26	3.52
32 循環型社会	2.70	3.46
33 美しい環境と景観	2.68	3.39
34 新エネルギー	2.34	3.23
35 上下水道	2.68	3.59
36 災害対策	2.42	3.67
37 消防・救急	3.02	3.69
38 防犯・交通安全	2.71	3.62
< 施策分野Ⅴ > 住民と行政が一体となって未来を創造するまち		
39 協働によるまちづくり	2.24	3.53
40 広域連携	2.48	3.41
41 効率的な行政運営	2.15	3.59

満足度の平均値は2.29、重要度の平均値は3.44となっており、重要度が高いにも関わらず、満足度が低くなっている施策、つまり重点課題施策は「1. 農業」「7. 産業の担い手」「9. 雇用」「15. 子育て」「30. 生活交通」「31. 情報通信」「39. 協働によるまちづくり」「41. 効率的な行政運営」となっています。

④ めざしたいまちの姿

全体としては「高齢者・障がい者(児)・子どもが安心して暮らせるまち」が最も高く、40歳以上の年代でも特に高くなっています。40歳未満の若者世代では「商業・サービス施設が充実したまち」が最も高くなっています。

	全体 N=474	40歳未満 N=74	40～64歳 N=145	65歳以上 N=250
高齢者・障がい者(児)・子どもが安心して暮らせるまち	55.7	36.5	58.6	59.6
災害に強く安全で安心して暮らせるまち	36.7	25.7	34.5	41.6
農地・緑地などを保全する自然環境にやさしいまち	36.3	21.6	35.2	41.2
多くの企業が立地し、働く場が充実したまち	32.5	27.0	33.8	33.6
高速道路へのアクセスがよい通勤・通学に便利なまち	21.3	31.1	28.3	14.8
商業・サービス施設が充実したまち	20.7	43.2	22.1	12.8
自然や歴史を活かし、多くの観光客が訪れるまち	20.3	28.4	18.6	18.8
すべての人の人権が大切にされるまち	16.5	18.9	13.8	16.8
教育・文化・芸術が盛んなまち	13.1	21.6	15.9	8.8
広島市のベッドタウンとして住宅中心のまち	7.8	13.5	6.9	6.8
その他	2.7	2.7	3.4	2.4
無回答	3.8	-	2.1	6.0

(2) 団体ヒアリングによるまちづくりへの意見

町内の主要な役割を担う団体を対象にヒアリングシートへの記入及び聞き取りによるヒアリング調査を行いました。

■ ヒアリング対象団体

施策分野	長期総合計画との関係性 (基本的な方向性)	団体名
施策分野 Ⅰ	農業・畜産の振興	JA 広島北部 JA 広島市
	商工業の振興	北広島町商工会
施策分野 Ⅱ	交流を生むまちの魅力づくりと観光振興	北広島町観光協会
	生涯を通じた学習・スポーツの振興	芸北 大朝 千代田 豊平 スポーツ協会
施策分野 Ⅲ	高齢者福祉の推進、障がい者福祉の推進、 地域福祉の推進	北広島町社会福祉協議会
	健康づくり・元気づくりの推進	(一財)どんぐり財団
施策分野 Ⅳ	自然環境の保全と良好な生活環境の維持	西中国山地自然史研究会(NPO ^{エスビーオー} ※法人)
	災害や緊急時に強い地域社会の実現	北広島町消防団
施策分野 Ⅴ	町民と行政の協働のまちづくり	Landschaft(NPO 法人) INE OASA(NPO 法人) 八幡青年団(芸北) 100 プロ(大朝) 南風会(千代田) 赤鬼会(千代田) 商工会青年部豊平支部(豊平)

■ ヒアリング結果からみえる今後の課題

項目	内容
農林水産業、 商工業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活躍する人材やポテンシャルの活用 ・ 地域の伝統や食の活用(新たに作る、定着させるなど) ・ 小規模事業者存続のための、業種や地域を超えた連携 ・ コレというブランドの確立(ブランドの地盤確立、生産強化、流通経路の確保) ・ 事業者同士及び地域住民と企業との連携やネットワークの強化 ・ 地域・企業技術を生かした空き家や空き倉庫の活用
観光、文化、 スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光スポット同士をつなげた面的な展開 ・ 町内2次交通の整備 ・ 観光を連携させた外貨獲得の仕組み ・ 誰もが親しめるスポーツの充実 ・ eスポーツなどへの早期の取組 ・ 地域組織と行政との連携や関係づくりの強化 ・ 文科系、芸術系の活動振興
子育て、教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てのしやすい町、子どもが増える町への取組(最優先！) ・ 小中学校や保育所、幼保連携型認定こども園[※]、地域やスポーツ団体との連携 ・ 地域性を生かした、その土地ならではの教育推進 ・ 普段から大人たちが地域で生き生きと暮らす様子を子ども達に見てもらう
健康、医療、 福祉、人権、 男女共同	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの維持 ・ 地域住民それぞれによる地域課題の自分事化 ・ 若いうちからの運動や健康づくりとあわせて、新しい楽しいことのコミュニティ活動への組み込み ・ リーダーが頑張るのではなく、一人ひとりが楽しめる環境づくり ・ 地道に長い目でお互いを尊重し合える福祉教育の浸透
住環境、 交通、情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住施策、特にUターン施策の充実 ・ 子どもたちへの集中的施策 ・ 空き家環境の情報整理が必要 ・ 高速インターネットの普及によるリモートワーク推奨等、新しい生活様式への態勢整備
自然環境、 景観維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茅や薪の利用率向上による健全な里山の保全 ・ 循環型の地域づくり ・ 教育、経済、文化など他分野を横断した特徴ある取組実施
防犯、防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した施設への早期対応 ・ 自分事化して、万が一の状況に対応できる訓練や準備
まちづくり、 住民協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手不足等に対応した、お祭りや地域おこし活動自体の維持 ・ 住民や若者が求める形で、巻き込みながら一緒になって検討する場の設置 ・ 地域同士の連携や年代を超えた連携 ・ 行政とも一緒になって考える機会の創出(一方的に頼りたいということはない) ・ 行政職員も地域住民の一人として地域の中に入って動くこと

(3) ワークショップ※による意見

密を避けながら、施策分野や重点プロジェクトに沿う形で住民意見を取り入れられるよう、各種セグメント※を分類したインタビュー型のワークショップを実施しました。それぞれのセグメントの大きな方向性をまとめると以下の通りです。

地区セグメント:	芸北	大朝	千代田	豊平
分野セグメント:	移住者	子育て世代	若者	計7区分



(4) 計画の取組状況と主要課題

前期基本計画では、5つの「施策分野」ごとに、優先的・重点的に取り組むべき施策をまとめました。ここでは、その取組状況及び成果、課題を整理します。

施策分野Ⅰ みんなで創造する実りと活力のあるまち

1. 活力ある産業のまちづくり

- 高齢化や担い手不足により、新たな荒廃農地が発生しており、新たな生産者の確保
- 農畜産物のブランド化が不十分であり、北広島町全体としての取組推進
- 実被害だけでなく生産意欲の低下にもつながる鳥獣害被害の抑制
- 森林整備の推進による森林の災害防止及び国土保全機能の強化
- 高齢化による廃業事業者の抑制に向けた、事業者の事業承継と経営計画の見直し

2. 新たな創業と働きやすいまちづくり

- お試し住宅利用者への農業体験機会等の提供
- 新しい時代を踏まえ、様々な形態を想定した空き家、空き店舗の活用検討
- 大学との連携による町内企業への長期インターンシップ※支援等の充実

施策分野Ⅱ 誰もが愛着を持って暮らせるまち

1. 個性ある魅力にふれるまちづくり

- 大規模な修学旅行生等の受け入れ体制の確保・充実
- 老朽化した温泉施設の今後の活用方法の検討
- 魅力ある農畜産物の発掘と特産品開発の推進
- 町内周遊のためのルートや仕組みの確立
- 個別のインバウンド※客の誘致
- 過疎高齢化などに対応した花田植の継承や公開の維持
- サイクリング・里山登山・毛利関連・神楽・緑化での県内連携による魅力づくりの継続

2. 住みたくなる・帰ってきたくなるまちづくり

- 移住者の声の集約及び情報発信内容の検討
- 移住者就労後のフォローアップ体制の構築
- 空き家建物の維持管理等、環境整備
- 公共施設等の老朽化に伴う、定期的な施設・設備の点検及び計画的な修繕
- 公園施設の維持管理

3. 夢と希望、豊かな学び合いにあふれたまちづくり

- 切れ目のない子育て支援
- 児童虐待防止のため各関係機関との連携強化と迅速な対応
- 子育て支援センターの利用促進
- ファミリー・サポート・センター※利用減少についての検証
- 安全・安心な遊び場の環境整備
- 結婚後に町内で暮らし続けるための総合的なプロデュース
- 中学校北広島版キャリア教育のさらなる充実
- 高等学校による魅力アップの取組における事業内容の検証
- 特別の配慮を要する児童生徒に対する支援員の人材確保
- 小中学校等教育関連施設等の老朽化への対応
- より質の高いコミュニティ・スクール※の取組となるための人材の確保
- 地域の拠点としての「まちづくりセンター」の連携・協働型取組の推進

施策分野Ⅲ 心身ともに健やかで安心して暮らせるまち

1. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

- 元気づくり推進事業の実施会場の維持・確保
- 各種健診(検診)事業の継続的な受診勧奨
- 感染症防止対策の強化及び既存の医療体制の維持
- 児童虐待防止の徹底
- 高齢者や障がい者等の就労機会の確保
- 認知症サポーター※養成講座の充実実施
- 障がい者の自立支援及び福祉の向上のため、適切なサービス提供
- 障がい者がスポーツを通じて地域と交流できる事業の継続

2. みんながお互いを尊重し合えるまちづくり

- 人権教育に関する講演会等開催についての有効な広報手段の検討
- 固定的性別役割分担意識の解消
- 配偶者等からの暴力被害に対する支援や安心して暮らすことのできる環境の整備
- 共生社会の実現

施策分野Ⅳ やすらぎと便利さを感じられるまち

1. 生活の利便性が確保されたまちづくり

- 地籍調査手法や地籍調査の効率化の検討
- 災害等により破損した道路、橋梁の維持・修復
- 公共交通の利用促進及び利便性の向上
- インターネット通信環境の改善
- 学校だけでなく家庭でも活用できる ICT 教育環境の整備

2. 自然と調和した暮らしと景観を守るまちづくり

- 潜在的な不法投棄やポイ捨て常習者への対策
- 循環型社会の形成における町職員全体の意識強化
- 木質バイオマス^{*}の利用拠点となる木材集積場の整備
- 野外活動（観察会）の需要増加に伴う対応スタッフの増員・確保
- 放置山林の整備と林地残材の利用検討
- 老朽化が進む重要管路の更新

3. 地域で共に助け合う安全・安心のまちづくり

- 自主防災組織及び地域防災リーダー^{*}の活動内容の周知
- 実災害を想定した人員体制・施設・設備の強化（BCP（ビーシーピー）^{*}の推進、大規模停電等への対策）
- 災害に対する町民への広報・啓発
- 将来に向けた根本的な消防のあり方の見直しや国・県に対する財源措置等の要望
- 豪雪時の除雪対応体制の充実
- 町内既設の防犯灯 LED 化の拡大
- 高齢者等、電話相談もオンライン相談もできない潜在的被害者に対する消費者相談の充実
- 交通事故発生件数ゼロをめざした啓発活動の実施

施策分野Ⅴ 住民と行政が一体となって未来を創造するまち

1. 町民の視点に立った協働のまちづくり

- まちづくり懇談会への参加者数（特に若い世代）の維持・増加
- 地域課題に取り組む人材の連携と住民の自発的な活動の活発化
- ふるさと納税返礼品協力事業者の充実
- 地域振興事業に対する効果の検証及び進捗状況・方向性の検討実施

2. 健全な行財政運営によるまちづくり

- 広島市との連携中枢都市圏形成に係る事務の効率化や一体的な観光振興等の実施
- 公共施設等の実態把握、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などの計画的な推進

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

第2章 めざすまちの将来像

第3章 重点方針と施策分野

第4章 計画の推進方策

第1章 まちづくりの基本理念

本町が定める北広島町町民憲章を、まちづくりの基本理念として下記の通り示します。

北広島町町民憲章

前文

私たちは、先人たちの思いを受け継ぎ、源流域の自然と田園文化が息づく北広島町で暮らすことに誇りを持ち、平和で豊かな郷土を築くためにこの憲章を定めます。

本文

1. 自然の恵みを大切にし、生かし、美しく住みよい町をつくりま
1. 伝統を大切にし、文化を高め、次世代につながる町をつくりま
1. 人を大切にし、互いを認め、思いやりのある町をつくりま
1. 地域の産業を大切にし、希望あふれる町をつくりま
1. 健康を大切にし、笑顔が輝く、活力ある町をつくりま

平成 27 年2月1日制定

第2章 めざすまちの将来像

1. めざすまちの将来像

人口減少、少子高齢化、過疎化といった社会状況の急激な変化の中において、北広島町がこれからの10年も輝き続けるために、そして、北広島町の未来を担う世代がこの場所で自分の力を発揮したい、貢献したいと思えるまちとなるために、北広島町がこれまで培ってきた「本物の暮らし」を、一人ひとりの力で維持・発展させ、発信していくことが大切です。

北広島町には、多様な自然やこれまで脈々と培われてきた歴史・文化にふれ、温かな人のつながりを通じて“感動”が生まれる暮らし、生活の土台にある水・森をはじめとした豊かな自然環境と共生し、その力を最大限に生かす持続可能な暮らし、農村の価値を見直しながら自分らしく働くことができる暮らしがあります。北広島町が次世代に、町内外に堂々と価値を伝えられる「本物の暮らし」にさらに磨きをかけ、子どもたちに対する教育や、農山村交流、神楽や花田植等の歴史・文化、町民相互の交流・活動等をさらに発展させることにより、北広島町だからこそ味わえる感動を新たに創造し、提供できるまちをめざします。

そして、産業の集積地として、都市との近接性と北の交流拠点として、地の利を活用したまちづくりを推進し、人が集い、つながり、行き交う、にぎわいのあふれた活力あるまちをめざします。

こうして掲げたまちの将来像の実現に向けたスローガンを、「新たな感動・活力を創る 北広島 ～人がつながり、チカラあふれるまち～」とします。新たな制度や仕組み、テクノロジーの導入を積極的に行いながら、住民や地域、企業・団体、行政が総力を結集し、北広島町に暮らし、関わる一人ひとりが、自分らしく活躍し、様々な人とつながり、多様な発想や活動が生まれ、みんなが主役のまちづくり、人がつながり、力（チカラ）にあふれたまちづくりを推進します。

めざすまちの将来像

新たな感動・活力を創る北広島

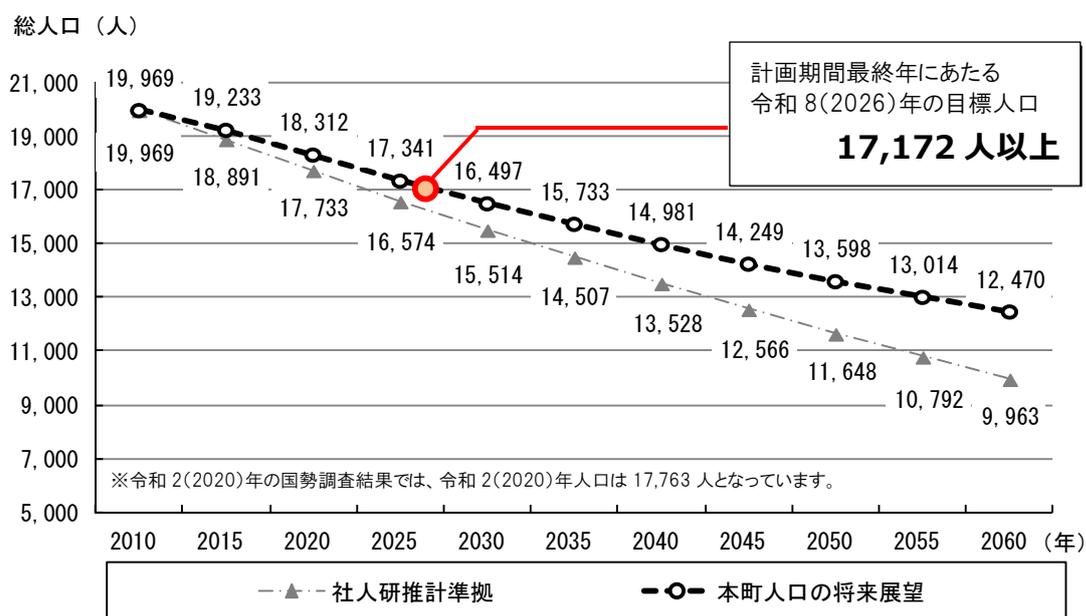
～人がつながり、チカラあふれるまち～

2. 目標人口

本町人口ビジョンでは、出生率の改善と転入増加・転出抑制の施策を推進することで、令和 7(2025)年の目標人口を 17,341 人と定めており、本計画においては、本町人口ビジョンを踏まえ、計画期間の最終年となる令和 8(2026)年の人口を 17,172 人以上とすることを目標とします。

なお、本町人口ビジョンは平成 27(2015)年の国勢調査結果を基に国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研という)において推計されたものを基準としていますが、令和2(2020)年の国勢調査結果における人口は 17,763 人と推計値を上回る状態で推移しているものとみられ、今後も目標を下方修正することなく、人口維持をめざすものとします。

■ 総人口の推移と推計



※本町人口ビジョンで定めた本町人口の将来展望では、社人研の推計値に基づき、出生に関する仮定として

○合計特殊出生率^{*}について、2025 年に県民希望出生率である 1.85、2035 年には人口置換水準である 2.07 として以降一定で推移するものと仮定

○2015 年から 2025 年、2025 年から 2035 年の合計特殊出生率は段階的に上昇するものと仮定

また、移動に関する仮定として

○社人研推計による純移動率を基本としつつ、平成 22(2010)年から平成 27(2015)年の直近の転入・転出状況を加味し(住民基本台帳人口より)、2015 年から 2060 年まで、5年ごとの社会動態が社会増で推移するものと仮定

上記の通り設定し、推計を行いました。

※本計画における令和8(2026)年の将来人口の見通しは、2025 年から 2030 年の5年間の人口増減数から、1年間の人口増減数を割り出し算出しています。

第3章 重点方針と施策分野

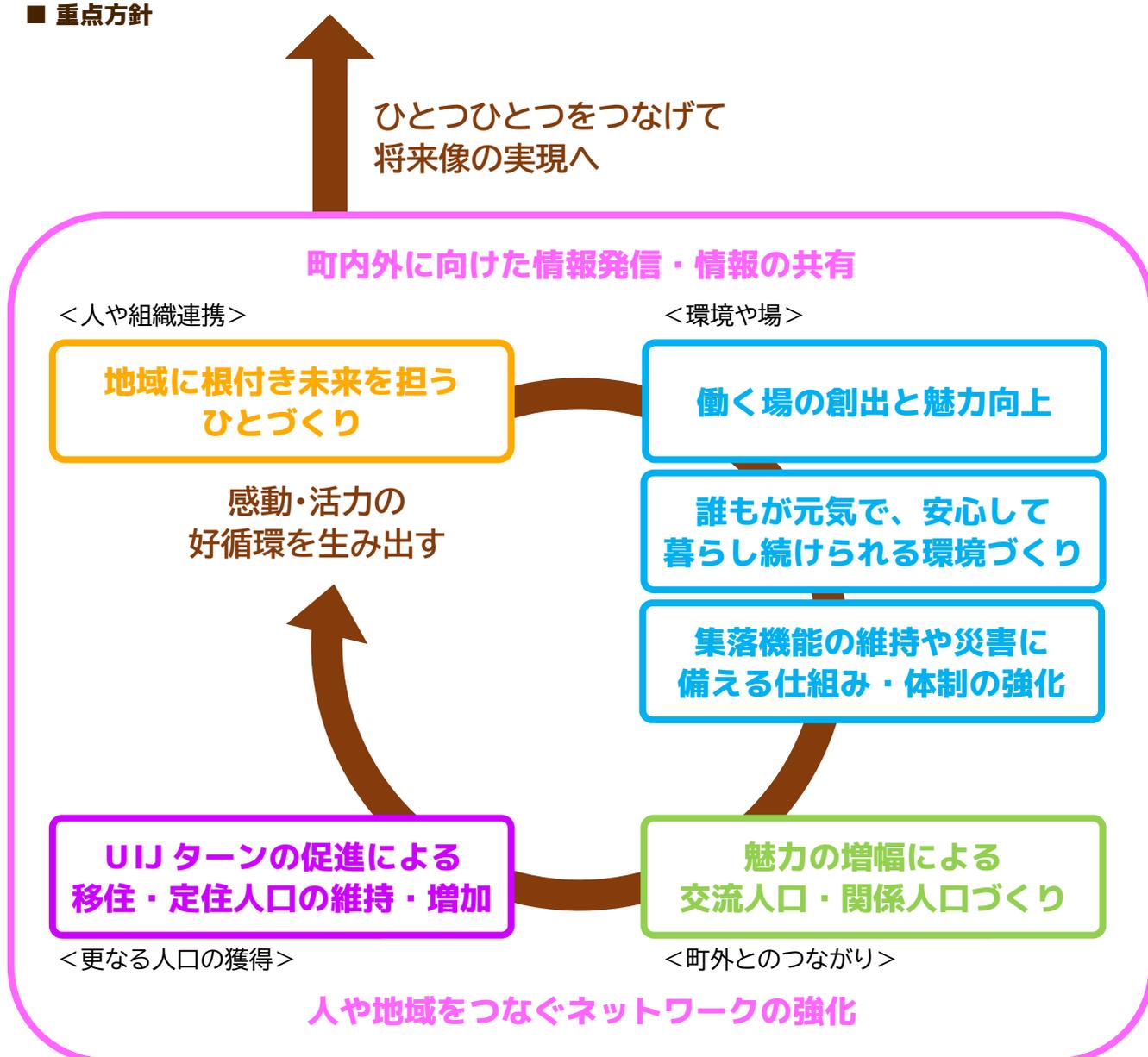
1. 基本構想

■ めざすまちの将来像

新たな感動・活力を創る北広島

～人がつながり、チカラあふれるまち～

■ 重点方針



2. 重点方針

本町のめざす将来像を実現するため、前期基本計画の重点方針に加えて情報発信・情報共有などを重視しながら、それぞれが循環していくイメージを持たせるとともに、Iターン、Jターンについても目を向け、移住・定住の前段階となる交流・関係人口[※]の創出にも力を入れていくものとしています。

地域に根付き未来を担うひとづくり

あらゆるまちづくりにおいて、推進の主体となるのは「ひと」であり、本町では「ひとづくり」に重点的に取り組みます。本町に立地する企業の就業者、農業をはじめとする産業の担い手、地域活動の担い手等、地域に根づくひとづくりを推進します。また、本町の自然・歴史・文化と積極的に関わり、地域の人と交流することで、本町で育ったことへの誇り、このまちの一員としての意識を持つ、未来の北広島町を担う子ども・若者・大人の育成に重点的に取り組みます。

働く場の創出と魅力向上

北広島町の働く場としての魅力を高めるとともに、本業に加えて農を生活に取り入れる「半農半X」やパラレルキャリア[※]等、多様な働き方が可能なまちづくりを進め、定住促進の観点から町内外に提案・発信します。また、産地強化等による魅力ある農業基盤をつくり、新規就農者等の農業の担い手確保に重点的に取り組みます。併せて、就業者の確保や販路拡大に向けたマッチング支援等、本町に立地する企業の事業環境の向上に取り組みます。

誰もが元気で、安心して暮らし続けられる環境づくり

すべての人がいつまでも健康で元気に暮らし続けられるよう、子どもから高齢者まで、ライフステージ[※]に応じた健康づくり、元気づくりを推進します。学校においては「安全文化」の創造と総合的な危機管理の充実による学校事故の防止に取り組みます。そして、子育て家庭が安心して子育てができ、障がいのある人や要介護者、認知症のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境を、住民・地域・団体・民間事業者・行政の協働によりつくります。

集落機能の維持や災害に備える仕組み・体制の強化

人口減少や後期高齢者の増加等による人口構造の変化、過疎化の進行による集落機能の低下、大規模災害の発生等、今後想定されるリスクを踏まえ、集落機能を維持するための協働の仕組みづくりや交通、買い物等の生活利便性確保に向けた対策、災害への対策・対応を強化します。

魅力の増幅による交流人口・関係人口づくり

豊かで多様性のある自然環境や多彩な特産物、神楽や花田植等の生活に根付いた歴史・民俗文化、「する」「みる」「ささえる」スポーツなど、北広島町の魅力・強みをさらに伸ばし、たくさんの方に来訪していただくことで、交流人口の増加を図ります。また、オンライン観光や通信販売、ふるさと納税等をきっかけとして、特産品や本町自体へのファンをつくり、本町出身者や親戚関係者及びゆかりのある方だけではなく、幅広く外から北広島町を支えてくれる関係人口の構築にも力を入れます。

ユーアイジエイ UIJターン[※]の促進による移住・定住人口の維持・増加

本町を訪れたことがある方を中心に、さらに本町の自然環境や人のつながり、住みやすさなど移住・定住先としての魅力や“他との違い”を効果的に発信することで、UIJターンを促進します。本町で育つ子どもたちへのふるさと教育、世代間交流についても、UIJターン促進の視点を持ちながら実施します。

町内外に向けた情報発信・情報の共有

本町では市域が広く、芸北、大朝、千代田、豊平の旧町単位で地域活動や行政施策などが完結してしまい、地域を越えた情報の共有が不十分です。さらに、北広島町の魅力を整理した観光情報や移住・定住の情報などを町外、県外に広げていくことも必要です。現在、あらゆる場面でこれらの情報発信や情報共有が不足かつ求められており、今以上に強化した取組を進めていきます。

人や地域をつなぐネットワークの強化

これまでの前期基本計画によりひとづくり、場づくりの方針を推進してきた結果、ひとや環境は育っている状況が散見されます。しかしながら、旧町単位での独自性が高く、それぞれが単独で動いており、かつ地域住民、企業・組織同士の連携が不足していることから、点・線の施策から面の施策の展開となるよう、ネットワークを強化していきます。

3. 施策分野

「めざすまちの将来像」を実現するため、重点方針を踏まえつつ、下記の5つの施策分野のもと、取組を進めます。

施策分野I 活力ある産業の創造と成長

産業の担い手確保や農産物のブランド化、町内企業の経営力強化への支援等により町内産業を活性化し、自らの適性に応じて多様な働き方が可能な働きやすいまち、雇用環境が充実したまちをめざします。

施策分野II にぎわいと活気に満ちたまちづくり

本町が有する自然や歴史・文化を次世代に継承し、その魅力を町内外に発信するとともに、観光プロモーション※に官民協働で取り組みます。また、移住・定住を促進する総合的な環境の整備や、人・自然・歴史・文化にふれられる学びにあふれたまちづくり、ふるさとへの誇りの醸成に取り組みます。

施策分野III 安心して元気に暮らせる地域の創出

健康で元気に暮らし続けられるための環境整備や支援を推進するとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、生活困窮者等、誰もが安心して暮らすことができるまちづくり、助け合い・支え合いにあふれたまちづくりを推進します。

施策分野IV 生活基盤の強化・強靱化

買い物や医療・福祉サービス等、生活機能を維持するための拠点づくり、交通・情報環境の整備等によるネットワーク化等、生活のしやすいまちづくりを推進します。また、人々の営みの基盤となる自然環境の保全や美しい景観の継承、災害や犯罪等への対策を強化します。

施策分野V 住民のための行財政運営

住民の自発性に基づく取組に行政が支援する、住民と行政が共に活動するなど、住民と行政の協働によるまちづくりと地域を担うひとづくりを推進します。また、本町を取り巻く厳しい財政状況を踏まえた、職員一人ひとりの能力を生かした効果的で効率的な行政組織の構築に今後も取り組みます。

4. 計画の体系

施策分野	基本的な方向性	施策の展開
I 活力ある産業の 創造と成長	1 農業・畜産業の振興	①農用地の保全・集積
		②多様な担い手の育成・確保
		③環境に配慮した農業形態の実現
		④農畜産物のブランド化及び販売強化
		⑤農業を支える基盤づくり
	2 林業・水産業の振興	①森林環境の保全と活用
		②林業を支える基盤づくり
		③水産業を支える基盤づくりと河川環境の保全・活用
	3 商工業の振興	①商工業を支える基盤の強化
		②魅力ある商工業機能の形成と特色ある取組展開
		③経営力強化に向けた支援
		④企業立地の促進と立地環境の向上
	4 起業支援と担い手育成	①起業への支援と担い手づくり
		②雇用機会の確保・拡充
		③就労に係る情報提供と相談体制の充実
	II にぎわいと活気に 満ちたまちづくり	1 暮らしの基盤となる住環境の充実
②定住につながる質の高い住まいの整備		
③公園や広場等の身近な生活環境の整備・充実と適切な管理		
2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり		①子育て家庭に寄り添う多様な支援
		②保育サービス等の充実
		③子どもの遊び・学びを創る環境の整備・充実
		④結婚促進へ向けての支援
3 すべての人への充実した教育・学びの提供		①郷土を愛し地域を担う人材の育成
		②学校経営と校種間連携の基盤強化
		③「体・徳・知」のバランスのとれた力の育成
		④安全・安心な教育環境の充実
		⑤地域による教育力の向上と青少年健全育成環境づくり
		⑥生涯学習の推進と、学びをまちづくりに生かす活動の推進
4 歴史・文化・伝統の継承と発信		①自然や歴史・文化遺産の保全と利活用
		②芸術文化活動の推進
		③文化財や文化施設等の相互連携と有効活用
5 移住・定住を促すPRと受け入れ体制の強化		①総合的な移住・定住促進体制の強化
		②移住・定住先としての魅力づくりとPRの強化
		③UIターン支援体制の充実
6 交流を生むまちの魅力づくりと観光振興		①「地元愛」による地域ぐるみの観光振興
		②「稼ぐ」観光関連産業づくり
		③観光地としての満足度の向上
		④国内外に向けた「きたひろしまの魅力」発信
		⑤一体的・持続的な観光推進
7 スポーツを通じたまちづくりの推進		①生涯スポーツを通じたまちづくり
		②競技スポーツを通じたまちづくり

施策分野	基本的な方向性	施策の展開
Ⅲ 安心して元気に 暮らせる地域の 創出	1 地域福祉の推進	①地域ぐるみで取り組む人にやさしいまちづくり ②ひとり親家庭や生活困窮者等への支援
	2 健康づくり・元気づくりの 推進	①健康寿命の延伸に向けた元気づくりの推進
		②地域医療体制の整備・充実
		③妊娠期からの切れ目ない支援の推進
	3 高齢者福祉の推進	①社会参加・生きがい活動の促進
		②介護予防の推進
		③在宅介護支援及び介護サービス提供体制の充実
		④認知症高齢者施策の充実
		⑤高齢者の権利擁護とサービスの質の確保
	4 障がい者福祉の推進	①自立した暮らしの支援
		②就労・地域活動の支援
	5 人権の尊重・共生社会の 実現	①人権教育・啓発の推進と相談体制の充実
		②男女共同参画の推進
		③誰もが安心して暮らせるまちづくり
		④多文化共生社会の構築・実現
Ⅳ 生活基盤の強化・ 強靱化	1 地域の拠点づくりとネット ワークの形成	①地域特性を生かした計画的な土地利用の推進
		②多彩な拠点の形成とネットワーク化の推進
	2 交通環境の整備と移動に 係る利便性の確保	①町内外をつなぐ広域道路網の整備促進
		②町内の道路ネットワークの充実
		③安全で快適な道路環境と維持管理の充実
		④生活交通の維持と確保
	3 情報通信技術の基盤整備 と利活用の推進	①地域情報通信基盤の整備と電子自治体の構築
		②多彩な拠点の形成とネットワーク化の推進
	4 生物多様性の保全と持続 可能な循環型社会の形成	①持続可能な資源循環型社会の実現
		②環境保全の意識啓発と活動の支援
		③再生可能エネルギーの利活用等による環境保全 対策の推進
		④生物多様性の保全
		⑤地域ぐるみで取り組む美しい環境と景観づくり
		⑥自然と歴史・文化と暮らしが息づく環境と景観 の保全・創出
	5 水を大切に作る暮らしの 維持	①上水道の整備
		②污水处理施設の整備及び円滑な下水等の処理
	6 災害や緊急時に強い地域 社会の実現	①防災体制と災害時の対応強化
		②持続可能な消防力の確保
	7 安全な暮らしの確保	①協働による除雪対策の推進
		②防犯対策・消費者保護対策の充実
		③交通安全対策の充実
Ⅴ 住民のための 行財政運営	1 町民と行政による協働の まちづくり	①行政情報の共有と広聴機会の充実
		②住民と一体となったまちづくり
		③コミュニティ施設の整備・充実と有効活用
	2 健全な行財政改革	①広域的な連携の推進
		②効率的な行政運営の推進
		③健全な財政運営の推進
		④地方公営企業等の経営改善

第4章 計画の推進方策

1. 計画の推進方策

(1) 総合計画推進プロジェクトチーム（仮）による推進

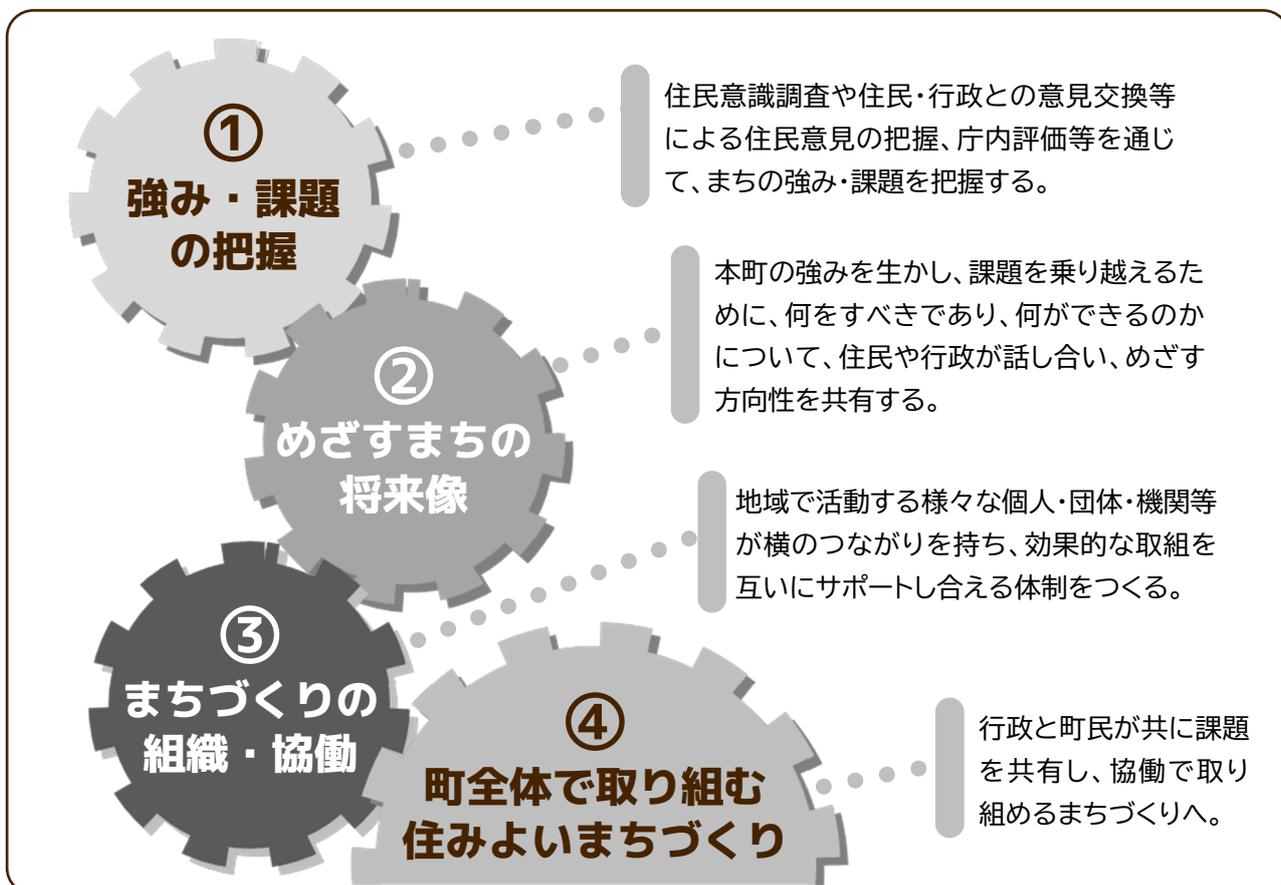
庁内での推進チームを立ち上げ、重点方針のもとで設定する重点的な取組を中心に施策の選択と集中、庁内評価を行い、計画を推進します。

また、本計画の記載内容を基本としつつ、様々な社会情勢や町の状況に合わせた柔軟な対応により、本町の人口維持・拡大及び地域の活性化を最優先とした施策の展開を図ります。

(2) 地域との連携

町内4つの地域協議会を中心に、地域の自主性を尊重し、町と連携を図りながら、効果的なまちづくりを推進します。また、「めざすまちの将来像」の実現に向けて、官民が定期的に検討する仕組みを設けます。さらに、協議会ごとの取組を支援するだけでなく、個人・団体・機関等の横のつながり、地域間連携を促し、効果的な課題解決につながるよう支援します。

■ 地域との連携による計画推進のプロセス



(3) 広域連携及び国・県との連携

広島広域都市圏や近隣市町との連携、国や広島県との連携を図り、効果的なまちづくりを推進します。

(4) 民間事業者・関係機関とのパートナーシップ

民間のノウハウや技術を積極的に活用し、「産官学金※」がそれぞれの強みを発揮しながらまちづくりを推進します。

2. 計画の進捗を評価・検証する体制の構築

本計画で設定する目標の達成状況を評価・検証し、効果的な施策の改善を図る体制として、まちづくり総合委員会を引き続き設置します。評価・検証は、数値目標やKPI※(ケーピーアイ)の設定、アンケート調査による町民満足度の経年的な把握等により、客観的な数値を用いて実施します。

後期 基本計画

第3編

施策分野Ⅰ 活力ある産業の創造と成長

施策分野Ⅱ にぎわいと活気に満ちたまちづくり

施策分野Ⅲ 安心して元気に暮らせる地域の創出

施策分野Ⅳ 生活基盤の強化・強靱化

施策分野Ⅴ 住民のための行財政運営



施策分野 I

活力ある産業の 創造と成長

< 施策 >

I-1	農業・畜産業の振興	P 44
I-2	林業・水産業の振興	P 48
I-3	商工業の振興	P 50
I-4	起業支援と担い手育成	P 52

重点的な取組

① 事業承継及び担い手の確保

地域の根幹を支える農林水産業をはじめとした、今ある事業が維持・継続されるよう、事業者間の連携強化に取り組むとともに、新たな担い手や事業承継に関する支援を行います。

② 商品やサービスのブランド化による販路拡大

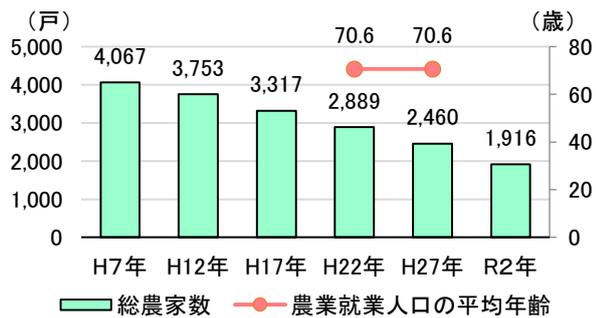
北広島町の商品やサービスに関して、他地域とは違った魅力や共感できるストーリーを確立し、同時に町内外への情報発信を強化することで、販路の拡大及び産業の活性化に向けて取り組みます。

まちの現状

1

総農家数は減少。就業者の高年齢化が進み、担い手確保が課題。

■総農家数と就業者の平均年齢の推移



資料:農林業センサス

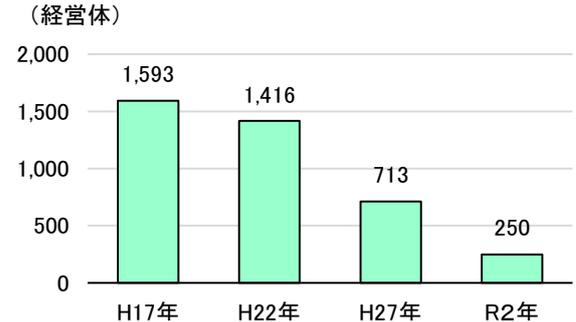
・総農家数は減少傾向で推移しています。就業者の平均年齢は70歳以上であり、新たな農業の担い手確保が課題です。

・若い担い手を確保するためには、生産性の向上や所得向上に向けた支援・取組も求められます。

2

林業経営体数は大きく減少。水産業の有害鳥獣対策も課題。

■林業経営体数の推移



資料:農林業センサス

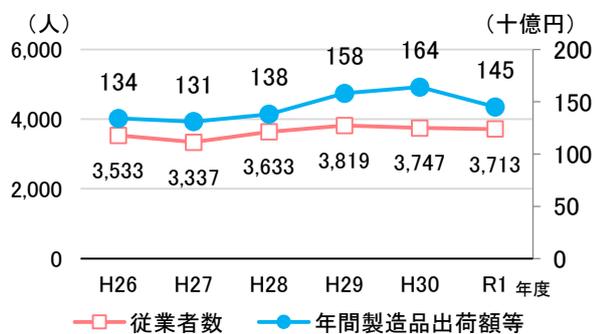
・林業経営体数は平成22年時点と比べ10年間で1/5以下にまで大きく減少しています。後継者の育成だけでなく林業自体の維持が重要な課題となっています。

・水産資源に多大な影響を与えるカワウの増殖による食害など、有害鳥獣対策が課題となっています。

3

工業分野の従業者・出荷額に減少傾向がみられる。

■工業分野の従業者数と年間出荷額等の推移



資料:工業統計調査

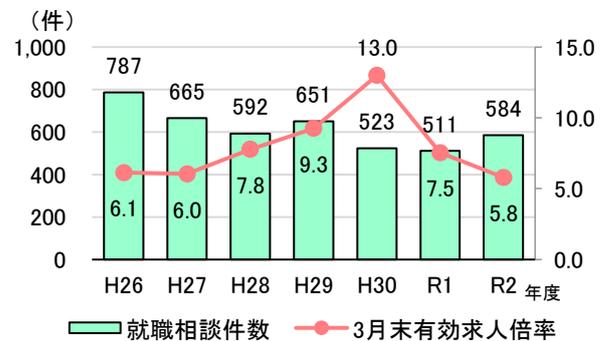
・工業分野の従業者数は平成30年度、製造品出荷額等は令和元年度から減少傾向がみられます。

・事業主の高齢化による廃業が増加傾向にあることが課題となっており、対策が必要です。

4

有効求人倍率^{*}は高止まりが続く。マッチングが課題。

■就職相談件数と有効求人倍率



資料:北広島町資料

・有効求人倍率が平成26年度以降は5倍以上の高止まりが続いています。

・求職者への情報提供や地場企業のPRを進め、マッチングを図ることが求められます。

農業・畜産業の振興

■ 施策の方向性 ■

新規就農者の育成・支援や農用地の集積推進をはじめ、法人同士や大型農家の連携、スマート農業の推進など、地域の実情にあわせながら、新たな担い手や組織が参入しやすい環境づくりを進めます。

また、国・県の制度を活用し、地域農産物の付加価値の向上やきたひろ野菜の生産量の拡大、農畜産物の6次産業化支援、販路拡大等により農産物のブランド化に取り組み、安心して農業が続けられる環境を整備します。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
新規就農者数	10人（R2）	22人
集落営農法人等による集積面積	898ha（R2）	928ha
きたひろ野菜推進事業	1.27億円（R2）	1.50億円

▼ 施策の展開 ▲

① 農用地の保全・集積



農村地域の秩序ある土地利用と効率的な農用地の利用を促進するため、大規模経営が可能な優良農用地の集積を進めるとともに、国・県の制度を活用して、高齢化がもたらす離農による遊休農地や荒廃農地の有効活用、貸し手と借り手とのマッチング、農用地保全の仕組みづくりを推進し、良質な土地利用環境の形成に取り組みます。

< 主な事業 >

- 農地中間管理事業
- 中山間地域等直接支払交付金事業
- 多面的機能支払交付金事業

②多様な担い手の育成・確保



産地としての魅力・強みの強化や成功した農業者にスポットを当てるなど PR を強化することで意欲ある新規就農者を確保するとともに、認定農業者の育成、集落農場型生産法人及び認定農業者等の会社企業化や経営の多角化・複合化等を推進します。また、スマート農業^{*}を推進することで、生産・経営の効率化や差別化を支援します。

<主な事業>

- 新規就農総合対策事業
- 担い手育成総合支援事業

③環境に配慮した農業形態の実現



安全で安心できる農産物の生産と環境に配慮した農業生産活動を促進するため、地域内から発生する畜産ふん尿等の有機性資源の有効活用による農業生産方式を確立するとともに、自然にやさしい持続性の高い環境保全型農業の仕組みづくりに取り組みます。また、畜産の振興を図るとともに堆肥の供給や飼料作物の生産等による耕畜連携に取り組みます。

<主な事業>

- 環境保全型農業直接支払交付金事業
- 畜産振興対策事業
- エコファーマー事業
- 飼料用イネ（WCS）・飼料用コメの生産拡大事業

④農畜産物のブランド化及び販売強化



地域特性を生かした農畜産物の生産と消費者から信頼される産地形成及びブランド化をめざし、高品質の米づくりや野菜を中心とした多品目生産、ほうれんそうや米をはじめとした北広島町産のブランドイメージの構築と PR、特別栽培農産物の栽培及び地域内での地産地消、農産物加工製品の開発や生産から販売まで可能な地域内における6次産業化^{*}に取り組みます。

産直施設が生産者と町内外の消費者との接点であることから、各地域の産直施設への出荷者の増加や活性化に取り組むほか、産直市相互の交流や連携による活性化を図ります。

また、各地域で取り組んでいる交流活動を支援しつつ相互の連携を図り、北広島町農業・農産物のファンづくりに取り組みます。

<主な事業>

- 北広島町軟弱野菜ブランド構築事業
- 農畜産物 6 次産品化事業
- きたひろ野菜推進事業
- 産直野菜振興事業

⑤農業を支える基盤づくり



安定して持続する農業経営環境の確立をめざし、関係機関・団体との連携のもと、農業経営の基礎となる制度・助成及び指導の充実や農業生産基盤の整備に取り組みます。

また、本町の稲作・園芸品目等の産地強化等の農業振興策に取り組む中で、芸北広域営農団地農道を利用した流通経路・施設整備等を検討していきます。

そのほか、有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、電気柵、金網柵等設置補助や個体数調整の捕獲事業、有害鳥獣の集中的な捕獲と被害軽減のための指導などを行うことを目的に設置された鳥獣被害対策実施隊の活動強化や農業者自らが捕獲を担う体制づくり及び地域ぐるみでの取組等を引き続き推進します。

あわせて、スマート農業の推進により、農業者の省力化や反収の向上・高品質生産に取り組み、個別企業体及び集落法人等の経営規模の拡大を図ることにより、持続可能な農業経営体を育成します。

<主な事業>

- 県事業小規模農業基盤整備事業による農道、水路、ため池整備
- 園芸産地強化支援事業補助金
- 有害鳥獣捕獲対策事業
- 鳥獣被害対策実施隊の活動強化
- スマート農業先端技術導入事業

林業・水産業の振興

■ 施策の方向性 ■

林業については、景観保全や環境保全の視点を持ち、関係機関・団体等地域との連携のもと、森林を整備するとともに、体験の場の充実等による林業の活性化に取り組みます。

水産業については、河川の持つ多様な機能を踏まえながら、内水面漁業の振興や河川環境の保全と活用に取り組みます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
里山林の整備面積（放置林整備・竹林伐採）	20.4ha（R2）	22.0ha
環境貢献林整備面積（間伐による人工林の健全化）	60.24ha（R2）	65.00ha
森林経営計画の策定面積	368ha（R2）	400ha

▼ 施策の展開 ▲

① 森林環境の保全と活用



森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源かん養機能や山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能や保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」の3つに森林を区分し、コスト縮減に留意しつつ機能に応じた適正な森林施策の実施により、健全な森林資源の造成を推進します。また、森林環境譲与税を活用しながら、森林整備や木質バイオマスをはじめとした木材利用事業を推進します。

< 主な事業 >

- 木質バイオマス構想事業
- ひろしまの森づくり事業
- 森林経営管理事業
- 森林環境譲与税事業

② 林業を支える基盤づくり



計画的な間伐施業等に必要な森林経営計画の策定支援や効率的な施業推進に必要な林業機械の導入支援、高度利用に向けた基盤整備をねらいとして、既存の国・県・町道及び林道等につながる作業道を整備します。

農業振興と連動して林業労働者の育成を進めるほか、森林経営管理制度及び森林環境譲与税による森林管理や関係する施設の整備、林業体験や炭焼き体験等による町民の森林環境への関心を高める活動を進めます。

< 主な事業 >

- 県事業林道開設、林道舗装事業
- 森林整備地域活動支援事業（森林経営計画策定支援等）
- 森林基盤整備事業
- 森林環境譲与税事業（再掲）
- 間伐の推進と皆伐再造林の推進

③ 水産業を支える基盤づくりと河川環境の保全・活用 ...



漁業協同組合の支援を図りながら、水産種苗の放流等による水産資源の維持・増殖を促進するほか、有害鳥獣の被害対策に取り組みます。

関係団体や住民等と連携しながら、河川の水質浄化や環境美化に取り組むとともに、生き物に配慮した河川改修や水辺の空間の活用に取り組みます。

< 主な事業 >

- 漁業協同組合支援事業

商工業の振興

■ 施策の方向性 ■

人口減少・高齢化が進む中でも商業の振興を推進するため、中小企業を中心とした事業承継や持続可能な支援に力を入れます。また、キャッシュレス等時代に即した販売機能に対して商工会と連携した支援策等により消費需要の維持・拡大を推進します。さらに、中小企業の基盤を強化する対策として、時代に対応した経営の高度化、技術革新、人材育成支援等に取り組みます。

工業の振興を推進するため、既存事業者との連携を強化し、地域産業の活性化を促進します。また、千代田工業・流通団地の第2期整備については、県動向を踏まえ取り組みます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
企業の本社機能の移転件数	0 件（R2）	延 1 件
町内商店数（減少の歯止め）	185 店舗（H28）	160 店舗（R4~8）
既存事業者の持続的発展支援件数	0 件（R2）	延 10 件（R4~8）

▼ 施策の展開 ▲

① 商工業を支える基盤の強化



関係機関と連携しながら、相談・指導体制の強化と各種助成制度等の有効活用を促進し、経営基盤の強化を支援します。

商工事業の継承を図るため、事業承継や事業者の持続的発展に対する支援を行います。

< 主な事業 >

- 経営改善指導体制強化促進活動支援事業
- 各種融資制度活用促進支援及び人材育成支援事業
- 北広島町ビジネス創造支援事業
- 北広島町事業承継支援事業

②魅力ある商工業機能の形成と特色ある取組展開..



商工業の活性化に向け、地域の実情を踏まえながら、魅力ある商品開発、販路の拡大及び商店街の形成を支援するとともに、キャッシュレスや電子商取引（eコマース¹）等に対応した販売機能の形成を支援します。

<主な事業>

- 新商品開発及びブラッシュアップ事業
- チャレンジショップ開業支援事業

③経営力強化に向けた支援



地場企業の振興と雇用の場の確保・拡充を図るため、資格取得やスキルアップ支援等の人材育成に係る支援や、関係機関と連携した中小企業の経営の安定と高度化の支援、地場企業の PR に取り組みます。

<主な事業>

- 北広島町ビジネス創造支援事業（再掲）
- がんばる人応援事業
- きたひろ応援ファンド事業
- 北広島町産業フェア開催事業

④企業立地の促進と立地環境の向上



企業の新規誘致や本社機能の誘致を図るため、用地の整備や候補企業に対する誘致活動等に取り組みます。また、既存企業との連携を強化し、立地環境の整備や必要な支援施策の実施により立地の継続を図ります。

<主な事業>

- 千代田工業・流通団地第2期造成に向けた計画事業
- 企業立地奨励金交付事業
- 本社機能移転推進事業
- 先端設備等導入計画に係る認定事業

起業支援と担い手育成

■ 施策の方向性 ■

地域経済を取り巻く状況を踏まえ、様々な産業の担い手のネットワークづくり、地域の資源を生かした特産品づくり、ものづくり、起業の支援、個人の感性や個性を生かした産業やその担い手づくり等に取り組みます。

また、町内企業への就職の増加と定住促進を図るため、「北広島町求人情報センター」と連携した取組やお試し住宅を活用した体験型の働き方の提案等、総合的な対応に取り組みます。さらに、地元高校や周辺大学とのネットワークを強化することで、町内企業への理解と関心の向上及び就職支援につなげます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
創業相談件数	9件（R2）	延30件（R4～8）
創業支援件数	2件（R2）	延15件（R4～8）
町内企業への訪問・相談・調整件数	47件（R2）	延100件（R4～8）
町内高卒者の町内事業所就職者数	10件（R2）	延50件（R4～8）
町内企業のインターンシップ実施企業数	0件（R2）	延10件（R4～8）

▼ 施策の展開 ▲

① 起業への支援と担い手づくり



地域の資源や環境を生かしながら、特産品づくりや個性ある産業とその担い手を育てていくため、起業に向けた支援やSOHO^{ソホー}※、サテライトオフィス[※]の設置等に取り組みます。

産業の担い手・後継者のネットワークづくりを進め、連携・交流を進めるとともに、新たな担い手の育成に向けた体験機会の確保に取り組みます。また、お試し住宅を活用した農林水産業等の体験機会を増やします。

< 主な事業 >

- 創業セミナー[※]開催事業
- 北広島町ビジネス創造支援事業（再掲）
- 空き家・店舗・事務所等を活用したSOHOやサテライトオフィスの誘致事業
- チャレンジショップ開業支援事業（再掲）
- 田園空間ライフスタートアップ事業（お試し住宅事業）

②雇用機会の確保・拡充



企業と行政の定期的な意見交換の場の開催や企業訪問等を通じ、企業との連携を深めるとともに企業ニーズの把握や必要な支援策の検討を行い、安定した就業の場の確保に取り組みます。女性や障がいのある人等それぞれの状況やニーズに合った働き方の確保に取り組みます。

<主な事業>

- 企業支援員設置事業
- 企業ガイド製作事業

③就労に係る情報提供と相談体制の充実



地元雇用の拡大と、町外からの就業者の確保及び定住促進を図るため、町内の企業活動を、広報やホームページ等を通じて広く情報提供するとともに、相談体制の充実に取り組みます。

<主な事業>

- 北広島町産業フェア開催事業（再掲）
- 北広島町求人情報センター事業
- 企業ガイド製作事業（再掲）
- 町内企業長期インターンシップ支援事業
- 企業見学事業



施策分野 II にぎわいと活気に 満ちたまちづくり

< 施策 >

- | | | |
|--------|-------------------------|------|
| II - 1 | 暮らしの基盤となる住環境の充実 | P 56 |
| II - 2 | 子どもの健やかな成長を支える環境づくり | P 58 |
| II - 3 | すべての人への充実した教育・学びの提供 | P 60 |
| II - 4 | 歴史・文化・伝統の継承と発信 | P 64 |
| II - 5 | 移住・定住を促す P R と受け入れ体制の強化 | P 66 |
| II - 6 | 交流を生むまちの魅力づくりと観光振興 | P 68 |
| II - 7 | スポーツを通じたまちづくりの推進 | P 72 |

重点的な取組

① 旧町を越えた地域交流の拡大

芸北、大朝、千代田、豊平の旧町地域それぞれの魅力と活躍する人材を情報ネットワークの強化によって連携させ、新たな魅力や産業、暮らし、コミュニティのさらなる活性化に寄与します。

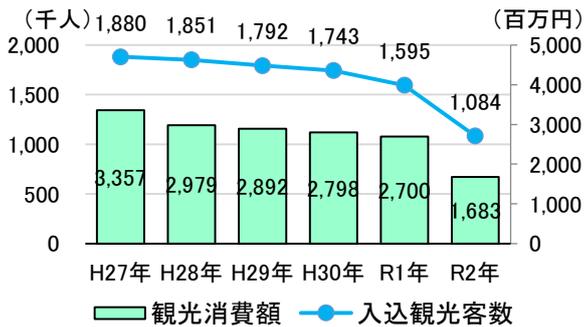
② “北広島ブランド”としての魅力の磨き上げと情報発信

旧町単位での多彩な魅力をもつ北広島町のイメージをわかりやすく発信し、それぞれの地域性を生かした魅力の創出と磨き上げを行い、来町や交流の活性化につなげることで、移住・定住の増加をめざします。

まちの現状

1 コロナの影響を受け、観光の打撃は深刻。新たな仕掛けが必要。

■入込観光客数の推移

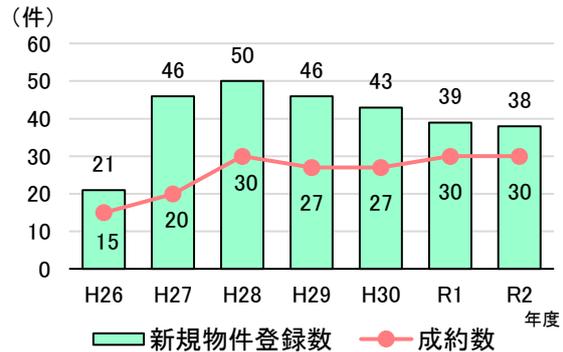


資料：広島県観光客数の動向

- ・観光客数、消費額ともに減少を続けていますが、近年で特に落ち込みが激しくなっています。
- ・魅力的な観光コンテンツの開発や広域での観光ルートの設定など観光客を呼び込むための新たな仕掛けを検討していく必要があります。

2 成約数は成果が出ているが、空き家バンクの登録数は減少。

■空き家バンク登録数及び成約数の推移

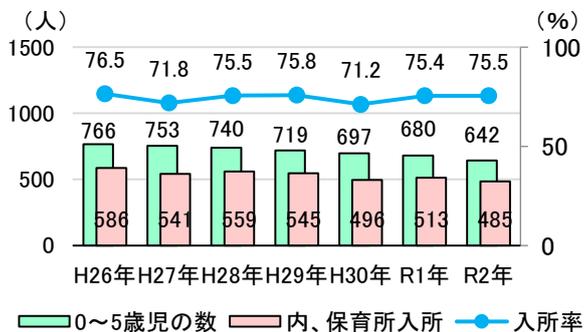


資料：北広島町資料

- ・空き家バンクの登録数は減少していますが、成約数は概ね横ばいで推移しています。
- ・成約数は一定の成果が出ていますが、空き家登録数が減少しており、登録数を増やす取組が必要です。

3 少子化が進行。保育所入所率は横ばいで推移。

■保育所の入所児童数・入所率の推移

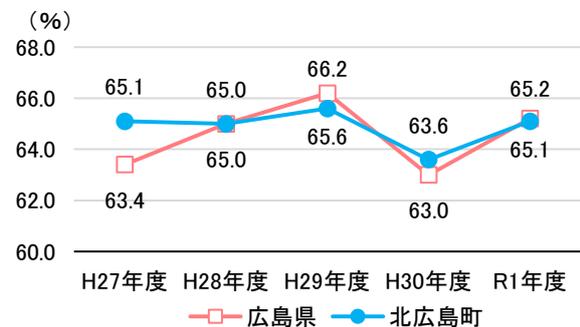


資料：北広島町資料

- ・全国の傾向と同様に、本町においても少子化が進行しています。
- ・保育所が4か所、幼保連携型認定こども園が7か所あり、入所率は毎年75%前後で推移しています。

4 基礎学力は県平均と比べても定着している。

■全国学力・学習状況調査における平均通過率の推移



資料：北広島町資料

- ・町内の児童生徒の基礎学力は、県平均と比べても定着しています。
- ・基礎学力の定着とともに、知識・経験を活用し応用する力の育成に取り組んでいます。

暮らしの基盤となる 住環境の充実

■ 施策の方向性 ■

住宅は人々の暮らしにおいて、最も基本となる空間であり、その周りの環境(住環境)と併せた質や特色は、定住の条件や魅力の重要な要件です。

空き家情報バンク制度の運営や空き家に関する総合相談窓口の設置等情報提供・相談対応に取り組むほか、新規定住者に対する住宅建築費補助制度等の周知等、都市住民の住宅や暮らし方に関するニーズ等も把握しながら、本町の特色を生かした住まいづくりに取り組みます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値(年度)	目標値(R8年度)
空き家バンク新規登録件数	144件(H28~R2)	150件(R4~8)
空き家情報バンクでの物件の成約数	30件(R2)	50件

▼ 施策の展開 ▲

① 住まいづくりや相談支援・情報発信の充実.....



住まいづくり支援策や相談体制を充実するとともに、住宅建築や空き家バンク※制度等の利活用に関する情報の受発信に取り組めます。

< 主な事業 >

- 北広島暮らしアドバイザー配置事業
- 集落支援員※配置
- 空き家情報バンク事業



②定住につながる質の高い住まいの整備

UIJターンへの関心の高まり、バリアフリー化の要請等、住まいを取り巻く状況を踏まえながら、町営住宅の充実や有効活用を進めるとともに、民間事業者との役割分担等に配慮しながら、良質で個性ある住まいづくりに取り組みます。

<主な事業>

- 若者定住促進住宅事業
- 町営住宅維持修繕事業
- 空き家情報バンク登録物件家財処分事業
- 町営住宅長寿命化計画見直し事業
- 住宅基本計画見直し事業
- 空き家等対策事業
- 空き家情報バンク登録物件増改築事業

③公園や広場等の身近な生活環境の整備・充実と適切な管理



暮らしに身近な生活環境や地域の魅力を高め、子育てから高齢者の健康づくりや交流等に資するため、公園緑地や広場等の整備・充実を進めるとともに、住民参加による公園緑地やコミュニティ施設の管理運営を促し、自立的で持続可能な活用を進めます。そのほか、各地域の火葬場の整備や適正な維持管理を進めます。

<主な事業>

- 公園整備事業
- コミュニティ施設整備事業
- 公共施設等総合管理計画推進事業
- 火葬場整備事業

子どもの健やかな成長を支える環境づくり

■ 施策の方向性 ■

子どもを取り巻く家庭環境や地域環境が大きく変化する中、こうした状況変化を踏まえながら、恵まれた自然環境の中で、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長していけるよう、子育て支援の環境整備を行うとともに、家庭と地域社会との協働で子どもの生きる力がしっかりと育まれるまちをめざします。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
「子育てに不安や負担を感じない」と思う人の割合	61.2% (H30)	70.0%
保育施設適正配置	進行中 (R2)	配置完了
婚活イベント参加者数	70人 (R1)	350人 (R4~8)

▼ 施策の展開 ▲

① 子育て家庭に寄り添う多様な支援...



ネウボラ機能を持つ子育て世代包括支援センター「てごてご」や各地域の子育て支援センターなど地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て家庭の育児不安を緩和し、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長していけるよう、子育て家庭への支援を強化します。

< 主な事業 >

- 子育て世代包括支援センター事業「ネウボラ」
- 子育て支援センター管理運営事業
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事業
- 母子・父子福祉事業

②保育サービス等の充実



安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるよう、保育サービス等の充実に取り組みます。また、子育て世帯に制度や各種事業に関する周知を行い、子育てと仕事の両立が図られるようにします。

<主な事業>

- 保育所運営事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業

③子どもの遊び・学びを創る環境の整備・充実



安全・安心な生活環境づくりとして、公立保育所は、「北広島町保育施設適正配置基本方針」「北広島町公共施設等総合管理計画」を踏まえながら、適切な管理・運営を図ります。また、子どもの遊び場の周知、自然や歴史・文化を生かした活動や環境の整備等、子育て世代が安心して子育てできるまちづくりに取り組みます。

<主な事業>

- 児童福祉総務事業
- 遊び場創生事業

④結婚促進へ向けての支援



若者の定住促進や少子化対策として、独身者が出会いの機会に恵まれるよう、結婚促進へ向けた支援の充実に取り組みます。

<主な事業>

- 結婚支援イベント補助金交付事業

すべての人への充実した 教育・学びの提供

■ 施策の方向性 ■

子ども一人ひとりがそれぞれの夢や希望を持ち、それを実現できる力を培って成長していける教育・保育環境の構築が必要です。児童生徒の基礎学力の確実な定着が図れる学習環境をはじめ、子どもたちが地域に愛着を持ち、暮らし続けたいと思えるよう、全小中学校をコミュニティ・スクールとすることを目標とし、家庭・地域・学校の連携を通じた、全町的な社会的、学習的教育力の向上をめざします。

また、生涯学習として、人材育成に重点を置いた「学び」をひとづくり・まちづくりに生かす仕掛けや、自然やスポーツなど、本町の特徴を生かした、子どもから大人まですべての世代が、ふるさとの魅力を感じる社会教育のまちづくりを推進します。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）			目標値（R8年度）		
「将来、北広島町に貢献したい」と思っている子どもを持つ保護者の割合	-			80%		
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における小学校5年生及び中学校2年生の体力合計点※	小学校	男子	59.20	小学校	男子	61.00
		女子	62.49		女子	64.00
	中学校	男子	44.42	中学校	男子	50.00
		女子	53.25		女子	58.00
(R1)						
全国学力・学習状況調査における平均通過率	65.1% (R1)			67.0%		
地元高等学校数	3校 (R3)			3校維持		
地域による学校支援組織の数	3組織 (R3)			4組織		
コミュニティ・スクール指定校数	10校 (R3)			12校		

▼ 施策の展開 ▲

① 郷土を愛し地域を担う人材の育成.....



本町の豊かな自然・歴史・文化を生かし、児童生徒一人ひとりの郷土への理解と愛情を深める学びを広め、これを通して「将来北広島町に住みたい、帰ってきたい」という子どもの育成をめざすため、小学校学年横断事業や中学校「ふるさとキャリア事業」などふるさと夢プロジェクト事業や郷土料理・地産地消など食育※推進の充実を図ります。

< 主な事業 >

○ふるさと夢プロジェクト事業

○遊び場創生事業（再掲）



②学校経営と校種間連携の基盤強化.....

校長を中心とした学校経営基盤の確立をめざすとともに、広く社会から信頼される質の高い教職員の育成に取り組めます。さらに、社会の情報化が進展していく中で、子どもたちの情報活用能力の育成が重視されており、それらを教える教職員においても ICT 活用指導力が求められることから、ICT 活用能力の育成に力を入れていきます。

保育所・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・高等学校における教育効果を高めるために、互いの連携を進めるとともに、育てたい子ども像を明確にした一貫性のある教育を進めます。

また地元高等学校が実施している取組を検証しながら、更なる魅力アップに向けて効果的な支援を実施します。

<主な事業>

- 保小中高連携教育推進事業
- 指導力向上事業
- 地元高等学校の支援

③「^{たい}体・^{とく}徳・^ち知[※]」のバランスのとれた力の育成...



小学校校長会主催の陸上記録会や指導方法工夫改善推進への支援を通じて、子どもたちの体力づくりを進め、身体的にも精神的にもたくましい児童生徒の育成を図ります。

新学習指導要領において掲げられる「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の達成に向け、指導主事が各校を訪問し、教員自らが主体的な学びを進められるよう支援を行います。

生命を大切に、美しいものに感動したり、いじめを許さず他人を思いやったりという豊かな心と、心身ともに健やかな子どもを育成します。

障がいの有無にかかわらず、児童生徒一人ひとりが自立し、社会の中でたくましく生きていく力を育てます。また、キャリア教育の充実により、国際化・情報化社会に対応して生きていける力の育成に取り組めます。

特別支援教育に関しては、引き続き特別支援教育支援員[※]及び特別支援教育相談員[※]を配置し、児童生徒個々の実態に応じた教育支援体制を整えます。

学校教育充実のための事業を推進するとともに、町内小中学校に通うすべての子どもたちの将来の夢や目標を実現する力を育むため、必要な基礎学力の定着と知識・経験を活用し応用する力を育成します。

<主な事業>

- 体力・運動能力向上事業
- 特別支援教育事業
- 学力向上推進事業

④安全・安心な教育環境の充実



子どもの命を守りながら、安全・安心で快適な学習環境の確保や、学校施設の計画的整備を進め、総合的な危機管理体制の充実に取り組みます。

施設の老朽化が進む中、財政状況を踏まえ対応が必要な施設に優先順位をつけながら改修を実施します。

<主な事業>

○学校施設整備・改修事業

○共同調理場の整備・再編事業

⑤地域による教育力の向上と青少年健全育成環境づくり



全小中学校をコミュニティ・スクールとすることを目標とし、家庭・地域・学校の連携を通じて、家庭教育の充実や地域の教育力の強化を進め、ふるさとを愛し、のびのびと活躍する青少年の育成を図ります。

青少年が生きる力や豊かな人間性、社会性を育みながら、成長段階に応じた自主的活動や社会参加の推進、地域の特色を生かした活動の場の整備・充実に取り組みます。また、体験活動等を実施し、児童が普段出来ない活動を体験させる機会を設けます。

家庭教育支援事業として、親子が共に過ごす時間をもつことのできるイベント等を実施するとともに、更なる充実に向けて学び塾の愛着創造学部と連携した事業展開に取り組みます。

<主な事業>

○コミュニティ・スクール推進事業・学校支援事業

○青少年育成推進事業

○家庭教育事業

⑥生涯学習の推進と、学びをまちづくりに生かす活動の推進



伝統芸能や、芸術文化活動の蓄積等地域の特性を生かしながら、多彩な学習機会の確保と内容の充実を進め、住民が生涯にわたって主体的に学習し、豊かな心を育み、学びを生かした町内外の交流や、まちづくり活動が生まれる場の形成、地域活動を担う人材の発掘・育成を推進します。

また、生涯学習を支える社会教育施設等の整備・充実や、情報のネットワーク形成に取り組みます。住民一人ひとりが、自分にあった学びを行う中で生き生きと暮らし、本町の特徴である豊かな自然環境と里山文化を継承した持続可能な地域社会の実現をめざして、北広島町生涯学習推進計画に基づき、各種取組を推進します。

<主な事業>

○コミュニティ・スクール推進事業・学校支援事業（再掲）

○青少年育成推進事業（再掲）

○家庭教育事業（再掲）

○北広島町生涯学習推進計画策定事業

歴史・文化・伝統の 継承と発信

■ 施策の方向性 ■

本町が有する自然や歴史・文化、景観、地場産業等の価値や魅力を町内外へ広く発信するため、住民や企業等の協力と参加のもと、地域資源の活用や魅力づくり、景観や環境の保護、テーマやコースの設定等に取り組みます。

また、自然や歴史・文化、民俗芸能等の周知や触れ合う機会を拡大し、保全や活用、後継者確保等につなげます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
行事に参加した人及び関わった人の満足度	行事の実施なし（R2）	90%
町内文化施設への入館・入場者数	15,000人（R2）	22,000人

▼ 施策の展開 ▲

① 自然や歴史・文化遺産の保全と利活用



フィールドミュージアム[※]の観点を持ちながら、自然や歴史・文化遺産の保存・継承及び活用を進めるとともに、それらを生かした個性豊かで魅力的な文化の香りのするまちづくりを進めます。また、次世代へ継承していくためにも、歴史・文化遺産の修繕を行っていくとともに後継者の育成等にも取り組みます。

< 主な事業 >

- 吉川氏城館跡再整備・埋蔵文化財活用事業
- 花田植の保護と継承事業
- ササユリの里再生プロジェクト事業
- テングシデ群保全事業
- 環境教育プログラムの整備・実施
- 芸北茅プロジェクト事業

② 芸術文化活動の推進



本町の特色を生かしながら、芸術文化に触れ合う機会を増やし、幅広い世代の活動を支援するとともに、子どもの感性を高める事業を継続して行うなど、住民の自主的な芸術文化活動を支援します。

< 主な事業 >

○ 鬚光自画像展事業

○ 芸術文化活動支援事業及び施設整備事業

③ 文化財[※]や文化施設等の相互連携と有効活用



文化財や文化施設等の役割分担と特色づくりを検討しながら、その整備・充実を進めるとともに、それらを相互に連携させ有効活用を進めます。また、文化財や文化施設等の周知等を行い、認知度の向上を図ります。

文化財の保存・活用に関する取組を検討し、関係団体や地域住民の理解・協力を得ながら、文化財の保存・活用を図ります。

< 主な事業 >

○ 町内文化財等の相互連携による有効活用事業

○ 吉川氏城館跡再整備・埋蔵文化財活用事業（再掲）

移住・定住を促すPRと受け入れ体制の強化

■ 施策の方向性 ■

本町が広島市や島根県に近接しているという立地特性や四季折々の魅力ある地域資源を生かすとともに、産業振興、情報の受発信、住宅や雇用の確保、定住相談対応等に取り組み、より一層の定住・交流の拡大をめざします。

また、移住定住促進にあたっては住宅や雇用だけでなく、教育、医療、福祉、交通等の総合的な取組が必要です。そのため、各部門の施策を効率的かつ効果的に展開する組織横断的な体制づくりをめざします。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
Uターン奨励金の交付件数	9件（R2）	20件
定住施策補捉分による定住者数	53人（R2）	300人（R4~8）

▼ 施策の展開 ▲

① 総合的な移住・定住促進体制の強化



移住を考える上で、まず考えなくてはならない住居や働く場の情報提供、移住を検討するきっかけとなる都市・農村交流の拡大に向けた体験ツアー等の取組と併せて、教育や子育て環境、福祉・医療、地域の特性等、移住後の生活に必要な総合的な情報の提供に取り組みます。また、移住後のフォローアップとして地域住民とのコミュニケーション構築や相談窓口、移住者間のネットワークづくりに取り組みます。

定住支援施策は一定の成果は出ており、効果検証を行いながら更なる支援に向けて、新たな制度構築に取り組みます。

< 主な事業 >

- 新規定住促進事業
- 移住者ネットワーク構築事業
- 移住定住相談会・体験ツアーの実施

②移住・定住先としての魅力づくりとPRの強化.....



移住・定住につなぐことも意図しながら、都市・農村交流の拡大をめざし、地域資源や立地特性を生かした魅力づくりや情報の受発信に取り組みます。

<主な事業>

- 田園空間ライフスタートアップ事業（お試し住宅事業）（再掲）
- 大都市圏における移住定住相談会・体験ツアーの実施
- SNSや町ホームページを活用した「北広島くらしの魅力」発信強化

③UIJターン支援体制の充実.....



本町へのUIJターンを促進するため、産業振興と就業の場の拡充、住宅の確保等の定住対策に取り組みます。また、商工会と連携して新商品開発や販路拡大に対する新たな支援を検討します。

<主な事業>

- | | |
|---------------------|--------------------------------|
| ○Uターン奨励金事業 | ○田園空間ライフスタートアップ事業（お試し住宅事業）（再掲） |
| ○北広島町求人情報センター事業（再掲） | ○チャレンジショップ開業支援事業（再掲） |
| ○企業見学事業（再掲） | ○町内企業長期インターンシップ支援事業（再掲） |

交流を生むまちの 魅力づくりと観光振興

■ 施策の方向性 ■

本計画に基づき「観光振興まちづくり計画」「観光戦略方針」を策定し、北広島町ブランド構築に向けた観光プロモーションを官民協働で取り組んでいきます。

また、観光インフォメーションの設置や観光ガイドの育成、農山村体験推進事業、教育旅行の誘致、訪日外国人旅行者数の増加を見据えたインバウンド 施策等、町内に観光客を受け入れる体制づくりを進めます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
入込観光客数	108 万人（R2）	174 万人
観光消費額	16.8 億円（R2）	27.9 億円
民泊体験・農林業体験受け入れ者数	82 人泊（R2）	3,568 人泊
民泊体験・農林業体験修学旅行訪問学校数	1 校（R2）	10 校

▼ 施策の展開 ▲

① 「地元愛」による地域ぐるみの観光振興



観光ガイド「きたひろ案内人」の育成・活用や、イベント企画等におけるコアファンの活用等を通じて、町民、観光客の双方が本町の魅力を見つめ直し、愛着と誇りを醸成します。

民泊や体験プログラム等、一般観光客だけでなく、教育旅行等を始めとした大規模な観光客に向けて「北広島町ならではの」という付加価値のついた体験の提供により息の長い交流に向けた取組を進めます。

町内の観光に関連する事業実施・管理について、事業者、観光協会、町民、行政それぞれが自らの役割を果たす観光振興の推進体制、事業管理体制を構築します。

< 主な事業 >

○観光ガイド「きたひろ案内人」の育成・活用事業

○北広島町農山村体験推進事業

②「稼ぐ」観光関連産業づくり



北広島町ならではの特産品の開発、新たな観光客向けのサービス業（飲食業、物販業、宿泊業、旅行業等）やそれらを支援するサービス業（デザイン、企画、商品開発等）の事業創出・拡大、農山村交流事業における民泊サービスの担い手の育成・確保等、兼業での事業展開が可能な「小商い」の展開等、それぞれの価値を高めるとともに、新たな体験プログラムの創出により、各コンテンツをつなぐことで更なる消費額の増加に向けた事業支援を行います。また、既存の道の駅等、観光案内所や土産物販売等の機能を持つ観光拠点をはじめとした観光施設について、改めて整理を行いつつ、整備・充実に取り組みます。

<主な事業>

- 北広島町農山村体験推進事業（再掲）
- 特産品開発事業
- 観光拠点整備・運営事業

③観光地としての満足度の向上



自然・歴史・伝統文化等、ターゲットごとに魅力的な地域資源を整備し、活用します。芸北、大朝、千代田、豊平の各地域において、観光案内所や土産物販売等の機能を持つ観光拠点の整備・充実に取り組みます。また、来町者が行きたい所へスムーズに行けるよう、交通機関や道路の整備、案内標示の設置、その他ツールの充実に努めます。

長期滞在の促進や宿泊促進のほか、温泉や自然等各観光資源及び周辺市町との連携を強め、地域全体の魅力を創出します。

<主な事業>

- 地域資源活用事業
- 周遊・滞在推進事業
- 観光客受入環境整備事業

④国内外に向けた「きたひろしまの魅力」発信



北広島観光プロモーションを、イメージキャラクター花田舞太郎やSNS、地元タウン誌等を活用し、町内外に向けてテーマごとにターゲットを絞って実施します。そして関西圏や首都圏等エリアを絞ったプロモーションを実施します。

広島空港への直行便を持つ台湾、香港や、広島市への来訪の多い欧米系の国々に対して、教育旅行を中心としながらも個人客に向け、農村滞在ニーズを踏まえたインバウンド対応の情報発信・プロモーションを展開します。また、無線LAN環境整備、飲食店等における多言語表記等の外国人観光客対応を推進します。

<主な事業>

- 北広島観光プロモーション事業の継続
- インバウンド誘客事業

⑤一体的・持続的な観光推進



町内の観光に関連する事業実施・管理について、観光関連産業（事業者）、観光協会、町民、行政等が、それぞれの担う役割に応じて取り組み、本町の観光を持続的に推進・管理する体制を構築します。

特に事業の企画段階から意見を共有し、同じ方向性を持って進めるための場を整備し、観光を取り巻く環境の変化に対応し、柔軟でネットワークの良い体制整備を構築します。

また、観光事業に対する地域住民や地元企業の関わりを増やし、理解を深める取組を進めます。

<主な事業>

○北広島町観光プラットフォーム（仮称）事業

スポーツを通じたまちづくりの推進

■ 施策の方向性 ■

第2期スポーツ推進計画に基づき、町民誰もが日々の生活の中でスポーツを通じて、幸福感・満足感を実感できるまちづくりをすすめます。

「する」「みる」「ささえる」などの「きたひろスポーツ」を通じて、共生社会・健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化、トップアスリートの支援と活用に取り組みます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
チャレンジデーの全町参加率	59.6%（R1）	65.0%

▼ 施策の展開 ▲

①生涯スポーツを通じたまちづくり.....



住民が自主的かつ主体的にスポーツ・レクリエーション活動へ参加できる推進体制を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブの育成による活動機会の充実、スポーツの普及等に取り組みます。

また、地域のスポーツ団体との連携による町内のスポーツ施設や公園等を活用した町内外の住民が交流できるスポーツ大会の開催等、競技スポーツから、生涯学習スポーツまで、幅広くスポーツ活動を行うとともに、スポーツを通じたまちの活性化に取り組みます。

既存施設の役割分担と個性化や、特色ある活動の場の確保・創出に取り組むとともに、施設のネットワーク化を図り、有効活用を進めます。

< 主な事業 >

- 「きたスポ」の普及啓発事業
- スポーツをキーワードとしたまちづくり事業
- スポーツ関係団体の組織強化支援事業
- チャレンジデー事業
- ラジオ体操推進事業
- スポーツ施設の管理運営事業

②競技スポーツを通じたまちづくり



町民とトップアスリートの関係は、町民の生活において、活気の創出や「ささえる」活動の広がりなど、多様な好影響をもたらすため、町内を拠点に活動するトップアスリート、クラブチーム及び、県内のトップレベルの競技団体・個人が将来においても、本町を拠点に安心して活動できる総合的な環境整備を進めます。

地元アスリート及び県内のトップレベルの競技団体・個人による講習会・大会等のイベントを開催し、地域の子も達に対する交流や技術指導により、町全体の競技力の向上を図ります。

<主な事業>

- トップアスリートやクラブチームへの多面的な支援
- トップアスリートと子ども達の交流及び技術指導による競技力の向上
- 競技スポーツ団体の支援



施策分野 III

安心して元気に暮らせる 地域の創出

< 施策 >

III - 1	地域福祉の推進	P 76
III - 2	健康づくり・元気づくりの推進	P 78
III - 3	高齢者福祉の推進	P 80
III - 4	障がい者福祉の推進	P 82
III - 5	人権の尊重・共生社会の実現	P 84

重点的な取組

① 持続可能な地域コミュニティの充実・強化

コミュニティ情報の提供や地域活動の機会創出、さらに住民の自発的な地域づくりへの参加意識の高揚を図ることで、活動を担う組織や人材の育成・強化につなげ、持続可能な地域コミュニティの実現をめざします。

② 健康づくり・元気づくりの推進

各種健康診査や食生活及び運動習慣の充実に取り組むとともに、元気づくり事業を通じて一人ひとりの健康寿命の延伸と生き生きと暮らせるまちづくりをめざします。

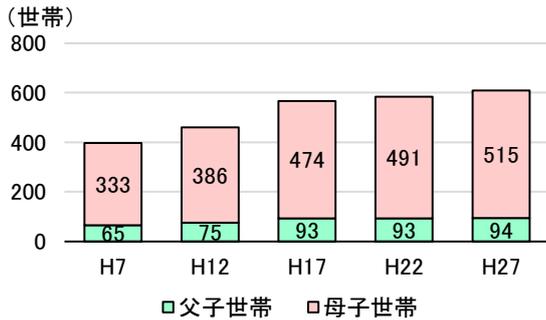
まちの現状



1

ひとり親世帯数は増加傾向で推移。特に母子世帯が増加。

■ひとり親世帯数の推移



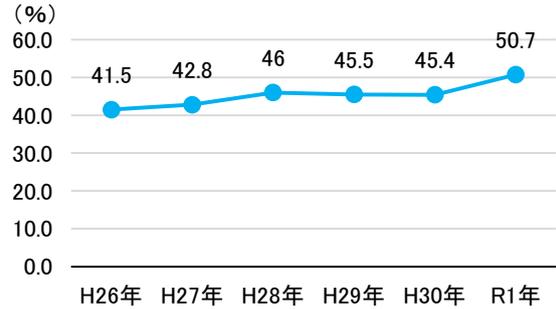
資料: 国勢調査

- ・ひとり親世帯数は、平成 27 年時点で母子世帯が 515 世帯、父子世帯が 94 世帯となっています。
- ・ひとり親世帯が地域で孤立しないよう、相談支援や自立促進にむけた取組が必要です。

2

特定健康診査※受診率は微増。

■特定健診受診率の推移



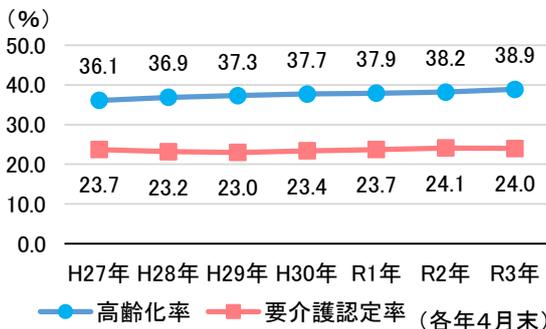
資料: 北広島町資料

- ・特定健康診査受診率は約5割となっています。
- ・特定健康診査の受診率向上のため、個人通知や未受診者の方への個別訪問など受診を促す取組をしています。

3

高齢化が進行。ひとり暮らし高齢者が増加。

■高齢化率と要介護認定率の推移



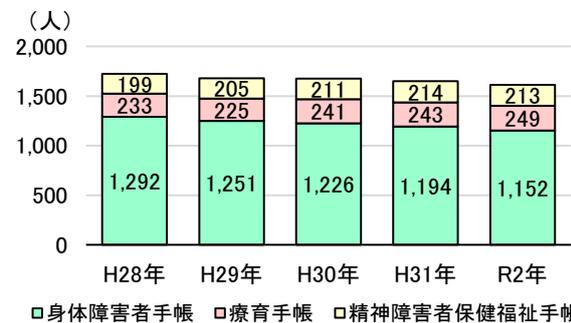
資料: 住民基本台帳及び外国人登録

- ・高齢化率は上昇を続け、38.9%となり、ひとり暮らし高齢者世帯も増加しています。孤立する高齢者の増加が懸念されます。
- ・要介護認定率は横ばいです。今後も介護予防※の取組の継続が必要です。

4

知的障がい者数が増加傾向。相談ニーズは多様化。

■障がい者手帳所持者数の推移



資料: 北広島町資料

- ・近年は身体障がい者数は減少傾向にある一方で、知的障がい者数は増加傾向にあり、精神障がい者数は横ばいで推移しています。
- ・発達障がいに関する相談等、相談内容は多様化しています。

地域福祉の推進

■ 施策の方向性 ■

子どもや高齢者、障がいのある人をはじめ、ひとり親家庭、生活困窮家庭等において、地域の様々な生活課題に対し、地域の相互理解による支え合い活動が活発に行われ、誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしや積極的な社会参加ができる地域づくりを進めます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
第2期地域福祉計画の策定	—	策定完了

▼ 施策の展開 ▲

① 地域ぐるみで取り組む人にやさしいまちづくり



令和2年度に策定した地域福祉計画に基づき、人にやさしいまちを実現していくため、住民や福祉に関わる事業者、団体等が相互に協力し、地域ぐるみで福祉に取り組む協働のまちづくりを進めます。

< 主な事業 >

- 社会福祉協議会運営費補助事業
- 福祉委員（民生委員児童委員）活動事業
- 広報・啓発活動事業

②ひとり親家庭や生活困窮者等への支援



ひとり親家庭や寡婦及び生活困窮者に対する相談・指導や生活支援、自立の促進に取り組みます。

生活困窮者については、住み慣れた地域で自立し、生活していくことができるよう、関係機関と連携し包括的な支援体制づくりを進めます。

<主な事業>

○生活困窮者自立支援事業

○ひとり親自立支援員・相談員配置

健康づくり・元気づくりの推進

■ 施策の方向性 ■

妊婦・子ども・成人・高齢者等すべての町民が、健康で安心した生活を送れるよう、医療機関等地域の関係者と連携しながら生涯を通じた健康づくり・元気づくりに取り組みます。

その他、感染症の予防対策、持続可能な医療提供体制の整備を推進します。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
元気づくり推進事業における 元気リーダー実人数	490人（R2）	550人
元気づくり開催か所数	60か所（R2）	65か所
元気づくり延参加人数	25,882人（R2）	30,000人
がん検診受診率	11.8%（R2）	30.0%
町内の休日・夜間の救急医療機関数	3医療機関（R2）	3医療機関維持
12週以降の妊娠届出数（母子健康手帳の早期交付）	7.1%（R2）	0%

▼ 施策の展開 ▲

①健康寿命[※]の延伸に向けた元気づくりの推進.....



健康寿命の延伸と地域力の向上に向けて、元気づくり推進事業の取組を委託事業者と密に連携しながら継続します。併せて、保健師や栄養士等専門職のスキルアップを図り、特定保健指導等健診後のフォロー体制の充実及び受診勧奨に取り組みます。

< 主な事業 >

- 元気づくり推進事業
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
- 糖尿病性腎症重症化予防事業
- がん検診受診率向上事業
- 特定健診受診率向上事業

②地域医療体制の整備・充実



住民が適切な医療サービスを受けられるよう、医師会と連携しながら、感染防止対策、医療介護従事者の確保、医療提供体制の維持等について、関係者で情報共有と協議を行いながら取り組みます。

<主な事業>

- 医療従事者確保事業
- 休日・夜間の救急医療の確保・充実
- 在宅医療・介護連携推進事業

③妊娠期からの切れ目ない支援の推進



子どもが健やかに育つための生活習慣の確立と虐待予防・育児不安の軽減のため、家庭訪問・健診・相談事業を継続します。併せて、子どもの感染症予防のための予防接種事業や、経済的負担の軽減のため不妊治療費助成等を充実することで、妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援をめざします。

<主な事業>

- 子育て世代包括支援センター事業「ネウボラ」（再掲）
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 不妊治療費助成事業
- 妊産婦健康診査費助成事業
- 予防接種事業
- 児童虐待防止対策事業
- 発達障害者家族支援事業

高齢者福祉の推進

■ 施策の方向性 ■

住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、地域包括ケア*体制の推進・充実を図ることが必要です。そのために、健康づくり・閉じこもり予防・認知症予防について、医療や保健・介護・福祉の関係者と連携しながら取り組んでいきます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
認知症サポーター数	延 5,634 人（R2）	延 7,500 人
地域包括ケア推進のための 在宅医療・介護推進会議回数	1 回（R2）	2 回
ケアプラン点検件数	20 件（R2）	30 件

▼ 施策の展開 ▲

① 社会参加・生きがい活動の促進



高齢者が社会を支える重要な一員として、長年培ってきた知識や経験、技能等多様な能力を発揮することで、生きがいを感じ、地域の様々な場に参画することを促進します。

< 主な事業 >

○シルバー人材センター運営事業

② 介護予防の推進



高齢者が健康で住み慣れた地域で暮らし、長寿を喜べるまちとしていくため、保健・医療・介護の連携による介護予防施策の展開及び介護予防の普及啓発ときめ細かいサービスの提供に取り組めます。

< 主な事業 >

○介護予防・日常生活支援総合事業

○介護予防普及啓発事業

③在宅介護支援及び介護サービス提供体制の充実 ..



高齢者やその家族が安心して心豊かに暮らせるよう、医療・保健・介護・福祉等の多職種が連携し介護サービス施策を展開するとともに、総合的な相談体制や高齢者等を支える地域のネットワークを構築し、家族介護の支援や高齢者の生活支援に取り組みます。

また、介護サービスを必要とする利用者を適切に認定するとともに、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう、適正化の取組を推進します。

<主な事業>

- あんしん電話設置事業
- 在宅福祉支援事業（介護用品支給事業、在宅寝たきり老人等介護手当支給事業）
- 介護給付の適正化
- 生活支援体制整備事業
- 在宅医療・介護連携推進事業（再掲）

④認知症高齢者施策の充実



認知症の正しい知識の普及及び認知症の予防とともに、認知症高齢者及びその家族が安心して地域で生活できる施策を展開します。

また、適切な介護のあり方等に関する知識の普及啓発を行い、認知症に対する理解を深め、地域で見守り、支え合う意識を高めます。

<主な事業>

- 認知症サポーター養成講座事業
- 認知症カフェ支援事業

⑤高齢者の権利擁護*とサービスの質の確保 ...



地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者に対する虐待の防止や早期発見等高齢者の権利擁護に取り組みます。また、成年後見制度の利用促進については、適切な支援が行えるよう中核機関を設置します。

<主な事業>

- 高齢者虐待防止事業
- 成年後見制度利用支援事業

障がい者福祉の推進

■ 施策の方向性 ■

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、保健・医療や保育・教育、就労、生活支援等の様々な生活基盤の充実が必要です。総合的かつ専門的な相談体制づくりや障がいを持つ子どもを支援する体制づくりを進め、障がいのある人の就労や社会参加を支援する施策を展開します。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
福祉施設からの一般就労への移行者数	2人（R2）	4人

▼ 施策の展開 ▲

① 自立した暮らしの支援



障がいのある人一人ひとりが、自立しながら住み慣れた地域で安心して暮らせるための情報を発信するとともに、サービス利用へつながる相談体制の充実及び、様々なライフステージに応じた保健、医療、福祉サービスの充実、権利擁護サービスや各種制度に基づく経済的支援に取り組みます。また、障がいの有無に関わらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現に向け、広報・啓発活動を推進します。

< 主な事業 >

- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業（再掲）
- 障がい福祉事業
- 広報・啓発事業
- 自立支援給付事業
- 地域生活支援事業

②就労・地域活動の支援



障がいのある人が地域と交流し、自立して社会参加をしながら生活の安定を図るため、就労支援を行い、雇用を促進します。

また、スポーツやレクリエーション等の活動機会の場を提供し、社会参加を促進します。

<主な事業>

○スポーツ・レクリエーション教室等開催事業

○点字・声の広報等発行事業

人権の尊重・共生社会の実現

■ 施策の方向性 ■

町の人権教育・啓発指針に基づく、相談窓口をはじめとした体制整備を行うほか、実施計画となる人権教育・啓発推進プランに基づき、より計画的に人権教育・啓発活動を展開します。

また、「北広島町男女共同参画プラン」に基づき、男女が共に社会の中で活躍できる町をめざし、講演会やワークショップの実施等の広報・啓発活動や、多様な働き方に対する支援や再チャレンジ支援等の充実に取り組みます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
政策・方針決定過程への女性の参画割合	29.6%（R2）	33.0%
男女共同参画セミナー参加率（全町民あたり）	0.0%（R2）	3.0%
人権教育・啓発推進プラン（第2次）の策定	—	策定完了

▼ 施策の展開 ▲

① 人権教育・啓発の推進と相談体制の充実



すべての人々が尊重され、心豊かで文化的な地域社会を実現するため、住民誰もが人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に生き、人が輝くまちづくりをめざして、人権教育・啓発を推進するとともに、人権相談に的確に対応するための体制を強化します。

< 主な事業 >

- 北広島町人権教育・啓発推進プランの推進
- 地域・企業等で実施する人権学習への支援
- 講演会等の開催や人権啓発に関する冊子や資料の貸出等による啓発活動の充実
- 人権に関する相談体制の整備・充実
- 関係機関との連携事業

②男女共同参画の推進



男女が共に社会の中で活躍できるまちづくりに向けて、住民や関係団体等と連携し、広報・啓発活動の充実とともに地域ぐるみで取り組む推進体制づくりを進めます。

また、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を存分に発揮できるように、条件整備に取り組みます。

<主な事業>

- 北広島町男女共同参画プラン（第4次）策定事業
- 男女共同参画セミナー事業（町内巡回型）

③誰もが安心して暮らせるまちづくり



男女共同参画社会への理解を深め、性犯罪・性暴力・配偶者等からの暴力・ストーカー行為・職場におけるハラスメントなど男女間のあらゆる暴力の根絶等に取り組みます。

性的多様性（LGBTQ*（エルジービーティーキュー））に起因する偏見や差別を解消するため、性的指向と性自認についての固定観念を解消し、多様な暮らし方の理解に向けて取り組みます。

<主な事業>

- 女性の人権問題相談体制整備・充実事業

④多文化共生*社会の構築・実現



外国からの移住者や労働者として生活する外国人にとっても暮らしやすいまちとなるよう、日本語などの学習支援や生活情報等の多言語化を進めるとともに、住民の異文化への理解、地域の人とも連携し国籍などが異なる人々をつなげるための交流の機会創出に取り組みます。

<主な事業>

- 地域日本語教室の開催
- 外国人住民への情報発信
- 外国人相談窓口の整備



施策分野 IV

生活基盤の強化・強靱化

< 施策 >

IV-1	地域の拠点づくりとネットワークの形成	P 88
IV-2	交通環境の整備と移動に係る利便性の確保	P 90
IV-3	情報通信技術の基盤整備と利活用の推進	P 92
IV-4	生物多様性の保全と持続可能な循環型社会の形成	P 94
IV-5	水を大切にする暮らしの維持	P 98
IV-6	災害や緊急時に強い地域社会の実現	P 100
IV-7	安全な暮らしの確保	P 102

重点的な取組

① 生活機能を維持するための拠点とネットワークづくり

生活機能の維持を目的として、地域拠点の整備を進めるとともに、拠点と住まいをつなぐ移動手段の確保や地域同士の連携体制の充実にに向けて取り組みます。

② 新たな情報通信技術を活用した利便性の向上

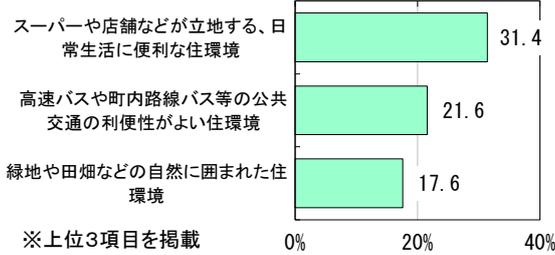
光回線等、充実した情報通信基盤を生かし、住民への様々な情報発信だけでなく、地域間連携や新たな時代の暮らしや仕事のあり方に対応できる、利便性が高く暮らしやすいまちとしての環境を整備します。

まちの現状

1 日常生活の利便性が高い住環境の創造。

■住民の望む住環境

(単数回答) N=924

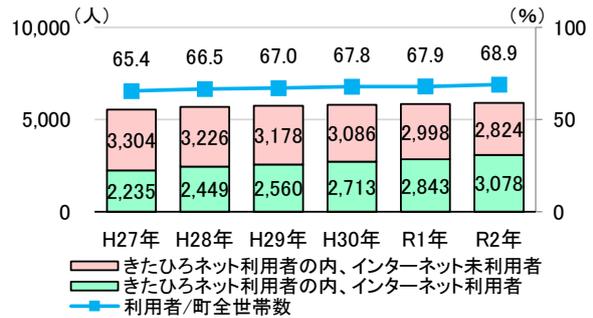


資料: マスタープラン策定に伴う住民意向調査(H25)

- ・店舗の立地など、日常生活に便利な住環境を望む声が三割を超えています。
- ・買い物の利便性を高めるために、必要な店舗の維持とともに、地域の買い物支援や交通機関の充実など、生活がトータルで便利になる仕組みを創造していく必要があります。

2 ICT を生活に取り入れる社会資本としてのネット環境の充実。

■きたひろネット利用状況



資料: 北広島町資料

- ・きたひろネット利用者の世帯に対する割合は、頭打ちの状態となっています。インターネット接続に利用する世帯が増えています
- ・インターネットの映像コンテンツなど大容量サービスの増加とともに、サービスへの不満も見られます。主管回線の増強なども必要となっています。

3 リサイクルや省エネの、町民意識を高める。

■資源ごみの年間リサイクル量の推移

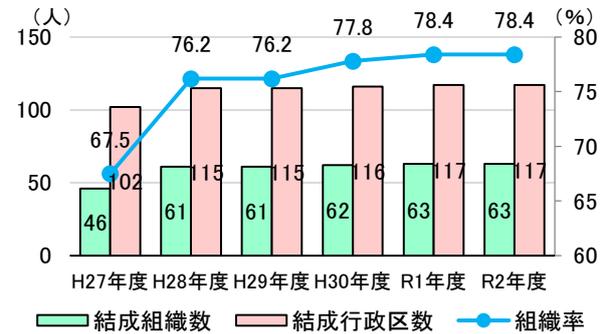


資料: 北広島町資料

- ・資源ごみのリサイクル量は、近年は横ばい傾向が続いています。
- ・地球温暖化防止やプラスチックごみ問題の解決のためにも、リサイクル運動への理解の促進が必要です。合せて、省エネや地球温暖化ガス排出防止などの環境意識の醸成が望まれます。

4 全地区での自主防災組織の設立を促進する。

■自主防災組織数・率の変遷



資料: 北広島町資料

- ・全国の震災や豪雨災害等を受け、組織率は上がりましたが、まだ未設置の地区があります。
- ・大規模災害時には地域での助け合いの有無が生命の有無を分けることから、引き続き理解と協力を求める必要があります。

地域の拠点づくりとネットワークの形成

■ 施策の方向性 ■

本町においては、豊かな自然環境や歴史・文化に育まれながら、行政・コミュニティ施設、文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、観光交流施設等様々な施設等が立地しています。

今後、施設・機能立地の状況や新たな可能性を考慮し生活機能を今後も維持していくため、役割分担と連携を図る中で、調査結果に基づき、個性化や有効活用を進め、多彩な拠点・ゾーンの充実・整備とネットワーク化に取り組みます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
計画的な土地利用の前提となる 地籍調査の進捗率	75.70%（R2）	79.33%
都市再生整備計画の進捗率	76.22%（R2）	77.18%

▼ 施策の展開 ▲

① 地域特性を生かした計画的な土地利用の推進



本町が自然と調和しながら、住みよく活力のあるまちへ持続的に発展するため、計画的な土地利用を推進します。また、地籍の明確化により、土砂災害等発生した場合の復旧復興、及び森林施業の円滑化を図るため、地籍調査を実施します。

実施に当たっては、国の第7次国土調査事業十箇年計画及び県の国土調査（地籍調査）実施方針に基づき、本町における国土調査（地籍調査）を参考に、効率的な調査手法の積極的な導入など、本町での地籍調査手法や地籍調査の効率化に向けて検討します。

< 主な事業 >

○地籍調査事業

○都市再生整備事業

②多彩な拠点の形成とネットワーク化の推進.....



関係機関と連携しながら、地域の特性・役割を意識したまちづくりを進めるほか、人口減少や過疎化、財政状況の変化も踏まえた、集落での生活機能を支えるための拠点づくりと効果的なネットワークを構築します。

<主な事業>

- 都市計画道路整備事業

交通環境の整備と 移動に係る利便性の確保

■ 施策の方向性 ■

広域道路網の整備促進として、広域的なつながりやインターチェンジへのアクセス、本町の道路ネットワークの強化のため、関係機関と連携し、一般国道、県道等の主要幹線道路の整備を促進します。

また、国道や県道等と併せて、町内の道路のネットワークを形成し、安全・安心で便利な暮らしと活力ある産業活動等を支えるため、主要な町道や農道・林道等の整備を進め、持続可能な生活交通の確保に取り組みます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
北広島町道路整備計画に基づく町道整備率	72.84%（R2）	74.00%
町内公共交通利用者数	239,371人（R2）	222,000人を維持

▼ 施策の展開 ▲

① 町内外をつなぐ広域道路網の整備促進



広域的なつながりやインターチェンジへのアクセス、本町の道路ネットワークの強化のため、関係機関と連携し、一般国道、県道等の主要幹線道路の整備に協力します。

また、広島市北部の拠点であり第二次保健医療圏の中心である広島市安佐北区等への当該地域からのアクセス向上に取り組みます。

< 主な事業 >

- 県営道路改良負担事業

②町内の道路ネットワークの充実



国道や県道等と併せて、町内の道路網のネットワークを形成し、安全・安心で便利な暮らしと活力ある産業活動等を支えるため、主要な町道や農道・林道等の整備に取り組みます。

また、橋梁維持・舗装等の道路メンテナンスについて、道路の新設改良と合せて優先度を検討しながら必要な整備に努めます。

<主な事業>

- 道路新設改良事業（道路整備計画に基づく事業展開）

③安全で快適な道路環境と維持管理の充実



安全で快適な交通環境づくりのため、交通安全施設等の整備や道路の利用者にわかりやすい路面標示に取り組むとともに、住民の協力と参加を得ながら、道路整備計画、長寿命化修繕計画に基づいた事業展開による道路の維持管理の充実と長寿命化に取り組みます。

道路の不良個所の早期発見に努め、交通の利便性と安全性の維持に努めます。また、橋梁修繕率の水準の向上に努めます。

<主な事業>

- 道路維持修繕事業

④生活交通の維持と確保



地域の暮らしを支える交通手段を効率的かつ効果的に確保するため、関係機関・事業者と連携しながら、バス路線の再編やデマンドバス[※]のさらなる活用、車両の効率化と快適に誰もが利用しやすい交通環境を整備します。

バス路線については住民の利用実態や運営状況等を踏まえながら、必要な生活交通路線の維持や利用率向上に取り組みつつ、利用特性に応じた公共交通への転換、廃止路線への対応に取り組みます。

バスロケーションシステム[※]などのDXの取組を普及・推進することで、利用者の利便性を向上させ、利用促進を図ります。

利用実態に応じた交通モード・車両の規模・便数の検討を行い、利用実態に応じた、持続可能な公共交通を実現します。

<主な事業>

- デマンドバス（ホープタクシー）利用促進事業
- 町内公共交通再編事業
- 広域的公共交通利用促進事業
- 地域公共交通 MaaS[※]（マース）推進事業

情報通信技術の 基盤整備と利活用の推進

■ 施策の方向性 ■

町内に光回線による情報通信網の整備が進んでおり、住民生活の利便性等の向上が図られています。デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会をめざし、情報通信基盤を活用した、新たな住民サービスの検討や防災情報及び音声告知サービス等、様々な情報の取り扱いを検討するとともに、情報セキュリティ対策の高度化や、あらゆるリスクを想定した予防策の把握に取り組めます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
光回線への移行率	—	100%

▼ 施策の展開 ▲

① 地域情報通信基盤の整備と電子自治体の構築 ...



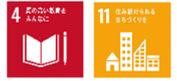
高度情報化に対応して住民生活の利便性や安全性、定住や企業立地等の条件を高めていくため、地域情報通信基盤の整備と情報通信網を活用した各種サービス提供の環境整備やデジタルデバイド（情報格差）対策に取り組み、すべての町民がブロードバンドサービス※を利用できる環境の構築を図ります。

情報通信基盤を活用した住民サービスの向上や情報の受発信に取り組み、北広島町 DX の実現によるスマートタウン※の実現をめざします。

< 主な事業 >

- DX 推進事業
- 電子計算組織管理運営事業
- 北広島町 F T T H ※（エフティティエイチ）化事業

②多彩な拠点の形成とネットワーク化の推進.....



子どもから高齢者までが、安心して適切に情報通信技術を活用できるよう、学校教育や生涯学習等を通じて情報教育を充実します。

また、関係機関と連携しながら、個人情報を保護するとともに、情報通信技術を悪用した不正アクセスやプライバシーの侵害の防止等に取り組みます。

GIGAスクール^{ギガ}※構想等により学校教育において導入した情報機器について、持続的に運用していくための維持管理に努めるとともに、家庭学習や生涯学習にも活用できるよう、端末を利用した学習等がシームレス^{*}に行えるような環境整備を進めます。

<主な事業>

○学校施設 ICT 環境整備事業

○自治体情報セキュリティ対策抜本強化事業

生物多様性の保全と 持続可能な循環型社会の形成

■ 施策の方向性 ■

町民一人ひとりの環境負荷の少ない暮らしや産業活動の促進、環境保全対策等を進め、地域ぐるみでカーボンニュートラル※に向けた社会の実現をめざします。

また、本町の美しい景観の特色を生かせるよう、住民の景観や環境美化の意識をより高め、地域・事業者等と連携を図りながら、自然や歴史・文化が豊かに息づく景観を守り、生み出し、育てていくことに取り組みます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
固形一般廃棄物の排出量の削減率	2,916 t（R2）	2,653 t（9%削減）
事業系一般廃棄物の排出量の削減率	1,953 t（R2）	1,777 t（9%削減）
生物多様性きたひろ戦略 教育・文化編策定	—	策定完了

▼ 施策の展開 ▲

① 持続可能な資源循環型社会の実現



住民の理解と協力を得ながら、ごみ処理基本計画の目標に基づいて、5R※（ファイブアール）の推進、ごみの不法投棄の防止への取組等を進めるとともに、ごみ処理体制の整備・充実や事業者責任に基づいたごみの適正処理及びゼロ・エミッション※を促進します。

資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動を継続し、一般家庭の生活ごみの分別回収を促進します。

また、資源ごみリサイクル事業は団体の環境意識の継続と持てる力を持続させ、適正なごみの処理、及び再資源化に努めます。

行政においても役場や公共施設における分別廃棄や適正処理を進め、規範となるべき環境意識の向上をめざします。

< 主な事業 >

○資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業

○不法投棄防止事業

②環境保全の意識啓発と活動の支援



循環型社会の形成や環境保全等を進めるため、住民や事業者等に対して、様々な環境情報を適切かつ分かりやすく提供しながら、意識啓発に取り組むとともに、住民の主体的な取組を支援します。

引き続き、広報きたひろしまによる周知を推進するとともに、ケーブルテレビを活用した動画配信などによる啓発についても検討します。

芸北地域では、木質バイオマスの利用拡大を図るため、せどやま再生事業*がNPOにより展開されており、林業事業体の協力により、こうした活動を全町域に広げるよう支援します。

<主な事業>

- 広報・啓発事業

③再生可能エネルギーの利活用等による環境保全対策の推進



関係機関との連携を図りながら、再生可能エネルギーの導入や森林の保全、公害の防止等地球温暖化対策や環境保全対策に関わる取組を進めます。

また、再生可能エネルギーの普及啓発を図り、環境性能に優れた車輛や、環境に配慮した機器の導入を促進します。

<主な事業>

- エコツーリズム事業
- 電気自動車導入事業
- 薪ストーブ購入補助金事業

④生物多様性の保全



環境美化や景観等に対する住民意識の啓発を図りながら、行政と住民等が協働し、環境美化や環境衛生、美しい景観づくりを進めます。

データベース化事業、高原の自然館事業については、資料収集、研究、剥製制作、展示公開の一連の事業を継続して推進します。

また、野生生物保護区の設置は、国及び県の動向や地域の要望を注視しながら、必要に応じて順次指定を進めます。

これらの取組をまちづくりに反映させるため、定期的に生物多様性審議会を開催し、多分野の施策や関係者等との合意形成に基づき、計画的に推進します。

<主な事業>

- 高原の自然館事業
- 野生生物保護区の設置事業
- 生物多様性情報データベース化事業

⑤地域ぐるみで取り組む美しい環境と景観づくり ...



豊かな自然、歴史・文化、暮らしが息づく美しい環境と景観を守り、育て、生み出すため、法・制度の活用や住民や関係団体等の協力を得ながら、自然環境の保全・活用や景観づくり等に取り組むとともに、景観の面からも本町の顔づくり、イメージづくりを進め、広く情報発信を進めます。

引き続き、一斉清掃と地区支援活動を支援するとともに、一人の問題も地域の問題として解決してもらうよう地区支援活動を啓発します。

<主な事業>

- 協働による清掃活動の支援事業

⑥自然と歴史・文化と暮らしが息づく環境と景観の保全・創出 ...



豊かな自然、歴史・文化、暮らしが息づく美しい環境と景観を守り、育て、生み出すため、法・制度の活用や住民や関係団体等の協力を得ながら、自然環境の保全・活用や景観づくり等に取り組むとともに、景観の面からも本町のイメージづくりを進め、広く情報発信を進めます。

ササユリの里再生プロジェクト事業のもと、薪活等の活動、地域おこし協力隊※を中心とした里山活用、せどやま事業などの活動の事業拡大を支援し、自然と環境、文化と暮らしが共存する、住みたいまち、好きな町の形成に努めます。

<主な事業>

- ササユリの里再生プロジェクト事業（再掲）
- 環境教育プログラムの整備・実施（再掲）
- テングシデ群保全事業（再掲）
- 芸北茅プロジェクト事業（再掲）

水を大切に暮らしの維持

■ 施策の方向性 ■

安全で良質な水道水を安定的に供給するため、良質な原水の確保や水道施設の計画的な整備・更新、効率的な上水道事業の運営や維持管理の充実に取り組みます。

下水道への接続を推進し水質向上を図るため、下水道施設の長寿命化計画、農業集落排水施設の最適整備構想・実施計画等を着実に推進し、計画的な修繕・改築に取り組みます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
汚水最適処理の実施割合	90.0%（R2）	96.0%

▼ 施策の展開 ▲

① 上水道の整備



安全で良質の水道水を安定して供給するため、地域の実情や今後の水の需要を踏まえ、上水道事業を効率的に運営しながら、土師ダム周辺への浄水場の整備、送水管の敷設等を進めます。

令和5年度より本町の水道事業は、広域事業団による運営へと移管します。広域化によるメリットである経営統合やスリム化を図るとともに、老朽化が進む水道施設の点検や更新などを計画的に進め、将来にわたり持続可能な事業を構築します。

< 主な事業 >

- 土師ダムを水源とした広域浄水場の建設事業
- 広島県水道広域連合企業団への参画
- 老朽管等更新事業

②汚水処理施設の整備及び円滑な下水等の処理 …



生活環境の改善や公共用水域の水質保全に寄与するとともに、活力ある中山間地域の社会資本整備に資するため、し尿・生活雑排水等を処理する施設の整備を進めます。

ストックマネジメント※をはじめとした更新計画を着実に進めるとともに、令和6年度からは下水道事業の公営企業法適化により経営の見える化を行い、適正運営による持続可能な事業をめざします。

<主な事業>

- 小型合併処理浄化槽普及推進事業
- 長寿命化計画実施事業
- 公営企業法適用化
- 公共下水道ストックマネジメント
- 農業集落排水機能強化対策事業

災害や緊急時に強い 地域社会の実現

■ 施策の方向性 ■

災害時の体制として、公共施設等の計画的な整備の検討に取り組むとともに、避難所の適正配置や要配慮者の避難、男女の性差等にも配慮した避難所運営等、災害時支援体制の確保に取り組めます。バランスの取れた「自助・共助・公助」の仕組みづくりをすすめ、特に公助の担い手である常備消防については、必要不可欠な社会基盤の一つとして、署所配置の検討を含め持続可能な消防力の確保をめざします。

また、平時より危険箇所の把握や災害時の対応策について住民に周知・啓発し、地域防災リーダー及び地域の防災組織活動の支援を行います。

消防・救急体制としても、消防車両等や訓練施設を含めた消防庁舎の整備更新、消防隊員の資質向上、救急救命士の養成、住民の救急救命等に関する意識啓発・機運醸成に取り組めます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
住民・自主防災組織 ・幼少年女性防火クラブ員の参加人数	10,935 人（R2）	延 25,000 人（R4~8）
救急救命講習の受講者数	1,257 人（R2）	年間 2,500 人

▼ 施策の展開 ▲

① 防災体制と災害時の対応強化



地域における防災意識を高め、地域住民の手による自主防災組織の育成や学び塾のプログラムを通じた地域防災リーダーの自律的な活動促進、学校教育との連携による防災の担い手育成、避難行動要支援者※に対する支援体制を構築するとともに、広域的な連携によって様々な状況に対応できるよう、出水期前の防災会議等の開催や各種防災訓練の実施など、より強固な防災体制づくりを進めます。

浸水被害や土砂災害等の発生のおそれがある区域の把握及び防災・減災対策を講じるとともに、災害時には、迅速な応急対策と早期復旧を進めます。

令和3年3月末に運用停止した防災行政無線に変わる行政情報配信システム（きたひろ情報アプリ）の普及促進を図ります。

< 主な事業 >

- 自主防災組織の設立・活動支援事業
- 地域防災計画改訂事業
- 避難行動要支援者制度事業
- 地域防災リーダー活性化プログラム（学び塾）
- 防災訓練実施事業
- 防災行政無線施設撤去事業

②持続可能な消防力の確保



町民アンケートにおいて、重要度の高かった「消防・救急」について、住民の生命や財産を守り、緊急時において迅速かつ的確な対応ができるよう、消防隊員の資質の向上や施設・設備及び装備の整備・更新を進め、消防・救急体制を強化します。特に、老朽化が進み、かつ耐震性を有しない消防本部・消防署庁舎については、将来の消防のあり方を見据えつつ、防災拠点確保の観点からも、早急な建て替え更新を進めていきます。

町民の高齢化等に伴う救急ニーズの変化などを把握し、計画的に着実に実施できる体制整備を進めます。

地域の自主防災組織や地域防災リーダー、地域代表者等の支援を行い、災害対策を行う気運を高めるとともに、自助・共助が機能するよう講習会等で災害対応に関する啓発を行います。

< 主な事業 >

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ○災害に対する町民への広報・啓発事業 | ○消防用設備維持管理事業 |
| ○消防・救急体制強化事業 | ○消防本部・消防署庁舎整備事業 |

安全な暮らしの確保

■ 施策の方向性 ■

本町は全域が豪雪地帯に指定されているため、冬期における道路等での移動や公共施設等の利用を確保し、生活の安全・安心を守るため、地域と協働で適切な除雪を実施します。

犯罪や消費者被害等から町民を守るよう、地域における「犯罪からの安全」の実現をめざし、総合的な視点から、行政・警察・住民が連携してその実現に取り組みます。

交通安全対策として、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備を進めるとともに、飲酒運転の撲滅をはじめとする交通安全意識の啓発に取り組みます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
交通事故件数	15件（R2）	0件
交通事故死者数	0人（R2）	0人

▼ 施策の展開 ▲

① 協働による除雪対策の推進



降雪時における暮らしや経済活動に関わる移動を確保するため、道路や公共施設等の迅速かつ適切な除雪活動が実施できるよう体制の維持、充実等に取り組みます。また、災害時の緊急輸送道路の確保に取り組みます。

< 主な事業 >

- 除雪事業



②防犯対策・消費者保護対策の充実

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、地域住民の参加を得ながら、行政や警察、地域団体等の密接な連携によって安全教育や地域防犯対策を推進し、犯罪の未然防止に取り組みます。

消費者の安全と利益を守るため、関係機関と連携し、町民が相談しやすい環境を整備します。

消費生活情報の提供や相談体制の充実を進めるとともに、高齢者等が相談しやすい相談体制の構築や、学校教育、生涯学習等を通じた消費者教育の充実を進めます。

<主な事業>

- 消費生活相談事業
- 防犯カメラ設置補助事業
- 法律の専門家による相談事業
- 防犯灯設置補助事業



③交通安全対策の充実

交通事故のない安全で住みよいまちづくりを進めるため、住民の交通安全教育の推進や交通安全意識の高揚、交通安全施設の整備等、安全で快適な交通環境の確保に取り組みます。

<主な事業>

- 交通安全にかかる啓発事業
- 交通安全施設設置事業
- 交通安全プログラムの推進事業



施策分野 V

住民のための行財政運営

< 施策 >

V - 1	町民と行政による協働のまちづくり	P 106
V - 2	健全な行財政改革	P 108

重点的な取組

① 地域間をつなぐ人材ネットワークの仕組みづくり

新たな地域を支える人同士の密な連携や協議の機会を増やし、多様な化学反応による住民自ら創り出す“おもしろい”取組が生まれる仕組みを構築します。

② DX（デジタルトランスフォーメーション）の導入によるスマート化

クラウドサービス※や AI・RPA※（アールピーイー）等の活用による、DX 導入を推進するとともに、デジタル人材の採用と連携により、行政手続きだけでなく、まちづくりそのものの合理化・スマート化をめざします。

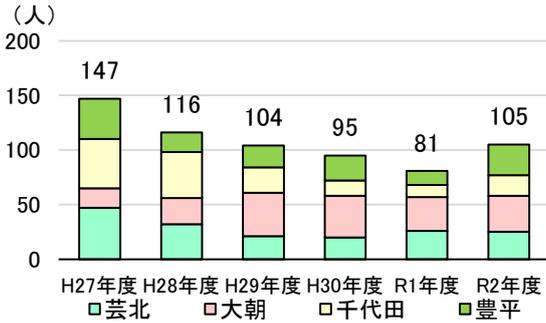
まちの現状



1

町政に対する町民の関心を高めることが重要。

■地域町政懇談会参加人数の推移



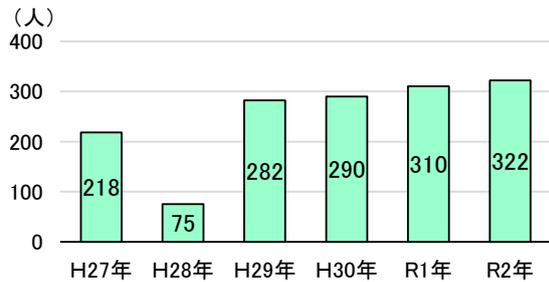
資料:北広島町資料

- ・ホームページのリニューアルやきたひろネットによる議会中継、広報紙等、行政情報の発信体制を整備しており、町政懇談会、町長対話室、アンケート調査等も実施しています。
- ・懇談会参加人数は令和2年度に増加しており、引き続き参加者を維持する取組が必要です。

2

地域のまちづくりを推進する組織の活性化が重要。

■自治振興会主催研修会参加人数



資料:北広島町資料

- ・地域協議会の停滞や補助金利用数が減っているなどの課題があります。
- ・まちづくりを担う人材の発掘や育成のための学習や体験の参加機会は少ない状況となっています。

3

効率的な行政運営を行い、質の高いサービスを維持。

■総職員数の推移

第1次行革	H17	H18	H19	H20	H21		
職員総数(人)	430	426	410	399	391		
第2次行革	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
職員総数(人)	387	375	373	361	356	349	337
第3次行革	H29	H30	H31	R2	R3		
職員総数(人)	336	324	300	287	284		

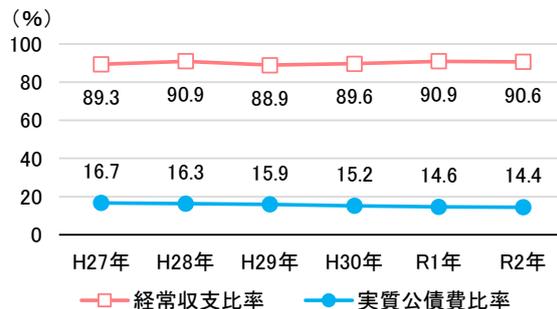
資料:北広島町資料

- ・本町では行政改革による定員の適正化のため、総職員数の削減に取り組んでいます。
- ・厳しい財政状況や社会情勢の変化に対応した、効率的・効果的な行政運営が重要となっています。

4

行財政の効率化、健全な行政運営が必要。

■経常収支比率[※]及び実質公債費比率[※]の推移



資料:北広島町資料

- ・公債費負担適正化計画の着実な推進により、財政運営の改善は進んでいますが、依然義務的経費は高い水準にあります。
- ・地方公営企業等については、経営健全化と実質的な住民サービスの水準維持が課題となっています。

町民と行政による 協働のまちづくり

■ 施策の方向性 ■

分権型社会の進展により、住民や行政が自らの判断と責任でまちづくりを進めることが求められています。これまでのような均一的・画一的な行政サービスだけでなく、住民や地域の自発性に基づいた活動を支援し活性化するとともに、行政施策については町民の理解を得ながら協働で取り組んでいくことが大切です。住民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、まちづくり基本条例に基づき行政施策の積極的な情報発信や広聴機会の充実を図り、まちづくりに対する町民の意識関心を高めるとともに、協働の取組を推進する多様なまちづくりの担い手の育成や組織の活性化に取り組めます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
地域活性化支援数	6 団体（R2）	延 20 団体（R4～R8）
ふるさと寄附金額	3,880 万円（R2）	1 億円

▼ 施策の展開 ▲

① 行政情報の共有と広聴機会の充実



住民参加を推進するためには広報・広聴活動は欠かせないものであり、積極的な情報公開や情報発信をはじめ、住民のまちづくりへの理解と協働を得るための取組を強化します。また、町全体や地域、行政区単位において、今後のまちづくりを住民が一緒になって検討する機会、行政と地域とが意見交換をする場を充実します。

< 主な事業 >

○まちづくり意見箱設置事業

○町長対話室・町政懇談会開催事業



②住民と一体となったまちづくり

自分たちの住む地域は自分たちで守り、育て、創るとする考え方を基底に据え、情報の公開と共有による透明性と信頼性の確保を図りながら、住民・自治振興会・地域協議会・NPO等の多様なまちづくりの担い手と行政が相互に連携し、互いに汗と知恵を出し合い、それぞれの役割分担を明確にしたうえで、それらが一体となった幸福感のあるまちづくりを行います。

また、まちづくりに対するアドバイスや資金的な協力、参加・参画等、様々な支援が受けられるよう、住民や企業等に加え、本町に関わりを持つ人や出身者等の「北広島町ファン」を増やし、人的ネットワークづくりに取り組みます。

<主な事業>

- 地域施工支援事業
- きたひろ応援隊事業
- きたひろ学び塾
- 集落活性化支援事業
- きたひろ応援ファンド事業（再掲）
- 協創のまちづくり
- ふるさと寄附金事業

③コミュニティ施設の整備・充実と有効活用



コミュニティ施設の役割分担と連携のもとに、それぞれが特色のある施設となるよう整備・充実を進めるとともに、広く施設やそこでの活動等に関する情報を発信しながら、その有効活用を進めます。

<主な事業>

- コミュニティ施設整備事業（再掲）
- 生涯学習・ひとづくり・まちづくりの拠点整備事業

健全な行財政改革

■ 施策の方向性 ■

効率的な組織・機構づくりとして、所管部署の改編や設置・廃止を行うとともに、ICT 技術を導入した DX 化をいち早く推進し、高度化・多様化する住民ニーズに対応する組織・機構の充実及び人員配置に取り組むことで、スマート自治体をめざします。また、県や周辺市町との強固な連携による、地域一体となった広域行政を推進します。

また、経営健全化と実質的な住民サービスの水準向上を図るため、各事業においては的確な経営計画を策定し、一般会計も含めた持続可能な運営規模等を明確にするなど、住民の理解と協力を得ながら具体的な取組を展開します。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
適正な定員管理と適正配置の設定	287 名（R2）	277 名
公共施設等総合管理計画の更新	—	更新完了

▼ 施策の展開 ▲

① 広域的な連携の推進



広域的に共通する課題や地域の魅力づくり、広島市を中心とした広域連携中枢都市圏としての発展を本町に生かしていくため、関係自治体等との連携を進め、事業や市町の枠を超えた住民サービスの提供を図ります。

特にサイクリング・里山登山・毛利関連・神楽・緑化での連携は引き続き推進していき、北広島町の魅力づくりに生かしていきます。

< 主な事業 >

- 広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく事業
- 全国都市緑化ひろしまフェア
- 周遊・滞在推進事業(再掲)



② 効率的な行政運営の推進

新たな行政課題や複雑多様化する行政需要と住民ニーズに的確に対応するため、組織・機構の見直しや職員の適正配置を実施しながら、DX(デジタルトランスフォーメーション)などを活用した、時代に即した合理的な組織と仕組みを構築し、スマート自治体^{*}としての北広島町をめざします。

< 主な事業 >

- 北広島町第4次行政改革大綱策定事業



③ 健全な財政運営の推進

自立性の高い財政構造の構築をめざし、住民の納税意識を高めながら、自主財源の確保に取り組むとともに、義務的経費をはじめとした経常経費の圧縮、投資的経費については必要性の検討はもとより、既存施設の更新、統廃合、長寿命化・老朽化対策、有効活用を進め、将来負担の軽減に取り組みます。

財政規模の適正化を図るため、事業調整・進捗調整を行い、計画的な施策の展開に取り組めます。

< 主な事業 >

- 公共施設等総合管理計画推進事業（再掲）



④ 地方公営企業等の経営改善

地方公営企業等の経営健全化と実質的な住民サービスの水準の維持・向上を図るため、各事業においては経営の見える化を積極的に行い、経営戦略に基づく適正な経営管理に取り組み、状況変化に応じた見直しを行うなど、住民の理解と協力を得るための努力を絶えず行い、常に持続可能な事業化と経営改善に取り組めます。

< 主な事業 >

- 公営企業適正運営事業
- 各種料金・使用料等改訂事業
- 広島県水道広域連携への参画
- 公営企業法適用化（再掲）

資料編

用語解説

北広島町まちづくり総合委員会

北広島町まちづくり基本条例

用語解説

初掲載頁	用語	解説
104	RPA	Robotic Process Automation の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できる自動化ツールのこと。
9	IoT	Internet of Things の略で「モノのインターネット」と訳される。パソコンやスマホなどの情報通信機器に限らず、様々なモノがインターネットにつながり、より便利な生活やビジネスにつながる仕組み。
9	ICT	Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス。
56	空き家バンク	空き家の売却または賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、当該自治体への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介する制度。
51	e コマース	Electronic Commerce の略。インターネットなどのネットワークを介して契約や決済などを行う取引形態のことで、インターネットでものを売買することの総称。
26	インターンシップ	在学中・卒業直後の学生が、自分の専攻や将来のキャリアと関連した就業体験を一定期間行うこと。
26	インバウンド	「内向きの」という意味をもつ言葉。一般的に観光において、外国人旅行者を自国へ誘致する動きや訪日外国人旅行のことを指す。
16	インフラ施設	「社会基盤」と呼ばれ、一般的に経済インフラと社会インフラに分類される。経済インフラには鉄道、空港、港湾、発電所、通信設備、上下水道施設、パイプラインなどが含まれ、社会インフラとしては学校、病院、警察署などが挙げられる。
9	AI	人工知能(Artificial Intelligence)の略。人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。
14	SNS	Social Networking Service の略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。
23	NPO	医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野の民間の営利を目的としない活動団体のこと。一定の要件を満たし国や県に届け出て法人格を取得し、活動している「特定非営利活動法人(NPO法人)」もある。
92	FTTH	Fiber To The Home の略。各家庭まで高速通信が可能な光ファイバを引き込むこと。
85	LGBTQ	女性同性愛者(Lesbian)、男性同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人(Transgender)、自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人など(Questioning)の頭文字をつないだ言葉。性的マイノリティの方を表す総称のひとつ。
94	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を削減し、植林、森林管理などによる「吸収量」を保全及び強化することで均衡させ、合計を実質的にゼロにすること。
75	介護予防	家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行うこと。
34	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
36	観光プロモーション	観光マーケティング活動における販売促進活動全般のことで、具体的には広告・広報(PR)、セールスプロモーションなどのこと。
93	GIGA スクール	Global and Innovation Gateway for All の略。小中高等学校などの教育現場で児童・生徒各自がパソコンやタブレットといった ICT 端末を活用できるようにする取組のこと。
12	キャッシュレス	紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法のこと。クレジットカード、電子マネー、デビットカード、スマートフォンを使った QR コードなどの種類がある。

初掲載頁	用語	解説
2	協働	共通の目的を実現するために、住民等と行政が、それぞれ自らの果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場でお互いの特性や能力を活かしながら、連携し、協力することをいう。
104	クラウドサービス	利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。利用者側が最低限の環境を用意することで、どの端末からでも、さまざまなサービスを利用することができる。
11	グローバル化	インターネットの普及などにより、文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが、国や地域などの地理的境界、枠組みを越えて大規模に行なわれるようになり、地球規模で統合、一体化される様子。
105	経常収支比率	地方税、地方交付税、譲与税・交付金などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指数。財政構造の硬直度を表すものさしとされているもの。
40	KPI	重要業績評価指標(Key Performance Indicator)の略。目標を達成する上で、その達成度合いを計測・監視するための定量的な指標のこと。
78	健康寿命	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。平均寿命から介護等が必要な期間を引いた数が健康寿命となる。
13	減災	災害が発生することを想定し、予め備えておくことで、できるだけ被害を小さくするための取組のこと。
81	権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践。
32	合計特殊出生率	一人の女性が一生のうちに産む平均的な子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率(各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合)の合計から計算する。現在の人口を維持するためには、この合計特殊出生率が2.07以上必要であるとされている。
27	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる仕組み。
15	再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など、「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO2を排出しない(増加させない)」の3点を特徴とするエネルギーのこと。
52	サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星(サテライト)のように存在するオフィスという意味。
40	産官学金	大学などの教育・研究機関と企業、行政が連携した事業創出や技術開発などの取組に、産業支援機関や金融機関が、窓口相談や情報提供、伴走支援など一緒になって取り組むこと。
93	シームレス	「継ぎ目のない」という意味で、転じて複数のサービス間のバリアをとり除き、容易に複数のサービスを利用することができることを指す言葉。
105	実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率のこと。
56	集落支援員	自治体から委嘱を受け、自治体職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する、その地域の実情に詳しく、集落対策の推進についてのノウハウ・知見を有した人材。
15	循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。
60	食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する能力を楽しく身につけるための学習等の取組のこと。
99	ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
109	スマート自治体	AIやRPAツールなどを活用することで、職員が行っている事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いたりして、効率的にサービスを提供する次世代の自治体像のこと。

初掲載頁	用語	解説
92	スマートタウン	「都市が抱える諸問題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画・整備・管理・運営)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区」として定義される“スマートシティ”に対して町や市街を意味する“タウン”を当てはめた造語。
45	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。
15	生物多様性	地球上に生きる動物や植物、昆虫など、いろいろな生き物がお互いにつながり合っている状態のこと。
25	セグメント	集団やまとまりを区切った区分のこと。特にビジネスにおいては、ターゲットなどを何らかの指標に基づいて区切ったまとまりを指す。
95	せどやま再生事業	木材価格の低迷などで荒廃した山林を、住民自らの手によって木を切り出し、買い上げる仕組みを作り上げることで、山林の景観および生態系保全、地域経済の活性化、木質バイオマスの利用促進を図る事業。
94	ゼロ・エミッション	人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすることをめざしながら最大限の資源活用を図り、持続可能な経済活動や生産活動を展開する理念と方法のこと。
52	創業セミナー	起業準備をしている人を主な対象として、事業計画の立て方など、起業に必要な情報を提供するセミナー。
52	SOHO	パソコンなどの情報通信機器を利用して、小さなオフィスや自宅で、受託した委託業務を行う働き方、またはその仕事場や物件のこと。
11	Society5.0	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
61	体・徳・知	「生きる力」(知・徳・体のバランスのとれた力)を育むとする学習指導要領における基本理念に対して、義務教育段階ではたくましく生きていくために必要な力(健康・体力～安心安全と耐力)と自他ともに大切にする豊かな人間性を身に付け、基礎学力を向上させていくという町の考え方を指すもの。
60	体力合計点	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における小学校5年生は8種目・中学校は9種目のテスト項目(50m走・上体起こし・ソフトボール投げ等)の計測数値(速さ・回数・距離等)を、項目ごとに10点満点の得点に換算し、その得点を合計した値のこと。
15	脱炭素	地球温暖化の原因となるCO2などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。
85	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
10	団塊の世代	日本で昭和22年から昭和24年までのベビーブーム時代に生まれた世代。
96	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。
91	地域公共交通 MaaS	Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービスで、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。
80	地域包括ケア	高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいが一体的に切れ目なく提供される状態。
28	地域防災リーダー	災害時の被害を最小限におさえるため、自治会の防災担当として、平常時には地域特性を考慮した防災計画づくりや効果的な訓練の企画運営、災害時には地域住民の避難誘導や救出・救護活動の指揮を行うなどの役割を担う人材。
2	地方創生	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことをめざすもの。
9	DX(デジタルトランスフォーメーション)	企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

初掲載頁	用語	解説
91	デマンドバス	「ドア・トゥ・ドア(行きたい所から行きたい所まで)」サービスを実現する乗り合いによるバスサービスのこと。出発地及び目的地を事前に予約する。
14	テレワーク	ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務(施設利用型勤務)」の3つの形態がある。
75	特定健康診査	実施年度において、40～74歳となる医療保険の加入者を対象として、国民健康保険、健康保険組合等の各医療保険者が実施する健康診査。平成18年の医療制度改革により、平成20年4月から始まった。
61	特別支援教育支援員	幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする人材。
61	特別支援教育相談員	児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、児童生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など、児童生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言する人材。
27	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人のこと。
15	ネウボラ	元はフィンランドの母子支援制度のことで「助言の場」という意味。地域社会から孤立し、妊娠や育児に不安を抱える子育て家庭が増える中、妊娠・出産から子育て期にわたって親子を切れ目なく支援する仕組み。
91	バスロケーションシステム	GPS等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに情報提供するシステム。
85	ハラスメント	いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」のこと。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど種類は様々だが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。
34	パラレルキャリア	収入の基盤となる本業と並行して、自分の好きな分野で第二のキャリアを築くこと。ひとつの企業に捉われない、これからの社会での働き方・生き方に対する考え方。
15	バリアフリー	障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
28	BCP	事業継続計画(Business Continuity Plan)の略。テロや災害、システム障害など危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策を用意し、生き延びられるようにしておくための計画。
14	ビッグデータ	情報通信技術の進歩によってインターネット上で収集、分析できるようになった膨大なデータ。そのデータ間の関係性等を分析することで、新たな価値を生み出す可能性のあるデータ集合。
100	避難行動要支援者	高齢者や障がい者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方の総称。
94	5R	ごみの削減としての行動を表す、Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)という「3R」の考え方に、Repair(リペア)とRefuse(リフューズ)という新たな考え方を加えた言葉。
27	ファミリー・サポート・センター	子育ての援助をしてほしい方(依頼会員)に子育ての援助ができる方(協会会員)を紹介し、会員同士で子育ての相互援助活動を行うことができるよう橋渡しすることにより、地域ぐるみで子育て支援を行う事業。
64	フィールドミュージアム	博物館を従来の「箱もの」に展示物が入っているというスタイルではなく、地域の自然や人々の営みそのものを博物館とみなし、研究・保全・普及という博物館的活動を通じて、社会的にも経済的にも活用を図ろうという構想。
92	ブロードバンドサービス	速度の速い通信回線と、その回線を利用して、大容量データを活用するさまざまなサービスのこと。
65	文化財	文化財保護法によると、「我が国にとって歴史上又は学術上(芸術上、鑑賞上)価値の高いもの」であり、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」として分類定義されている。

初掲載頁	用語	解説
15	ポストコロナ	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な流行において、コロナウイルスが社会に存在していることを前提として、これからどう共存していくのかというときに使われる言葉。
28	木質バイオマス	「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」=「バイオマス」の中でも、木材からなるものを指す。
35	UIJ ターン	地方からどこか別の地域(主に大都市)へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住む「U ターン」、生まれ育った地域(主に大都市)からどこか別の地方へ移り住む「I ターン」、地方からどこか別の地域(主に大都市)に移り住み、その後生まれ育った地方近くの(大都市よりも規模の小さい)地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住む「J ターン」を組み合わせた言葉。
43	有効求人倍率	企業からの求人数(有効求人数)を、公共職業安定所(ハローワーク)に登録している求職者数(有効求職者数)で割った値で雇用動向を示す重要指標のひとつ。
24	幼保連携型認定こども園	保育園と幼稚園の認可を持つ施設が、単一の施設として機能を果たすもの。養護と教育の2つの役割を持った施設。
34	ライフステージ	人間の発達段階について、独特の特徴が現れるいくつかの区切りをもってとらえるもの。一般的には、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期のように区分されている。
14	リモートワーク	従業員がオフィスに出勤することなく、インターネットを利用したテレビ会議・チャット・メールなどを用いながら、会社以外の遠隔の場所で業務を行うこと。
45	6次産業化	1次産業としての農林水産業と、2次産業としての製造業、3次産業としてのサービス業等の事業を総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
25	ワークショップ	目標・課題を設定し、その実現や解決のために集まった人々が勉強しながら、まちづくりや計画づくりなどに取り組む、参加体験型の創造活動。
15	ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

北広島町まちづくり総合委員会

1. 計画の見直し・検証の経過

年月日		内容	備考
令和2年	7月20日	第1回まちづくり総合委員会	総合計画の進捗状況、令和元年度実施事業の評価・検証等について協議
	10月1日	第2回まちづくり総合委員会	総合計画後期基本計画策定における取組の方向性、実施方針等について協議
令和3年	3月17日	第3回まちづくり総合委員会	総合計画後期基本計画策定に係る取組内容の報告、基本構想(案)等について協議
	8月10日	第1回まちづくり総合委員会	町長から諮問 令和2年度実施事業の評価・検証、総合計画骨子(案)について協議
	12月6日	第2回まちづくり総合委員会	総合計画後期基本計画(素案)、意見募集(パブリックコメント)等について協議
令和4年	2月18日	第3回まちづくり総合委員会	意見募集(パブリックコメント)の結果、総合計画改訂版(案)、答申(案)の審議
	2月21日	町長への答申	

2. 答申

令和3年8月10日付け北財第40号で諮問のあったこのことについて、当委員会で慎重に審議した結果、北広島町のまちづくりの指針となる計画として別添のとおり取りまとめましたので、以下の意見を付して答申します。

記

- 「新たな感動・活力を創る北広島 ～人がつながり、チカラあふれるまち～」の実現に向けて、感動・活力の好循環を生み出すよう「つながり」を重視し、町内外に向けた情報発信・情報の共有を強化した取り組みを進め、UIJターンの視点を持ちながら交流人口・関係人口づくりに力を入れるとともに、人・企業・団体同士など、本町に関わりや関心のあるすべての人々をつなぐネットワークを強化すること。
- 総合計画を効果的かつ着実に推進するため、各個別計画との連携を図るとともに、継続的な評価・検証と施策の改善を行い、その公表に努めること。
- 審議過程において各委員から出された意見について、今後の行政の参考として生かしていくこと。

3. 北広島町まちづくり総合委員会委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
公共的団体 (産業)	北広島町商工会	砂原 正則	
		長田 克司	
	広島北部農業協同組合	織田 学	
	安芸北森林組合	長本 丈治	令和2年7月1日から
各種団体 (地域)	芸北地域振興協議会	小笠原 幸信	副委員長
		的場 房美	令和2年度まで
		小川 美寿恵	令和3年度から
	大朝地域協議会	上原 顕照	
		宇川 尚美	
	千代田地域づくり協議会	寺田 清之	
		友田 伸江	
	豊平地域自治振興会	伊藤 佑真	
山本 あゆみ			
知識経験を 有する者 (金融)	株式会社広島銀行	吉村 正明	令和2年9月 30 日まで
		加計 正晴	令和2年 10 月1日から
	株式会社もみじ銀行	禅院 一郎	令和3年3月3日まで
		荒川 正樹	令和3年3月4日から
	広島市信用組合	藤田 登志男	令和3年3月3日まで
		田坂 浩也	令和3年3月4日から 令和3年9月14日まで
西山 慶祐		令和3年9月 15 日から	
知識経験を 有する者 (学識)	広島修道大学	三浦 浩之	委員長
	北広島町小中学校校長会	板倉 寿恵美	
		仲野 泰二	令和2年度まで
		藤田 典生	令和3年度から

【任期】(令和元年度～令和2年度(令和元年7月1日～令和3年3月31日))

(令和3年度～令和4年度(令和3年5月11日～令和5年3月31日))

4. 北広島町まちづくり総合委員会条例

平成17年6月30日条例第238号

(設置目的)

第1条 町民参加を行政運営の基本に据え、町の政策形成過程から町民の意思が反映され、行政と町民が協働して住民福祉の向上と住みよいまちづくりの実現を図ることを目的に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、北広島町まちづくり総合委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて北広島町のまちづくりに関する事項について審議し、意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内を以って組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 知識経験を有する者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第4条 町長は、特別の事項を審議させるため必要があるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を任命することができる。

2 臨時委員は、当該特別事項に関する審議が終了したときは、退任するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

3 部会の所属する委員は、委員長が指名する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財政政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月25日条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

北広島町まちづくり基本条例

平成29年2月10日条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 情報の共有(第5条—第10条)

第3章 住民参加

第1節 住民参加の権利と役割(第11条—第13条)

第2節 住民参加の基本原則(第14条—第18条)

第3節 住民投票(第19条)

第4章 住民自治のしくみ

第1節 住民自治(第20条—第22条)

第2節 地域自治組織(第23条・第24条)

第5章 町議会の役割と責務(第25条・第26条)

第6章 町の執行機関の役割と責務

第1節 町の執行機関の責務(第27条—第31条)

第2節 町の執行機関の事務の遂行(第32条—第35条)

第3節 財務(第36条—第40条)

第4節 評価(第41条)

第7章 自治体連携等(第42条—第44条)

第8章 条例の見直し(第45条)

附則

(前文)

北広島町は、源流域の自然(源流・川、動植物、地形等)と田園文化(歴史、郷土芸能、教育、まちづくり活動等)に代表される資源があり、さらに、中国地方の中央に位置し、東西(近畿・九州)、南北(山陽・山陰)の高速交通体系の結節点としての重要な役割を担いながら発展してきた。

わたしたちは、新しい時代の流れを見据える時、人権を尊重し、心豊かな人づくりを行いながら、地域の資源を生かして、暮らしの安心と美しい自然を守っていき、住み良い北広島町を創ることを決意した。

新しい北広島町を創り上げるためには、住民と町が支え合う官民協働と自分たちの地域は自分たちで治めていくとする住民自治の発展が必要である。

ここに、北広島町は、住民と町の権利や責務を明らかにし、人づくり・協働のまちづくりを進めていくため、まちづくり基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、北広島町におけるまちづくりの基本的な事項を定め、住民と町の権利や責務を明らかにし、住民自治のしくみを制度として定め、北広島町の自治とまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 住民 町内に在住、在勤又は在学する個人と町内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 町 町議会と町の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 町議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持ち、北広島町の意味を決定する機関をいう。
- (4) 町の執行機関 北広島町の行政事務を管理執行する機関をいう。
- (5) 協働 住民と町又は住民同士や各種団体がそれぞれに果たさなければならない責任と役割を認識し、互いに補い合い、協力することをいう。

(まちづくりの基本原則)

第3条 住民と町は、次に掲げる基本原則によりまちづくりを行う。

- (1) 住民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を持つ。
- (2) 住民は、まちづくりに参加する権利を持つ。
- (3) まちづくりは、情報公開と参加により進めていく。
- (4) まちづくりは、住民と町がお互いに支え合いながら行う。
- (5) まちづくりは、住民と町が協働して行う。
- (6) まちづくりの評価を常に行い、将来に生かしていく。

(この条例の位置付け)

第4条 この条例は、まちづくりの基本を定めるものであり、住民と町は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 町は、他の条例、規則などの制定や改廃にあたっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。

第2章 情報の共有

(情報共有の原則)

第5条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、住民がまちづくりについての情報を共有することを基本に進めなければならない。

2 町は、住民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、町政全般についての情報を速やかに住民と共有するように努めなければならない。

(情報への権利)

第6条 住民は、法令で制限される場合を除いて町に対し、町の持っている情報の提供を要求し、取得する権利を持つ。

(意思決定過程の情報共有)

第7条 町は、住民に対し、町政についての意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 町は、審議会や附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

(情報共有のための制度)

第8条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めなければならない。

- (1) 町の仕事に関する情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (3) 住民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

(情報の収集及び管理)

第9条 町は、町政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。

2 町は、その持っている情報を適正に管理しなければならない。

(個人情報保護)

第10条 町は、個人情報の収集、利用、提供及び管理などにおいて、個人の権利と利益が侵害されることのないように必要な措置をとらなければならない。

第3章 住民参加

第1節 住民参加の権利と役割

(まちづくりに参加する権利)

第11条 住民は、北広島町の将来を担うまちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。

2 この権利は、住民の基本的な権利であり、住民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的・経済的環境などにかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加するものとする。

(まちづくりの参加における住民の役割)

第12条 住民は、まちづくりの主体者であることを自覚し、総合的立場に立ち、まちづくりに参加するものとする。

2 住民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを自覚して、積極的にまちづくりに参加するものとする。

3 住民は、様々な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識して、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりに参加するものとする。

(まちづくりの参加における町の責務)

第13条 町は、まちづくりを行う住民の自主性と自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的・経済的環境などにかかわらず、様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡大に努めなければならない。

第2節 住民参加の基本原則

(住民参加の原則)

第14条 町は、企画立案、実施や評価のそれぞれの過程において、住民参加の推進に努めなければならない。

(計画策定における住民参加の原則)

第15条 町は、住民参加のもと、基本構想やこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という)を策定しなければならない。

2 町は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、住民参加のもとで見直しを行うよう努めなければならない。

(計画策定における住民参加の手続)

第16条 町の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、住民に意見を求めるよう努めなければならない。

2 町の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、住民に意見を求めなければならない。

3 町の執行機関は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果とその理由を付けて公表しなければならない。

(審議会等への住民参加)

第17条 町の執行機関は、審議会その他の附属機関の委員に、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

(条例制定における住民参加の手続)

第18条 町は、まちづくりについての重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次の項目に該当する場合を除き、住民の参加を図るよう努めなければならない。

(1) 関係法令などの制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更など簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合

(3) 前2号に準じた制定改廃の場合

2 町は、前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めなければならない。

3 町は前2項の規定により提出された意見について、採否の結果とその理由を付けて公表しなければならない。

第3節 住民投票

(住民投票の原則)

第19条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、町議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。

第4章 住民自治のしくみ

第1節 住民自治

(住民自治の定義)

第20条 住民自治とは、住民自らが地域の発展のために意思決定に参加し、自ら考え行動することをいう。

(住民自治に関する住民の役割)

第21条 住民は、住民自治の重要性を自覚し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

(住民自治に関する町の役割)

第22条 町は、住民が自主的・主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

2 町は、住民自治活動に対して、必要に応じてこれを支援しなければならない。

第2節 地域自治組織

(地域自治組織の定義・要件)

第23条 地域自治組織とは、地域において、主体的な活動を行いながら、身近な課題を解決できるよう、そこに住む地域住民により設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものである。

(1) 組織が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者などで構成されること。

(2) 組織設置の目的が、地域住民と地域社会への貢献を目指すものであること。

(3) 目的・名称・事務所の所在地・代表者などを明記した規約を定めていること。

(地域自治組織の役割)

第24条 地域自治組織は、適正な組織運営を行うとともに、自らの責任をもって組織活動を行うよう努めなければならない。

2 地域自治組織は、人材その他の社会資源を活用し、協働の推進に努めなければならない。

3 地域自治組織は、自らの地域において行われる住民に身近な町の施策などについて、組織の決定を経て、町長に提案することができる。町長は、地域自治組織の提案を尊重しなければならない。

第5章 町議会の役割と責務

(町議会の役割)

第25条 町議会は、法令の定めにより、有権者より選出された議員によって構成される北広島町の意味決定機関である。

2 町議会は、町の執行機関の重要な政策について議決する権限と町政運営を監視する機能を持つ。

3 町議会は、法令の定めにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定などを議決するとともに、町の執行機関に対する検査や監査請求などの権限を持つ。

(町議会の責務)

第26条 町議会は、町政の審議・議決機関であること責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨まなければならない。

2 町議会は、北広島町議会基本条例(平成27年北広島町条例第26号)に基づき、活動しなければならない。

第6章 町の執行機関の役割と責務

第1節 町の執行機関の責務

(町の執行機関の役割)

第27条 町の執行機関は、法令の定めにより、条例、予算、町議会の議決に基づく事務や法令などに基づく事務を、自らの判断と責任において、適正に管理し、執行する機関である。

2 町の執行機関は、事務の執行にあたっては住民との協働に努めなければならない。

3 町の執行機関は、住民の行うまちづくり活動を促進するため、人材育成を図るとともに、必要に応じて支援するよう努めなければならない。

(町長の責務)

第28条 町長は、住民の負託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の運営にあたり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(町の執行機関の責務)

第29条 町の執行機関は、町の事務の企画立案、実施や評価において、内容、効果を住民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。

2 町の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。

(町職員の責務)

第30条 町職員は、住民の負託に基づくことを自覚し、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける協働と創意工夫が常に図られるよう努めなければならない。

2 町職員は、住民本位の立場に立ち、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。

(危機管理体制の確立)

第31条 町の執行機関は、住民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 町の執行機関は、住民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

第2節 町の執行機関の事務の遂行

(組織・体制)

第32条 町の執行機関は、まちづくりや住民の様々な要望に柔軟で迅速に対応できるよう、住民に分かりやすい組織・体制の整備に努めなければならない。

(法務体制)

第33条 町の執行機関は、自主的で質の高い政策を遂行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則などの整備を積極的に行わなければならない。

(人材育成等)

第34条 町の執行機関は、多様化する住民の行政需要に対応できる知識や能力を持った町職員の人材の確保と育成を図らなければならない。

2 町の執行機関は、町職員が自己の能力を向上させることができるよう研修を充実させ、能力向上のための様々な機会の保障に努めなければならない。

3 町職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、あらゆる情報を収集し、政策形成能力の向上に努めなければならない。

(要望等への対応)

第35条 町の執行機関は、住民から苦情、要望、提言及び意見などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。

第3節 財務

(財政運営の基本方針)

第36条 町長は、予算の編成と執行にあたっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

2 町長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行わなければならない。

(財政基盤の強化)

第37条 町は、自立した財政基盤の強化に努めなければならない。

(予算編成、予算執行)

第38条 町長は、予算の編成にあたっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、住民が予算の内容を正確に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。

(財産管理)

第39条 町は、北広島町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

(財政状況の公表)

第40条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付けて分かりやすく公表しなければならない。

第4節 評価

(評価)

第41条 町は、総合計画などの重要な計画、予算、決算、事務内容などについて評価を実施しなければならない。

2 町は、前項の評価の結果を分かりやすく住民に公表し、政策や事務執行に反映しなければならない。

第7章 自治体連携等

(多様な主体の交流)

第42条 町は、住民相互の交流や地域間の交流・連携を積極的に進めなければならない。

(近隣自治体との広域連携)

第43条 町は、広域的取り組みを必要とする施策については、近隣の自治体との情報の共有を一層高め、相互の理解のもと、連携して推進しなければならない。

(地域間交流)

第44条 町は、住民自治と住民参加に支えられた交流活動を積極的に進め、地域間の連携を深め、北広島町の発展を図らなければならない。

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

第45条 この条例は、住民の参加のもと、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2次 北広島町長期総合計画【改訂版】

発行年月:令和4年3月

発行:北広島町(財政政策課)

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田1234番地

TEL:0826-72-2111(代表)